

第二章 東學系類似宗教團體 (附三) 舊派天道教儀節

至氣今至願爲大降

侍天主造化定永世不忘萬事知

一、清水 分酌傳教人ト受教人)

一、心告

「今日教ニ入ツテ天師ニ仕ヘテ无極大道ヲ永守センコトヲ盟誓致シマス」

一、相向拜傳教人ト受教人)

拜式ヲ畢ヘタ後傳教人ハ受教人ニ宗旨ト教人ノ實行(五款)ト修道ノ次第ヲ詳細説明ス

第二節 教人證授與式(入教後三個月)

一、式場 教會堂或ハ自宅

一、執證 一人

一、清水奉奠

一、心告

「今日天師ノ恩德ヲ无極大道ヲ悟ルヨウニナリマシタ」

一、懺悔文朗讀

布德 年 月 日

懺 悔 文

生居某國忝處人偷叩感

天地蓋載之恩荷蒙日月照臨之德未曉歸真之路久沈苦海心多忘失今茲聖世道覺先生懺悔從前之過

願隨一切之善永侍不忘道有心學幾至修煉今以吉辰淨潔道場至誠至願奉請
感應

第三節 通 常 心 告

一、出入起居食飲其他一切行動時ニハ必ズ左ノ如ク心告ス

(布德天下廣濟蒼生ノ大願ト各自自由ノ祈願)

第四節 侍 日 禮 式

一、禮式ハ毎日曜日午前十一時教會堂ニテ行フ

一、執證一人

一、講師一人

一、清水奉奠

一、心告布德天下廣濟蒼生ノ大願ヲ以テス)

一、呪文三回朗讀(呪文ハ侍天主造化定永世不忘萬事知)

一、說教

一、天德頌(奏樂合唱)

一、心告(前ノ心告ト同シ)

一、閉式

第五節 紀念ト祈禱禮式

一、式場ハ教會堂

第二章 東學系類似宗教團體 (附三) 舊派天道教儀節

第二章 東學系類似宗教團體 (附三) 舊派天道教儀節

- 一、時間 八午前十一時
 - 一、執禮一人
 - 一、講師若干人
 - 一、清水奉奠
 - 一、心告(念天念師)
 - 一、呪文三回朗讀(呪文ハ十三字呪文)
 - 一、式辭
 - 一、說教
 - 一、天德頌(奏樂合唱) (紀念ニハ受道紀念頌) (祈禱ニハ還元祈禱頌)
 - 一、心告(念天念師)
 - 一、閉式
- 紀念日
- 天日 四月五日 天宗水雲大神師得道日
 - 地日 八月十四日 道宗海月神師承統日
 - 人日 十二月二十四日 教宗義菴聖師承統日
 - 道日 一月十八日 法宗春菴上師承統日
 - 生辰紀念日
 - 十月二十八日 天宗水雲大神師出世日

- 三月二十一日 道宗海月神師出世日
- 四月八日 教宗義菴聖師出世日
- 二月一日 法宗春菴上師出世日
- 祈禱日
- 三月十日 天宗水雲大神師殉道日
- 六月二日 道宗海月神師殉道日
- 五月十九日 教宗義菴聖師殉道日

第六節 慰靈式

- 一、一般殉教人ノ慰靈式ハ毎年三月十日ニ行フ
- 一、式場ハ教會堂
- 一、時間ハ隨意
- 一、執禮一人
- 一、講師若干人
- 一、清水奉奠
- 一、心告
- (皆々様ノ英靈ガ我等ノ性靈ト融合シテ布徳天下廣濟蒼生ノ大願ヲ實現セシメテ下サイ)
- 一、呪文三回朗讀(十三字呪)
- 一、慰靈文朗讀

第二章 東學系類似宗教團體 (附三) 舊派天道教儀節

一、慰靈辭

一、心告(同上)

一、閉式

第七節 每日祈禱

一、場所ハ自宅

一、時間ハ毎日午後九時

一、清水奉奠

一、心告通常心告ト同シ)

一、呪文二十一回默誦 (呪文ハ「至氣今至願爲大降侍天主造化定永世不忘萬事知」)

一、心告(同前)

第八節 侍日祈禱

一、時間ハ毎日午後九時

一、場所ハ自宅

一、清水奉奠

一、精米五合奉奠

一、心告布德天下廣濟蒼生ノ大願)

一、呪文二十一回默誦呪文ハ「神師靈氣我心定無窮造化今日至」)

一、心告(同前)

第九節 謝恩祈禱

教人ガ子女ヲ生ム時カ教帖其他褒賞ヲ受クル時清水ヲ奉奠シテ心告ス

第十節 婚禮式

一、式場 教堂又ハ自宅

一、執禮 一人

一、執事 若干人

一、清水奉奠

一、執禮—行事ヲ告グ

一、男女執事—新郎新婦ヲ導キテ禮卓ニ向ツテ立タシム(男左女右)

一、執禮—心告ヲ參禮員一同ニ告グ(新郎新婦ニ對スル祝福)

一、執禮—心告ヲ新郎新婦ニ告グ

一、心告(天主ト師ノ恩德ヲ今日夫婦ノ誼ヲ結ビ人世ノ幸福ヲ享ケマスコトヲ天主ト師ニ盟誓致シマス)

一、執禮—誓天文ヲ朗讀ス

誓天文

父氏名 第 男氏名

母氏名 第 女氏名

天主ト師ノ恩德ヲ被テ今日婚禮式ヲ行ヒ夫婦ノ誼ヲ結ブコトヲ天主ト師ニ盟誓致シマス

布徳 年 月 日

- 一、男女執事—新郎新婦ヲ導キ左右ニ少退相向立タシム
- 一、男女執事—新郎新婦ヲ導キ拜式或ハ敬禮ヲ行フ
- 一、男女執事—新郎新婦ヲ導キ復位セシム
- 一、男女執事—清水ヲ酌ミ新郎新婦ニ飲マシム
- 一、執禮—心告ヲ新郎新婦ニ告グ
- 心告(天主ト師ノ恩徳デ今日夫婦ノ誼ヲ結ビ人世ノ幸福ヲ享ケマスカラ感謝致シマス)
- 一、禮物交換
- 一、讚辭(執禮又ハ參禮員)
- 一、執禮—心告參禮員一同ニ告グ(新郎新婦ニ對スル祝福)
- 一、執禮—閉式ヲ告グ

第十一節 喪 禮

- 一、收尸ヲ行フ時—清水ヲ奉奠ス(家族一同)
- 一、心告(性靈ガ我々ノ性靈ニ出世シテ永ク人界極樂ヲ享受シテクダサイ)
- 一、正堂ニ清水ヲ奉奠シ清水卓前ニテ弔ヲ受ク
- 一、問弔人ハ清水卓前ニ就キ心告(同前)ヲ行ヒ主喪ニ弔意ヲ表ス
- 一、哀悼敬虔ヲ主トシ呼哭ハ廢止ス
- 一、入棺式ヲ行フ時清水ヲ奉奠ス(日時ハ隨意)

一、心告(同前)(家族及參禮員一同)

一、入棺式ヲ行ツタ後成服式ヲ行フ

一、喪服ハ黒領ヲ以テ表ス(衣服ハ隨意)

一、喪期ハ配偶者ノ父母、夫婦ハ百五日トス 但祖父母、兄弟、叔姪ノ服期ハ四十九日トス

一、除服式ハ還元後百五日ニ該當スル日トスルモ午後九時ニ清水ヲ奉奠シテ心告ス(心告ハ同前)

第十二節 葬 禮

一、發軔時ニ清水ヲ奉奠シ家族及參禮員一同ガ心告ス

一、下棺時ニ家族參禮人一同ガ心告ス 但火葬時ニモ亦同ジ

第十三節 祭 禮

一、還元日ニ當リ先ヅ齋戒ヲ行フ

一、時間ハ當日午後九時トス

一、清水奉奠

一、心告

教人實行條目

(これを好く實行してこそ天道教の篤信者になれます)

一、心告 心告は心中に居られる吾が天の恩恵を思ひつゝ人の根本を確實に悟らむとするもので、外出の時、寢に就く時、床より起きた後、飲食せんとする時、食したる後等、何かの事をなさんとする時と

これを終りたる時、其他一切の行動をなさんとする時毎に必ず

『天主よ、

師よ、

保國安民布徳天下廣濟蒼生致します』と念じ、

尙ほ各々自らの願ふ所があらばいくらでも心告します。

五 款

一、呪文 呪文は天主の恩徳を思ひつゝ萬物化生の根本を明くせんとするもので『至氣今至願爲大降、侍天主造化定永世不忘萬事知』と常に誦ひ念ずるのであります。

一、清水 清水は天地萬物の根本を悟り總ての儀式を代表する儀式で、入教復教時の儀式と侍日・紀念・祈禱の靈式時と毎日祈禱侍日祈禱・師恩祈禱式と婚禮・喪禮・葬禮・諸禮式をする時に必ず床上に清水一器を上げて總ての節次を行ふものであります。

一、侍日 侍日は教會としては個人にも團體にも教化を擴める最も重要なもので、日曜日毎に午前十一時に最も近き教堂若しくは宗理院に集り、其日の執禮の宣布に従ひ心告(上述の如き)して呪文、侍天主造化定永世不忘萬事知を唱へ講師の説教を聞き、大道の眞理を考へ、天徳頌を誦し心告してから此日一日を最も喜ばしく過すものであります。

一、誠米 誠米は心中に居られる吾が天の恩恵を報じ、大道を宣布する事業に對し犠牲的義務を履行するもので、毎日飯米から草の根、木の皮でも食ふものあらば(食口一人より一匙づゝ引去つて精誠を盡し心告(上述の如く)して其米を別器に集め置き、後其の家の教戸主の名前で毎月末に其地域宗

理院に持つて行きます——一人當一月誠米六十匙を集むれば大概八合以上になります。

一、祈禱 祈禱は個人も團體も天地泰和の元氣を回復する修練方法で、毎日祈禱侍日祈禱特別祈禱の三種の方式があります。

○毎日祈禱 毎日祈禱は毎日、夜九時に家の中の清潔な所に清水一器を奉置し、總家族其前に集り座して(個人教人ならば個人でも)心告して呪文『至氣今至願爲大降、侍天主造化定永世不忘萬事知』を二十一回唱へ(黙頌)心告した後式を了ります——清水は出来るだけ清くすべく、奉置後は家族が分けて飲むかそれであれば何處へでもむやみに捨てないことです。

○侍日祈禱 侍日祈禱は毎侍日夜九時に家の中の清潔な所で床上に清水一器と精米一器米を五回ふるひ分け壊れた米粒のなきやうに選り五合を清き器に盛る(を供ひ、總家族が其前に集り座し(個人教人ならば個人)心告して呪文『神師靈氣我心定無窮造化今日至』を二十一回唱へ(黙頌)心告した後式を了ります——清水は分けて飲み、祈禱米は別器に集め置いてから其家の戸主の名(個人教人ならば個人其人の名)で毎年三月末十月末に自己と關係ある布徳師に依頼して中央宗理院に送ります。

○特別祈禱 特別祈禱は教會より指示する方法に従ひ、或は七日或は二十一日或は四十九日或は百五日に相當する期間内に於て祈禱式を行ひます。この特別祈禱は一年に一回、若くは數回づゝ特別な方式で行ひ、教會から指示する節次を少しでも違ふことがあつてはなりません。

(附四) 天道教 教章

天道教の教章は弓乙章と稱し弓字乙字を組合せたものであり、次圖の如し。



天道教現在教勢表 (昭和九年八月末現在)

教名	布教所	地 區	教 徒	
			男	女
天 道 教	七八一	一九三	五五、五四七	三七、八五九
				計
				九三、四〇六

天道教參考文獻

- 天道教會史 草稿 昭和八年 天道教中央宗理院
- 天道教叢書 昭和八年 天道教中央宗理院
- 天道教書 朴寅浩 大正十年 天道教中央總部
- 天道教創建史 李敦化 昭和八年 天道教中央宗理院

天道教體系約覽 天道教理讀本 天道教と侍天教 朝鮮史話

二、侍 天 教 (京城府堅志洞八〇)

東學正系の分派たる侍天教は明治三十九年李容九に依つて創立された。李容九は東學黨時代、東學の教頭として活躍し、明治二十七年以前は李祥玉、同年後李萬植とも名付けた。明治三十一年官兵に捉はれて五ヶ月間獄苦を受け、後明治三十三年東學の三巨頭なる孫天民、孫秉熙、金演局が或は清州に於て絞刑に處せられ(天民)或は日本に亡命し(秉熙)或は京城に下獄せらるゝや(演局)教徒收拾の重責を以て自ら任じ、全鮮各地を秘密巡遊して多數の教徒を獲得し、教徒中の聰俊なる青年を日本に留學して、他日勃興の機に具ふる處があつた。たゞ明治三十七年日露の役始まるや、東京に亡命中の孫秉熙と氣脈を通じて教の開拓を謀り、宋秉峻と意氣投合して獨立協會黨を結び、以て内政改善、東洋平和を標榜し、後東學教徒を糾合して一進會を組織し、本部を京城に支部を地方に設置、獨立基礎の鞏固、政府施政の改善、軍政財政の整頓、生命財産の保護等所謂四大綱領を掲げてその趣旨を絶叫した。然るに時の政府は之を東學黨の再擧となして大に驚き、詔勅なくして斷髮を敢てし、朝令なくして聚會するは亂民であると、各地の鎮衛隊に命じて速に剿討せしめた。教徒の慘禍再び甲午、明治二十七年東學討伐の轍を踏まんとす、是に於て彼は東

洋平和の目的より同盟國日本の軍事的援助を聲明し、會員をして京義線軍用鐵道の役及び威鏡道北進隊に輸送の役を負担せしめたのである。かくて教徒は虐殺の禍を免れ、之を契機として同會の綱領たる内政改善はその緒につき、官禁の肅清、政府の改革、地方貧吏の黜境、無名雜稅の革罷、僧侶入京の國禁解除、咸北在家僧の解放、巫覡の驅逐、女子の開放、李朝開國以來冤死者の逆名伸雪、現國事犯の放還等諸般の改革が行はれた。かくして甲午以後藏跡亡命せる東學教徒の氣勢頓に盛になり、明治三十九年春孫秉熙に依る天道教會の設立を見るに至つたが、これ皆等しく一進會の勢力に依つて東學が國禁の解除を得たからであつた。

孫秉熙の天道教會結成は、もと一進會に於ける李容九、宋秉峻の勢力大なるを心よからず従つて名を純教團化に藉りしとも稱せられるが、兎に角李容九、宋秉峻等の運動が政黨的色彩を濃厚にあらはし、殊に日露戰爭の終末に際して、李容九の朝鮮獨立の保護及びその領土の維持は日本皇帝の詔勅に明であるから、我々は信義を以て友邦に交り、その指導、保護によつて、國家の獨立、安寧を維持しなければならぬ」と云ふ趣旨の宣言書公表、及び日韓保護條約締結後統監府の新設せられ、李完用内閣の組閣を見るや、宋秉峻亦大臣として入閣した事など、彼の懐ける東學傳統的排外思想と背馳し、全く相容れざるものあるを以て遂に袂を分つて東學教を天道教と改稱したのであつた。そこで李容九、宋秉峻等は孫秉熙と別に、同志の教徒を率ゐて侍天教團を結成し

以て天道教に對立したのである。

かく天道教に對立して侍天教を樹立せる李容九は、明治四十一年東學の長老金演局を天道教より迎へて教勢を固め、己は依然一進會を率いて政界に活躍し、李完用内閣を後援して韓末の政狀を收拾し、その遂に收拾すべからざるを見るや、率先して日韓合邦の必要を主唱し、宋秉峻と共に奔走遂に、明治四十三年八月、日韓併合條約の締結までその歩調をつゞけたのであつた。従つて侍天教創立直後は教勢益々伸張し、教徒の數天道教を凌駕するものがあつたが、併合と同時に一進會解散せられ、李容九等の改政運動が併合に不満足なる者の論難するところとなるに及んで、教勢振はず、殊に明治四十四年李容九の死するや、宋秉峻と金演局との確執あり、遂に大正二年金演局は別に侍天教總部を設立して侍天教と分裂し、宋秉峻教主となるに及び次第に衰運に傾き、爾來内紛絶ゆる時なく、昭和二年に至り平安南道价川支部の別派創立あり、また濟愚教、青林教等の東學各派と合同の計劃ありしが成らず、不振のまゝ今日に及んで居る。

尙ほ侍天教現在の教規及び教勢は凡そ次の如くである。

(附一) 侍天教宗憲 (昭和十年度改正)

第一章 侍天教會

第一條 侍天教會ハ侍天教人全體ヲ以テ此ヲ護持ス

第二章 東學系類似宗教團體 (附一) 侍天教宗憲

第二章 教人

第二條 教人ハ呪文・心告・誠米ノ三款ヲ實行スルヲ以テ其ノ資格ヲ得

第三條 教人ハ入教後三個月以上繼續シテ三款ヲ實行シタル者ニ教憑ヲ授與シ此ヲ以テ教人タル身分ヲ證ス

第三章 權利・義務

第四條 教人ハ宗憲ノ定ムルトコロニ依リ一般教職ノ選舉及被選舉權ヲ有シ教務ニ對シテ意見ヲ陳述スルノ權ヲ有ス

第五條 教人ハ布德ニ從事シ宗憲ヲ遵守スルノ義務ヲ有ス

第六條 教人ハ三個月以上三款ヲ實行セザルトキハ其ノ資格ヲ喪失ス

第四章 中央公會

第七條 中央公會ハ主任宗務員・宗務長・課長・宗理長・大道師・道師・宣道師ヲ以テ組織シ議長ハ宗理長此ニ當ル 但主任宗務員ハ直轄布德所ニ限ル

第八條 司書ハ中央公會ニ於テ發言權ヲ有ス

第九條 宗務長又ハ主任宗務員ガ中央公會ニ出席スルコト能ハザルトキハ代理ヲシテ出席セシムルコトヲ得

第十條 中央公會ハ一般規約ヲ議定シ教職ヲ選舉シ豫算決算及一切重要事項ヲ議定ス

第十一條 中央公會ハ毎年四月ニ開キ大道師ヲ此ヲ召集ス 但大道師必要ト認ムル時又ハ宗務部及直轄布德所・三分之一以上ノ要求アル時ハ臨時ニ之ヲ召集スルコトヲ得

第五章 中央宗務部

第十二條 中央宗務部ハ侍天教會ヲ統管スル爲メ此ヲ設ク

第十三條 中央宗務部ニハ庶務・布德・經理・監察ノ四課ヲ置ク

第十四條 中央宗務部ニハ左ノ職員ヲ置ク

一大道師 一人

一宗理長 一人

一庶務課長 一人

一布德課長 一人

一經理課長 一人

一監察課長 一人

一司書 若干人

第十五條 中央宗務部ニハ一般教務上ノ重要事項ヲ諮問スル爲メ道師中ヨリ顧問若干人ヲ置ク

第十六條 中央宗務部ハ布德上ノ必要ニ依リ宣道師ヲ選任スルコトアルベシ

第六章 地方公會及區會

第十七條 地方公會ハ該地方宗務部管内ノ十八歲以上ノ教人ヲ以テ開キ宗務長之ヲ召集ス 但宗務布德所三個所以上ヲ管轄スル宗務部ノ地方公會ハ宗務員・主任宗務員・宗務長・布德師・觀

道師・宣道師・道師ヲ以テ開會ス

第十八條 區會ハ該布德所管内ノ十八歲以上ノ教人ヲ以テ開キ主任宗務員此ヲ召集ス

第十九條 地方公會及區會ハ地方教職ヲ選舉シ一切ノ地方教務ヲ議決ス

第二十條 地方公會及區會ノ定期ハ毎年三月トシ臨時ハ宗務長又ハ主任宗務員必要ト認ムルトキニ隨時開會スルコトヲ得 宗務長又ハ主任宗務員此ヲ召集ス

第二十一條 地方宗務部ハ地方教務ヲ處理スル爲メ一府郡ニ一所ヲ設ケ布德所ハ地方宗務部ニ於テ教務處理上ノ便宜ニ從ヒ必要ナル地域ニ此ヲ設ク

第二十二條 地方宗務部ニハ宗務長一人宗務員三人以内ヲ置キ布德所ニハ主任宗務員一人宗務員二人以内ヲ置ク

第二十三條 道師ハ各當該地方宗務部及布德所ノ顧問タラシム

第二十四條 大道師ハ侍天教會ヲ總轄シ此ヲ代表ス

第二十五條 宗理長ハ一般教務ヲ總理ス

第二十六條 課長ハ課務ヲ執行又ハ總管シ各其課ヲ代表ス

第二十七條 司書ハ各其課務ニ從事ス

第二十八條 宗務長ハ該地方宗務部ヲ代表シ地方教務ヲ總管ス

第二十九條 主任宗務員ハ該布德所ヲ代表シ該地方教務ヲ處理ス

第三十條 宗務員ハ該地方教務ニ從事ス

第三十一條 道師ハ信仰ヲ統一シ布德ヲ勵行ス

第三十二條 宣道師ハ布德ニ從事ス

第九章 教職ノ資格ト選舉

第三十三條 滿二十歲以上ノ教人ニシテ二個年以上繼續誠信有ル者ハ教職ノ被選舉權ヲ有ス

第三十四條 但布德ニ依リ地方宗務部又ハ布德所ヲ新設スル場合ニハ此限ニアラズ

第三十五條 大道師宗理長ハ道師ニ限リ被選舉權ヲ有ス

第三十六條 大道師ハ中央公會ニ於テ選舉シ宗理長ハ大道師之ヲ選定シ中央公會ノ同意ヲ要ス

第三十七條 課長ハ宗理長選定シテ大道師ノ承認ヲ要シ司書ハ中央宗務會議ニ於テ選任ス

第三十八條 顧問ハ中央宗務會議ニ於テ選任ス

第三十九條 宗務長・主任宗務員宗務員ハ地方公會又ハ區會ニ於テ各選舉ス

但特殊ノ事情ニ因ツテハ中央宗務部ニ於テ任免スルヲ得

第三十八條 道師ハ中央宗務會議ヨリ推薦ノ上中央公會ニ於テ選任ス

第三十九條 一般教職ノ任期ハ三個年トシ補缺ハ前任者ノ殘期ヲ以テ任期トス但道師ハ無期トス

第十章 財 政

第四十條 中央宗務部ノ歳入歳出豫算ハ毎年中央公會ノ決議ヲ經タルモノヲ以テス

第四十一條 中央宗務部ノ歳入ハ誠米・祈禱米ノ代金ト誠金・基本財産ノ收入其他諸種收入ヲ以テ之ニ充ツ

第四十二條 中央公會ニ於テ豫算ノ決定ナキトキハ中央宗務部ハ前年度豫算ヲ踏襲ス

第四十三條 中央宗務部ノ歳入歳出決議案ハ中央公會ニ提出スベシ

第四十四條 中央宗務部ハ教務處理上緊急ノ需用有ルトキハ必要程度内ノ財産ヲ處分シ次期中央

公會ニ於テ承認ヲ要スルコトヲ得

第四十五條 會計年度ハ毎年四月一日ヨリ翌年三月末日迄トス

第四十六條 地方宗務部ノ豫算決算案ハ中央宗務部ノ承認アルヲ要ス

第十一章 賞 罰

第四十七條 本教會ニ功勞有ル教人ニ對シテハ法士・布德師・觀道師ノ宗位ヲ以テ勳賞ヲ施ス

第四十八條 信仰及誠力ノ優秀ナル教人ニ對シテハ賞狀ヲ授與ス

第四十九條 本教會ノ戒律ヲ犯セシ教人ニ對シテハ相應ノ懲罰ヲ行フ

懲罰ハ戒諭・謹慎・免職・除籍ノ四トス

第十二章 附 則

第五十條 本宗憲ニ未備ノ事項アルトキハ中央公會ノ決議ニ依ル

細 則

第一條 庶務課ノ職務ハ左ノ如シ

一、文書・外交ニ關スル事項

一、宗教部設廢及人事ニ關スル事項

一、賞罰ニ關スル事項

一、備品及各課ニ屬セザル事項

第二條 布德課ノ職務ハ左ノ如シ

一、布德・修道ニ關スル事項

第三條

一、祈禱・紀念・聖日・儀節・慈善ニ關スル事項

一、著述・出版・研究・講演・演教ニ關スル事項

一、經理課ノ職務ハ左ノ如シ

一、財政ニ關スル事項

一、豫算・決算ニ關スル事項

第四條

一、監察課ノ職務ハ左ノ如シ

一、一般財政ノ監査

一、一般教務執行ニ對スル監査

第五條

各課務ハ必ズ宗理長ノ決裁ヲ得テ行フベシ

第六條

地方宗務部ト中央宗務部ト布德所ハ地方宗務部ノ指導ヲ受ケテ一切地方教務ヲ處理ス

第七條

教會ノ事業ヲ目的トシテ組織サレタル團體ハ中央宗務部ノ指導ヲ受クベシ

第八條

但中央宗務部ハ幹部ヲ任免スルモ亦妨ゲズ

第九條

中央宗務部ハ一般教務上ノ重要事項ヲ協議スル爲メ宗務長・宗務員ヲ以テ中央宗務會議ヲ組織ス

第十條

地方宗務部ハ地方教務上ノ重要事項ヲ協議スル爲メ宗務長・宗務員ヲ以テ宗務會議ヲ組織ス

第十一條

誠米ハ朝夕飯米ヨリ每人一匙宛貯蓄スベシ

第十二條

布德所ハ誠米ヲ毎月末ニ收合シテ其三分之二ヲ地方宗務部ニ納入スベシ

- 第十二條 地方宗務部ハ誠米ヲ每月末ニ收合シテ其半額ヲ翌月十日内ニ中央宗務部經理課ニ納入スベシ
- 第十三條 地方宗務部ハ教籍ヲ作成シテ一通ハ該地方宗務部ニ備置キ一通ハ中央宗務部庶務課ニ修送スベシ 教人増減アルトキハ隨時修報シテ教籍ヲ整理セシムベシ
- 第十四條 機關ノ未ダ設置セラレザル地方ノ教人ハ最寄地方宗務部ニ入籍スベシ
- 第十五條 主任宗務員ハ宗務長ニ宗務長ハ庶務課長ニ該地教一切教況ヲ隨時報告スベシ
- 第十六條 教人ニシテ移住スルトキハ前住所ノ除籍願移籍地ノ登籍願ヲ提出スベシ
- 第十七條 誠米代金ト紀念節誠金ヲ六個月以上中央宗務部ニ納入セザル地方宗務部ハ中央公會ニ於ケル出席權ヲ喪失スベシ
- 第十八條 地方宗務部ノ未ダ設置セラレザル府郡ノ布德所ハ中央宗務部ノ直轄トシテ地方宗務部ト同様ニ取扱フ
- 第十九條 道師ハ觀道師中教會ニ對シ特殊ノ勳功アル人ヨリ選任ス
- 第二十條 觀道師ハ百人以上布德シタル人又ハ十年以上繼續誠信シタル人又ハ教會ニ特殊ノ功勞有ル人ニ授與ス
- 第二十一條 布德師ハ五十人以上布德シタル人又ハ五年以上繼續誠信シタル人ニ授與ス
- 第二十二條 法士ハ二十人以上布德シタル人又ハ三年以上繼續誠信シタル人ニ授與ス
- 第二十三條 賞狀法士布德師ハ宗務長ノ薦報ニ依リ授與シ觀道師ハ中央宗務會議ニ於テ授與ス
- 第二十四條 賞狀ト宗位及一般教職ハ大道師ノ名義ヲ以テ選任狀ヲ授與ス

第二十五條 賞狀及宗位ノ授與式ハ聖日又ハ紀念日ニ教會堂ニ於テ行フ

第二十六條 布德所ハ教人三十人以上宗務部ハ百人以上ヲ以テ設置スルコトヲ得ベシ

第二十七條 教人ニシテ左ノ條項ノ犯行アルトキハ除籍ニ處スベシ

- 一、宗門ヲ分立セントスル行爲
- 一、教會ヲ紛亂セシムル行爲
- 一、公金詐取又ハ公物私賣
- 一、容恕シガタキ重大犯行

第二十八條 教人ニシテ左ノ條項ノ犯行アルトキハ其輕重ニ依リ免職・謹慎・戒諭ニ相應シテ處罰スベシ

- 一、教會ノ體面ヲ汚損セシムル行爲
- 一、其他宗憲ニ違反スル行爲

第二十九條 除籍ハ中央宗務會議ニ於テ直接又ハ宗務長・監察課長ノ調査報告ニ依リ此ヲ行フ

第三十條 免職ハ宗務長以下一般教職ニシテ重大ナル過失アルトキハ各其選舉機關ノ決議ヲ以テ行フ 但地方教職ハ中央宗務部ノ承認アルヲ要ス

第三十一條 謹慎・戒諭ハ宗務長此ヲ行ヒ中央宗務部庶務課ニ報告スベシ

第三十二條 中央公會ノ決議案ハ中央宗務會議ヲ經由シタルモノニ限ル

第三十三條 本細則ハ中央宗務會議ニ於テ增削スルコトヲ得

侍天教現在教勢表 (昭和九年八月末現在)

侍天教	名	布教所	地	區	教徒		計
					男	女	
龍潭訣釋贊	朴晶東	大正四年	京城侍天教本部	三九	二、四四三	一、六二四	四、〇六七
解註東經大全	朴晶東	大正九年	京城侍天教宗務本部				
解註龍潭遺詞	朴晶東	大正九年	京城侍天教宗務本部				
新世紀	朴衡采	大正十三年	京城侍天教宗務本部				
天道教と侍天教	渡邊彰	大正八年	京城大阪屋號書店				
朝鮮史話	幣原坦	大正十三年					

侍天教に關する文獻

- 龍潭訣釋贊 朴晶東 大正四年 京城侍天教本部
- 解註東經大全 朴晶東 大正九年 京城侍天教宗務本部
- 解註龍潭遺詞 朴晶東 大正九年 京城侍天教宗務本部
- 新世紀 朴衡采 大正十三年 京城侍天教宗務本部
- 天道教と侍天教 渡邊彰 大正八年 京城大阪屋號書店
- 朝鮮史話 幣原坦 大正十三年

三、上 帝 教

(忠清南道論山郡豆磨面龍洞里)

上帝教は東學教二世教主崔時亨の直弟金演局が、侍天教から分立した侍天教總部を改稱したものである。金演局は崔時亨に師事して之と艱苦を共にし、三大弟子の隨一に選ばれて心法

の傳授を受け、一進會の活動に依つて東學教がその隱道より顯道に移り得るや、崔時亨三大弟子の一人たる孫秉熙と共に天道教を組織し、大道主の教職に就いて居たが、孫秉熙と志合はずして大道主の地位を辭し、さきに李容九等の創立せし侍天教に迎へられてその大禮師となつた。然るに李容九死するや、宋秉峻政權に頼つて朴衡采等と共に教門の權力を恣にしたので、之にあき足らず、己に信賴する教徒を率ゐて別に教派を立てたのである。世に宋派侍天教に對して金派侍天教と云へしものこれである。

金演局がその統率する侍天教團の教名を上帝教と改稱したのは、その本部を忠清南道鷄龍山新都内に移した後、上帝の命に依つて之を改めたのだと云はれて居る。即ち大正十一年六月彼が東學の教祖崔濟愚の嘗て修煉した梁山通度寺奥千聖山に入山して數日冥想修道するや、こゝに上帝の儀容に接し上帝より親しく紅書一冊を授けられ、爾後寢食を忘れてこの書を敬讀するや大いに悟道するところあり、大正十四年六月鷄龍山上帝峯下に於て上帝教と命名したのである。然らば侍天教を上帝教となすの理由如何、東學教祖の悟道せるものも上帝の教である。凡ゆる世界萬國の宗教は皆上帝に本づくものである。佛家に天上天下唯我獨尊と云ひ、仙家に朝天、儒家に祭天と云ふ、皆これ上帝を尊崇したものに外ならない。教祖の教を東學と云ふ、これ暫らく世の差別觀に従つて強ひて東西の別を分つたまでである。しかもその立教の初め之を天

道と名づけたるは、これ天期の時代に順ずるものであつた。それが二變して侍天と名づけたのは地期の時代に順じたものであり、而して三變して上帝と名づくるは人期の時代に順ずるものである。名は三なれども義は一、しかもこれ亦上帝の明命に従つたものであつて、他の各派の勝手に名號を立てるものとは全くその撰を異にするものであると。(『上帝教歴史』上帝教沿革)

既に三變して上帝教と稱す。三にして一と云ふに於て、明に此教の教義が東學教のそれと同一である事が示されて居るが、同じく東學から出た處の天道教と比較する時そこに少異が見出される。即ち天道教は「向我設位」と稱して崇拜の對象を決して身外に求めることをしないが、上帝教では金演局親ら千聖山に於て親しく上帝に接し、紅書を授かつたと云ふが如く、自己の心中以外、身外に上帝としての表象を設定し、之に向つて誠敬を致すことを認めることである。従つて天道教では祈禱禮拜に際し清水を供へるのみにて神位を設けないが、上帝教では恒常祀堂(天壇)の設けあり其處に神位を安置するのである。(昭和九年十一月十一日、上帝教總本部に於ける祠堂所見に依れば祠堂は左右背天井を黒布で覆ひ、正面に赤布を垂れた間口七尺、奥行四尺位のもので、正面の赤布を開けば、中央赤色、左右黄色の帛で作つた緞張を垂れ、これを左右に開けば一個の床があり、その上に香爐を置き、床の左右に燭臺一對を立て、その奥は赤布を覆へる祠壇ありその前に金屬盆に清水を盛りて供へ、後壁に神位が奉安してある。神位は中央を白絹、左右を藍

色絹にて縫ひ合せた全幅約三尺、長さ四尺位のもので、その中央白絹の上に「上帝主命座明鑑」と墨で豎書にしたものである。)

教名	布敷所	地 區	教 徒		計
			男	女	
上帝教	五九	七七	五、〇一三	二、二三七	七、二五〇

(昭和九年八月末現在)

(附一) 上帝教教則及び節儀

上帝教大憲

今、我宗教の刷新に際し上帝の降命を祇承し、濟世主海月大神師の聖靈を敬奉して永世不易の大憲を新定し茲に頒布す。

大正拾年四月 日 濟世主降生百貳年

第一章

上帝教ハ皇天上帝ノ降命ヲ以テ後天無極大道ヲ淑明セシ教宗ナリ

第二章

濟世主(崔濟愚)ハ無窮無極ニシテ至神至聖ナル天靈ニシテ上帝ノ造化權能ヲ主ル

第三章

第二章 東學系類似宗教團體 (附一) 上帝教教則及び節儀

第二章 東學系類似宗教團體 (附一) 上帝教教則及び節儀

一八八

大神師(崔時亨)ハ宗師ノ位ニ首出シテ無極大道ヲ人界ニ廣布ス

第四章

大法師(金演局)ハ天師ノ命訓ヲ奉承シテ本教宗ノ萬機ヲ總領教導ス

第五章

大宗法院ハ大法師ノ法席ニシテ奉軒奉座ヲシテ大法師ノ命教ヲ奉承頒布シ稟準ノ件ヲ常理セシム

第六章

玄機司ハ天地人三法師・法・誠・敬・信四道主・六任及び大領・中領・小領ヲ以テシ本教修練程度ニ依リ法位ヲ定ム

第七章

明道館ハ議事員三十六人ヲ以テ組織シ大法師ノ諮問機關トシテ一般宗務事況ヲ議決進行セシム但シ會議狀態ノ不穩ナル時ハ大法師ノ特命ヲ以テ一時停會スルヲ得

第八章

靈殿ハ皇天上帝・濟世主・大神師ノ尊靈ヲ奉侍スル天壇ニシテ執禮中ノ首執禮其ノ禮節ヲ奉行ス

第九章

天理本部ハ本教ノ宗務ヲ統一管理スル機關ニシテ天理管長・天理管副長・宗務觀長・法務觀長・財務觀長・庶務觀長ヲ以テ組織シ教務ヲ執行ス

第十章

天理支部ハ該地方ノ教務ヲ管理スル機關ニシテ宗務正典儀員・司計員ヲ以テ組織シ天理本部ノ指揮

下ニ所管教務ヲ執行ス

第十一章

宣教所ハ傳道布德ヲ主ル宣教員ヲ置キテ天理支部ノ指揮下ニ該所務ヲ執行ス

第十二章

一般靈友(教人)ハ左ノ權利ヲ有ス

- 一、上帝ニ直接致誠祈禱スルコトヲ得
- 一、何時何處ニテモ傳道布德スルコトヲ得
- 一、靈殿下ニテ共同事業ニ參スルコトヲ得

第十三章

一般靈友ハ左ノ義務ヲ守ルモノトス

- 一、男女ヲ問ハズ無我無人無善無惡ヲ主トナシ天命ニ順受スルコト
- 一、誠敬畏信ノ心ヲ以テ教中ノ禮節ヲ奉行スルコト
- 一、國民タル義務ヲ一毫モ違フナク遵守スルコト
- 一、法位及宗職アル人ヲ特別ニ仰信敬待スルコト
- 一、互相待遇ハ一切無量平等ニ敬愛ヲ以テ主トナスコト

(以上「上帝教大憲」)

各紀念禮式順序 (各紀念大同小異)

第二章 東學系類似宗教團體 (附一) 上帝教教則及び節儀

一八九

- 一、入 場 大法師以下道主及教人一同整肅ニ著座
- 二、開 帳 首執禮天壇ニ詣シ揖禮後開帳
- 三、開式心告 大法師天壇ニ스스ミテ揖禮シ焚香心告後四拜
- 四、誦 呪 此時道主及教人一同モ同時ニ俯首心告四拜
- 五、獻 幣 首執禮教人一同ヲ引導シテ聖呪文ヲ七回誦ス
- 六、讀 祈禱文 執禮禮幣ヲ奉シテ大法師ニ揖禮進呈ス
- 七、頌 德 大法師天壇ニ스스ミ揖禮シ獻幣心祝後四拜
- 八、誦 呪 道主天壇ニ스스ミ揖禮シ獻幣心祝後四拜
- 九、閉式心告 法位代表宗職代表教人代表各一人天壇ニ스스ミ揖禮シ獻幣心告合四拜
- 十、閉 帳 大法師天壇ニ스스ミテ跪坐、大讀天壇ニ스스ミ揖禮シ東向ニ立チテ祈禱文ヲ讀ム、教人一同ハ同時ニ提唱シ終リニ「願爲大降」ト和唱スル
- 十一、沿 革 講師ハ學生ヲ引導シテ聖德ヲ讚頌ス
- 十二、退 席 首執禮教人一同ヲ引導シテ聖呪文ヲ七回誦ス
- 十三、退 席 大法師天壇ニ스스ミ禮拜、焚香心告後四拜
- 十四、退 席 道主及教人一同同時ニ俯首心告四拜ス
- 十五、退 席 首執禮天壇ニ스스ミ揖禮後閉帳
- 十六、退 席 大讀講壇ニ立チテ紀念歴史ヲ説明ス
- 十七、退 席 大法師以下道主及教人一同天壇ニ向ツテ揖禮シ順次退席ス

各紀念禮式祈禱文 (抄錄)

知日紀念祈禱文 (陰正月十一日)

皇天上帝의 无窮无極하오신 大德으로 龜菴大法師의 道統傳受하오신 第〇〇回知日紀念禮式을 奉行하옵나이다

皇天上帝 无極大運으로 大道를 修煉하야 海月大神師의 宗統을 繼承하와 五萬年无極大道를 辨明하오며 无窮无極하오신 大道大德無爲化氣로 外苦海蒼生을 廣濟하게 하시오니

皇天上帝 濟世主大神師三位一體의 无窮无極하오신 大德이 압나이다

濟世主의 聖德下에 活動하난 우리 同胞난 龜菴大法師의 得宗하온 今日를 當하오니 无極感激하옵나이다

皇天上帝 濟世主大神師三位一體의 權能으로 龜菴大法師의 教訓을 受하와 布德天下 廣濟蒼生하게 하옵소서 願爲大降

侍日紀念祈禱文 (陰四月五日)

皇天上帝 濟世主大神師의 无極大德으로 오늘 第〇〇回侍日大紀念禮式을 虔行하옵나이다

皇天上帝의 无窮无極하오신 大運으로 後天五萬年の 無上한 宗教를 創始코자 하사 庚申四月今日
 에 虛靈蒼々하오신 至氣로 우리 濟世主 降臨하시 天地에 无窮한 運數와 道에 无極한 理致를 密邇提
 命하시니 濟世主 啓오시니 此에 寶誥를 恭承하시니 三七聖呪文으로 勿道에 眞宗을 定하시니 弓乙靈符로
 勿敎에 法諦를 制하시니 天地萬有로 天性에 所賦함을 順케 하시고 河沙衆生으로 天胞의 同化함을 知케 하
 신 本源으로 天을 代表하시니 敎를 闡明하시니 勿迷津에 沈淪된 우리를 普濟하시니 大源界에 壽命福樂을 永
 遠히 享有케 하시오니 皇天上帝 濟世主의 无窮無極하신 大道大德이 矣나이다
 皇天上帝 濟世主 大神師의 无窮无極하오신 鴻恩峻德을 永世不忘하시니 布德天下 廣濟蒼生하옵니
 를 大源하옵나이다 願爲大降

致誠祈禱文 (每日曜日、聖日)

皇天上帝 濟世主 大神師 至氣今至 願爲大降
 天皇陛下 无極大道 受命于天 既壽永昌 願爲大降
 荷蒙叩感 恩我德我 无極聖靈 無爲化氣 願爲大降
 無事不涉 無事不命 虛靈蒼々 渾元是我 願爲大降
 爲我願我 永侍永定 萬事宜我 永知无窮 願爲大降

今我懺悔 今我從善 今我修煉 今我長生 願爲大降
 授我誠教 錫我信法 今我全能 今我全知 願爲大降
 布德天下 廣濟蒼生 同我壽命 同我福樂 願爲大降

尙ほ上帝教の教義信條等に關する文獻には次の如きものがある。

東經大全	金演局跋	明治四十四年	京城侍天教堂
修道全書初程	權秉憲	大正二年	京城侍天教堂
是儀經教	權秉憲	大正三年	京城侍天教堂
侍天教典	崔琉鉉	大正九年	京城侍天教堂
玄覺正要	崔琉鉉	大正九年	京城侍天教堂
正理大全	崔琉鉉	大正九年	京城侍天教堂
上帝教大憲	金演局	大正十四年	京城侍天教堂
上帝教歷史	金仁泰	昭和七年	忠山郡南上帝教總本部
教海心書	金仁泰	昭和七年	忠山郡南上帝教總本部
鑿友警愷篇	金仁泰	昭和七年	忠山郡南上帝教總本部

四、元 侏 教

(咸鏡南道永興郡古寧面蓮洞里)

本教は嘗て天道教中央部に於て教習を受け、大正元年永興天道教區長に就任した事のある永興郡古寧面蓮洞里の人金中建なる者が、大正三年五月滿洲長白縣に於て創設せるもので、その教旨は『宇宙全體は唯我なり、宇宙の森羅萬象は悉く唯我より發したるものなり。現在の人類は不平等なるが故に不平等し、然れども本教の力によりて全世界は平和なる一大共和社會を建設せらるべし』云々であつて、道主道領道日等の幹部を組織し、北間島に在住する移住同胞に祖國愛を鼓吹し、暗に獨立運動の不逞行動を繼續した爲め、大正十一年一月以降三年間の在留禁止處分に附せられ、歸郷中永興附近に秘密布教約百名の教徒を得、後再び北間島和龍縣に渡り、元和洞に元侏教學校を經營し、永興附近の布教は幹部をして秘密に之に當らしめる等、その運動をつづけたが昭和八年三月金中建の死亡後、その後繼者なく自然消滅するに至つたものである。

五、天 伏 教

(忠清南道大田郡鎮岑面南仙里)

本教は昭和七年四月十五日上帝教幹部たる黃紀東なる者が上帝教より分れ、自ら教主となつて創立したものである。教主黃紀東は慶尙北道義城郡丹密面洙山里の出生、夙に上帝教を篤信

し、後鷄龍山下龍洞里に移りて上帝教本部の重要幹部となつて居たが、昭和五年上帝教主と布教上の事から不和を生じたので、遂に同志百名を率ゐて脱教し、大田郡鎮岑面南仙里の自宅に於て天伏教を創設したのである。

教義は東學に佛教を加味したもので、崔濟愚を教祖となし、教祖は聖人にして佛と等しき者なるを以て之を天伏と呼び、この天伏の教の意味にて天伏教と名づけ、之を信仰して布德天下、廣濟蒼生を期するのであり、口に神呪を唱へ手に念珠を繋ぎて修行する。教勢は始めから振はない。

天 伏 教	教 名	布 教 所	地 區	教 徒		計
				男	女	
一			二	五七	一七	七四

(昭和九年八月)

六、青 林 教

(京城府西大門町一ノ一七二)

本教は京城の兩班出身南正(又は韓軒)號、青林が崔濟愚の門に入りて道を受け、東學事件後地下に潜入して布教に従事したが、明治三十七年死して後之を嗣ぐ者がなかつた。然るに大正九年金相高及び李玉汀等之を復活して、青林教の看板を掲げ、本據を京城に置きて布教に努め、一時鮮内は勿論、滿洲の吉林、北間島方面にも教勢を伸展し、支部四十二、傳教室五十を數へ、教徒三十萬と

號したものである。然るに同教の二世教主と稱する太斗變父子及び同教幹部と稱する十數名の者が荒唐無稽の言辭を弄して不穩思想を鼓吹し、且つ迷信を以つて多額の金品を詐取した等の事例に依り檢舉せられるや、教勢頗に減少し昭和八年末にはその教徒數六百名に過ぎざるの不振に陥り、今日に於ては全くその存在を認めざるに至つたものである。

いま同教の教義を考察するに、青林教道家要覽淵源條下に、「我が水雲大神師(崔濟愚)には五萬年后開闢の創世主とならせられ、愚衆を濟渡すべき神聖大徳を以て无極の大道を人界に宣布し、幾個の司命を下して後繼に任じ給ふ。現今天道教侍天教等門庭の法方、その色彩或は異なるも唯一無二なる師の宗脈なれば自他の別烏ぞ有らむ。今我青林教は同一なる師門にその嫡統を繼承して現在未來の大界衆生をして迷信の舊慣を劈破し、正覺の新智を發揮し、道の原理を大悟せしめ教の全體を完成して世界極樂の前途を光闢するにあり。」とあるが如く、斯教も天道教や侍天教と等しく崔濟愚の東學心法を繼承して教義となすことを述べて居る。従つて、その教義が天道教侍天教と異なるものでない事が察せられるが、猶ほ少しくその内容を要約して見れば次の如くである。

(イ) 道の意義

「上天、神聖に命じ之を教ふるに儒を以てし之を修むるに佛を以てし之を煉るに仙を以てす。

三道並立し天理大成し、文學明華、政法權衡なり。世久しくして道微に風俗解弛し、天理奥綴、海夷繁強、人心狡惡、禮儀の政宮殿に入らず、道德の行世に顯れず。此時に當り、上天之を憂ひ、三合の大道を以て東方に勅明し以て天下に詔す。是故に名けて東學と曰ひ、號して无極と曰ふ。弓乙は道氣の體なり、儒佛仙は道理の本質なり。是の故に特に名けて青林と曰ふ、天道の源萬化歸一の理なり。東方は青、四時の首五色の始なり、天運此に歸し、曆數茲に有り、神明護佑し上帝之を命ず、无爲にして化すなり、勞せずして得るなり。是の故に煉する者は三七(二十一)字の呪文の間、其神明の護佑を知り、信する者は心身无極に化して至聖に至る。凶者吉に就き、禍を避けて極樂に至り、病者藥なくして自効あり、身自ら平常に安んず、此れ大道の運に非ずして何ぞ其れ此の如きか。」(青林大學天道眞經、布徳文)

「古者道を三道に分つ、號して曰く儒佛仙と。儒は禮義を崇び、行政の法を論じ以て萬世に垂る、これ鄒魯の風なり。佛は一身の正靈を修めて以て萬事に應ず、氣神を精にし必ず虚空に合して塊と作り以て一身の命を求め、以て萬世に法る、道は則ち大道なれども西域の學なり。仙は深山の間に處して世人の事を顧みず、只一身の命と天地と同老し、其精と日月と同老するを求め、其明は名譽を山谷の間に隠藏して聞達を求めず、治亂に世に現はれず是非を聞かず、これ太清の大道なり、然れども黄老の學なり、吾國の道に非ず。

吾道は斯に生じ、斯に定め、斯に達す、吾道は儒佛・仙三達なり。昔者儒佛を崇びしは他なし、本國に宗教無かりし故なり。今や无極三達の大道あり、何の處にか合せず、何の時にか用ゐざらむ。」

(青林大學道徳文)

(ロ) 宇宙觀と人生觀

「无極は太極なり。无極太極は理に於て一貫す。无極は生々の理にして太極は生長の理なり。生々の理、生長の理も其本は一にして、その末を殊にす。大なる哉、无極、天下の事物皆由つて以て生ず。美なる哉、太極、天下の事物皆由つて以て長ず。天地は生々の者、日月は養生の者、雨露は長大にする者なり。本末の差間髪を入れず、其の歸するや一なり。其の本たるも歸すれば、則ち末になり、其末なるも歸すれば、則ち本と爲る。」(青林大學青林霽月、同傳上)

「天下の物は惟だ五行のみ、能く五行を知れば、即ち天下の理を知るなり。天地の間、人は五行の理を受けて生ず。五行の理を明にせざれば、是れその本を知らざるなり。」(同上、大傳下)

「天下の理皆易より出づ、易は聖人の心法なり、天地運行の理なり。易の理それ无極なる哉。天地の存在する所以、日月星辰の運行する所以、風雲雷霆の起滅する所以、草木禽獸人物の死生する所以、其の理易中より出でざるなし。人にして易を知らず、これ本を知らざるなり。トは易に由つて出づ、而して易の理を明にして、日常の事物に利用するに過ぎず。人の吉凶皆心中よ

り判出す、心正しければ易爻正なり、心を正しくするを知らずして、唯だ易爻を恃む、其の誤れるや甚し。聖人はトを問はずして、易理を明にせざるべからず、易は天地无極の理なり、ト者は易理を事物に運用するに過ぎざるなり。」(同上、玉經下)

「天の星は生物の象なり、山川草木禽獸人物の靈にして、天星に象らざるものなし。天下の物は、即ち星象の表現なり。來事の變遷先づ星象に現はる、此れ乃ち氣形相隨の理なり。大事の謀を爲すものは、星象を明にせざるべからず。古の聖人皆星象を明にす、故に事物變化の機に明なるなり。春には春の物象あり、秋には秋の物象あり、故に星象も亦然り、四時にその象を異にす。」(同上、星斗經)

「人の人たるは心の靈なるに由る、靈の靈たるは五行の運に由る、五行の運は地に出づ、地は土の體なり。大なるかな地や、山川草木禽獸人類皆な載せて存す、皆な能く生存し、流動し、枯渴滅減し、以て循環して息まず、四時至りて序をなし、五行運行して事を爲す、大小精粗、森羅亂れず、美妙なる哉、地の徳、地の理なるや。水・火・金・木は皆な土より出づ、而して土に生殺賞罰の大權あり。故に吉凶盛衰地の干する所に非ざるなし、賞罰の道、公循環の理、大公无私なる者は地の道なり。地の道明にして人倫存し、天道明にして人事成る、天地の道を明にすれば、其れ聖人なり。人は五行の靈なり、五行は山川草木の主なり、然れば、則ち人は山川草木の主なり。」(同上、青林霽月)

「天地の間、惟だ人のみ最高なり、其の中惟だ吾れ最も重し。吾は其の中に於て天地の靈を得、古を絶し今を超えて生ず。萬物は皆な吾が爲に生じ吾が爲に死す、生殺の大權は惟だ我に在るのみ、吾は天地の賜ふ所なり、父母の育する所なり、天下の共に認むる所なり、大公无私のみ。その我を賜ふもの、我を育するもの、我を認むるものは、其れ至公なり。我も亦至公のみ。無我なる者即ち至公なり。それ我なし、悪言豈敢て身に入らむや。無我なる者は天下の人皆之を崇敬す、天祿自ら至らむ。古の聖人は皆無我のみ、今の人の古人と異なるは我利にあるのみ。今日無我なれば明日天祿至る。其れ努め力めよ。堯舜と桀紂との差は此の無我の一點にあり。無我は至公なり、至公は無我なり、大なる哉美なる哉、人それ至公無我なれば、心和に體康く、一家洽然たり、隣接皆和すべし。」(同上、己傳)

(ハ) 修道觀

「道の大源は心神の間に在り、心清く神爽にして後必ず道德の門に入る。道は道の如く水の如し、中途にて廢すれば則ち道に非ず、絶ちて阻めば則ち立道に非ざるなり。是の故に道を修する者は必ず困窮にも正しく、獨居にも慎むべし、困窮の間野心を生ぜず、獨居の際道に違はず、眞に修むるの人なり。徳とは事理に達し萬世に法るの事なり、徳を修すれば禍自から遠ざかり、道成り福家に滿つ、此れ天然の理なり。其徳を修せず其道を修せずして必ず受福を祈るは小

人の事なり。故に福を問ひ吉を問ふは君子の行に非ず、防厄禱凶は小人の事なり。大徳は必ず其職を得、必ず其明を得、必ず其位を得、必ず其壽を得、天徳勞せずして自得、所居畢に之に和し、位、祿、才、威、壽の五美全かるべし。

古者、儒佛仙は書を修する、浩く煩はしく、慧明の才に非れば道意測るなく、聖才に非れば能く通道の程に達するなし。今吾道は然らず、書を修するの主旨只三七の間(二十一字の呪文)に在り、道の成るは慧明に由らず、信と疑との間に在り。誠敬信を以て立志の本と爲し、勞に勤め煉に勤めて心誠一の程に至れば、儒佛仙の本書を學ばずと雖も、自づから脳臟の外に現るあり。吾道其行を修する、その心を正しくすれば、一朝にして豁然たり、漸次明覺するにあらず。故に古漸頓の法あり、吾道は漸にあらず、實に頓なり。夫れ頓法は心を修し、氣を正しくするに漸に勝ること十倍、心必ず清にして行必ず端なれば、越登彼岸の像を得べし。道に三魔あり、酒と色と財となり。酒は事を害するの媒、事を誤るの魔なり、色は心を動かすの靈藥、身を陷るの神なり、財は心を亂すの源、渾世空しく老えしむる物なり、三魔の中一に近づくも君子に參せず。吾道に大に戒むべきもの七あり、之を行ふ者は道に合して身に利あり、之に背く者は道に違つて必ず喪身亡命するに至らむ。一曰く飲酒、二曰く好生惡死、不殺生、三曰く害人(罵詈暴行)、四曰く好色、五曰く不倫、六曰く錢鬪賭博、七曰く守位、身分を逾えざること。

祭祀には外鬼を敬せず、是れ天を敬し師を尊ぶの意なり。師を奉つる室には布繩を留めず、是れ惡氣凶辰を滅するの理なり。奉師致祭の日には喪門を拜せず、是れ哀を留めざるの意。先祖を祀るはその本を忘れず、善く地運に事ふるは後土を敬するの意なり。吾道を受くるの諸子、祀る所のもの此外になし。吾道の清きこと水の如し、大道の味も亦水の如し、故に一鉢の清水表誠、清水を供へることは眞に流水の如くその誠志一日一時の間も懈らざるを表すなり。

(清水)

其の誠を奉つるに必ず呪文を誦するは、眞に永世不忘の意なり。(呪文)

一動一靜に必ず告天告師するは誠敬の意なり。(心告)

飯を作るに必ず先づ誠を奉るは、水雲の之恩を忘れざるなり。(誠米)

夫れ天地人の三者は大小高下同じからされども氣と精とは一なり。誠敬信を以て其道を修し而して其工を煉れば、天人の氣自然に相應ず。斯の時、天は身に在りて滄忙の間に在らざるなり。是の時、但だ天を待みて心を修せざれば、是れ近を捨て、遠を取るの道なり。(以上「青林大學」立志、大儀)

「大神師の至聖なる、曰く、幾んど一歳に至り修して之を煉るに自然に非ざるなしと。其れ愚昧平凡を以て能く修煉せず、敢て道德を言ふべけんや。故に修煉すれば自然に來り、自然に萬事

を知る、明なること燎然たり。

煉法の眞就は、狂の如く酔の如く夢の如く覺の如きの間にあり。必ず是の如くにして后以て弓乙の門を得、至聖の域に至るべし。

吾道の趣旨は三七呪文修煉に在り、修煉して後道法を知り、法を知りて後靈化の神あり、神ありて后天主の教を受く、教を受けて后、天師の本旨を奉行し以て青林大化の大運を成すのみ。〔青林降書〕

以上が青林教教義の大要である。その行法節儀及び呪文祝文は「道家要覽」に述べられて居るが、それは凡そ次の如くである。

○降 靈 呪 文

至氣今至願爲大降

○本 呪 文

侍 天主造化定永世不忘萬事知

○心 告

天主の下さいました性靈の身であります。天師を奉體し、元極大道を以て天下に布徳し、廣濟蒼生致します。

附 號

天師の下さいました性靈のこの身であります。

天師を奉體してこの御飯をいただきます……………。

この眠を寝ます……………。

この仕事を致します……………。

无極大道を以て布徳天下し、廣濟蒼生せんことを永侍不忘致します。

附 號 (特別祈禱を行ふ時は、一日七回以上清水呪文にて奉行す。)

天師の下さいました性靈のこの身であります。この身に掛はる總ての苦難は、天師の命令に違へたことを悟ります。これからは無爲化氣にあらせらるゝ大道大徳を永侍不忘致します。

○致 祭 祝 文

奉道子(姓名)生居朝鮮忝處人倫叩感

天地蓋載之恩荷蒙日月照臨之徳未曉歸真之路久汎苦海心多忘失今茲聖世道覺

先生懺悔従前之過願隨一切之善永侍不忘道有心學

至修煉今以吉朝良辰淨潔道場(場字)謹以清酌庶羞奉請尙

饗

○布 徳 文

皇皇天師无極大道大徳無爲化氣永世布徳

爲天主願我情永世不忘萬事知

至氣今至願爲大降

○淵源薦主(姓名)奉命傳授(入教式)

(姓名)

濟世主降生 年 月 日



奉清水

心告

奉香

四拜

讀布徳文

傳授教憑

誦呪文(本呪文十三回降靈呪文八回並讀)

受授相拜

禮畢心告

○致

齋

式

(入教后七日以内に行ふ。但入教時に並行すること有り。)

位	設		
白餅	醴酒	燭果	教人
燭果	清水	果	薦主
		香爐	教人

奉清水

心告

奉香

四拜

讀呪文

誦呪文(入教式に同じ)

禮畢心告 后從所願默禱もなす。

○大 致 齋 式

毎年四仲朔に吉日良辰を擇び、眞實なる道儒教徒の家に場所を定め、至誠致齋す。

禮節は致祭式と同一なり。

○四

科

一、守心必以誠明 二、持心必以敬直 三、處世必以信愛 四、應事必以法則。

○五

科

凡道家教人の家は淨潔なる場所を擇定し、科規を遵守する事。

一、清水日課(毎日す) 午后十一時奉獻 二、心告日課 三、誦呪日課(本呪文十三回降靈呪文八回)

四、誠米日課(每朝夕飯米より每人口に一匙づつ心告して奉貯) 五、法日週課、左の式の通り行ふ。

○法 會 式

開會

清水
奉香
心告
誦呪日課と同
講道
讚頌歌
禮畢心告

○紀念式

(毎年紀念式は總部又は支部にて奉行す)

紀念日

天師 誕降日 甲申年十月二十八日

受道日 庚申年四月初五日

化遷日 甲子年三月初十日

○祈禱式

毎月初一日十五日午前六時に一般家族が道場に會集して至誠を以て祈禱す。禮節は日課と

同し。

○修煉式

道儒は隨時毎年四回、三七日又は七七日修煉を行ひ、至誠所到に天師を對越し、氣化所格に靈通身化せんを必信必期して修煉式を行ふ。(この修煉に於て天師の降書を受ける者が多い。諸道人の降書を蒐めたものに青林降書がある。)

奉清水

焚香

心告

四拜

心告文 三回

皇皇天師降哀感化、无極大道大德大徹大悟、明運行道、布德天下、廣濟蒼生之大願。

解脫劫運、濟渡衆生、弘願文 一回

天地之理^ニ好生之徳^ト、生成之理^ヲ、大道從天^ト、天^ノ不言^シ、大徳從地^ト、地^ノ無言^シ、
이시^로다、大人^은、與天地合道、與日月合明、與四時合其序、與鬼神合其吉凶^ナ、
名同號、大慈大悲、滿天法界、諸衆生等、一切災罪、化爲塵^ホ、
實相妙法、青林界^에、自他

一切成傲道拜奉道弟子姓名敢伏祝人間肉血之心身_이不善不明舉行之罪_와前後苦海无盡災罪_ヲ並皆解脫_計无極大道大德大悟三世一切无窮无數三天大天恒河沙數微塵世界山河川澤飛潛走植一日萬生萬死未化未明諸衆生等一時大化正明伏此法筵咸被化育之大願上報三元天地恩下濟三塗衆生苦天人同道化同同住无極極樂世。

初學呪文 七回

爲 天主願我情永世不忘萬事宜

本 呪文 二十一回

侍 天主造化定永世不忘萬事知

感 化 呪文 三十六回

昌一天雷地天馬地天萬化法天兜化天堂玉金桂梅自化自成明運行道布德天下廣濟蒼生急々如皇皇天師大化勅

降 靈 呪文 一千回

至氣今至願爲大降

降 乘 呪文 一百回

大明白天生無英玄珠正中子丹雷々丹元大淵靈童太光爽靈維精急々如渾圓一切包羅萬象皇々天師大化勅

○授 與 式

祝 文

奉道子姓名敢昭告于

皇皇天師无極大道靈明之下奉承

命教傳授姓名何道師禮牒

濟世主降生 年 月 日

教牒傳授時親命書

天師さまが今お前に重大なる責任を任すを以て永遠に布德天下廣濟蒼生に努むべし。

教 名	布 教 所	地 區	男 教	女	徒 計
青 林 教	一一	一八	六五二	三八二	一〇三四

(昭和九年八月現在)

(附)

青林教宗憲

- 第一章 青林教ハ玄機奥妙ノ真理タル无極大道大徳ノ大本ヲナス天宗ナリ
- 第二章 水雲大神師ハ无極大道大徳ノ大本ヲナス天宗ノ命ヲ受ケ給ヒシ大教祖ニアラセラル
- 第三章 道師ハ大宗師・法誠敬信ノ四道師ト觀德師布德師・傳道師トナシ天宗ノ定メタル宗位ヲ受ケテ教理ヲ講究シ性靈ヲ修練ス
- 第四章 玄機觀ハ玄妙眞理ヲ講究シ宗位ノ定法ト大道ノ本義ヲ發揮宣布ス
- 第五章 大宗院ハ宗務ノ最大機關ニシテ總部及總支部・支部ヲ統轄ス
- 第六章 總支部ハ地方支部ヲ管理シ布德布教スル機關ナリ
- 第七章 支部ハ管内地方ノ教務ヲ管理執行スル機關ナリ
- 第八章 傳教室ハ宗規ヲ遵守シ支部ト連絡シテ布教ニ従事ス
- 第九章 教人ハ左ノ權利ヲ保存ス
 - 一、朝鮮及外地何地域何民族ヲ問ハズ傳道布德スルコトヲ得
 - 一、教人ハ年齢二十歳以上ニシテ教務ニ參與スルコトヲ得
 - 一、教人ハ道德ノ保護ト宣傳ノ權能ヲ均一(男女同權)ニ受ク
- 第十章 教人ハ左ノ義務ヲ遵守ス
 - 一、法誠敬信四科ヲ以テ性靈ヲ修養シ祈禱誦呪(清水供獻心告誦呪)スル事

- 一、宗規ヲ誠心謹守シテ外人ノ儀表タラムコトヲ期スル事
 - 一、教ノ淵源ト宗位ヲ重視シテ恒時敬尊崇尙スル事
 - 一、相互ノ間差別的待遇ナク相愛相敬シテ勤勉敦睦ヲ主ト爲ス事
- 青林教宗規及ビ細則ハ之ヲ略ス(青林教宗憲附宗規細則)
- 青林教の参考文献

道家要覽全

- 道家夫人要覽 大正十年三月 京城青林教中央總部
- 青林教宗憲 大正十年七月 京城青林教中央總部
- 青林降書 昭和二年 京城青林教中央總部
- 青林正理 二卷 昭和七年三月 京城青林教中央總部
- 青林大學 昭和七年六月 京城青林教中央總部
- 龍潭遺詞(全諺文) 昭和七年七月 京城青林教中央總部
- 東經大典 昭和七年七月 京城青林教中央總部

七、大 華 教 (京城府桂洞一四七)

斯の教は孫殷錫なる者が崔濟愚を教祖として其の徳を慕ひ、教名を濟愚教と呼び已れ教主と

なつて布教に従事したが、大正九年龍華教と改稱し、大正十二年尹敬重教主となるに及んで更に大華教と改め、同時にその宗旨とする教義をも革めて佛教的なものとしたものである。斯教の東華教改稱以前はその教義も活動も明でない。東華教の教主尹敬重は忠清南道江景の人、幼にして漢文を學び長ずるに及んで青雲の望を懷き、年三十、當時大正七八年頃天道教の盛大なるに刺戟せられ、慶尙南道智異山中に籠りて修行をつみ、不老の仙人に遭つて得道するや、こゝに天道教を壓倒せむと志して龍華教に入り、教名を改稱して本部を京城に置き、自家の資産數十萬圓を投じて布教に努め、一方教本關を鷄龍山に設けて、こゝに當來出世彌勒佛の教都を樹立せむとし、一方樂土建設の事業に着手して滿洲にその土地を購入し、教徒を此處に移して大にその理想を展開せむとした。かくて教徒の増加するや布教堂、宣教所の數六十三、教徒の總數五萬を算するに及んだ(昭和三四年頃)と云ふことである。然るに、内は集り來る幹部の爲めにその産を費消せられ、外は張作霖の横暴に依つて滿洲の地も沒收せられ、昭和五年閏々の内に遂に死亡してしまつた。教主尹の死するや幹部の間に金錢上の不正行爲が暴露して教徒の離散する者多く、今日に於ては本部も鷄龍山本關も全く有名無實の有様となつてしまつた。大華教改稱以後の教義は、尊崇の本尊を彌勒佛とし、彌勒佛の出世すべき無量の大道を宗旨とし、誠心修道呪文・見性解脫を綱領とするもので、この本尊に歸依して誠心修道すれば靈道に通することが出來、身

體は健康、心中惱みなく、死後は極樂に行くを得べく、又不可思議の奇蹟をもなすことが出来る云ふにある。この彌勒佛を本尊としたことは、佛教に釋迦の滅後、出世する佛は彌勒佛であると説かれてあるから、釋迦佛を先天の佛とすれば彌勒は後天の法王であり、現在は釋迦佛の滅後即ち後天時代であるから、當然後天の世尊である彌勒に歸依して極樂世界を現出すべきであると云ふにあり、釋迦滅後の救世主は彌勒佛であると、釋迦佛が明確に説き置いたのであるから、現代の衆生はその運に相當する彌勒佛に依つて始めて眞の救済が得られるのである、と信するにある。次に參考として斯教の現勢宗憲、教綱、教約、附則を掲げるであらう。

大華教	教名	布教所	地	區	教徒		計
					男	女	
		七		一〇	三五〇	五三〇	八八〇

(昭和九年八月)

(附) 大華教宗憲

第一編 教の大綱 (大圓)

第一章 淵源

第一條 彌勒世尊ノ出世セラレテ圓滿無量ノ大道ヲ斯世ニ宣布シ給フニ淵源ス

第二章 東學系類似宗教團體 (附) 大華教宗憲

第二章 東學系類似宗教團體 (附) 大華教宗憲

第二章 宗 旨

第二條 吾教ハ無量大道ノ原則タル我想ヲ旨トス

第三章 綱 領

第三條 誠心修道・呪文・見性・救濟・解脫

第四章 教主 正教領

第四條 教主ハ降話ノ教ニ由リテ佛ノ宗旨ヲ受ケ一切衆生ノ感化力ヲ與ヘ教内萬機ヲ統轄ス

第五條 正教領ハ教主ノ心法ヲ受ケタル人ヲ以テス

第五章 教人ノ資格ト權利及義務

第六條 教人ハ入教日ヨリ教人タルノ資格ヲ受ク

第七條 教人ハ受戒日ヨリ滿三個月後ニ隨時法名ヲ授受ス

第八條 教人ハ一切平等ニ待遇サレ自然ノ修練ト布教ヲ以テ宗位宗職ヲ受ク

第九條 教人ハ教團ノ公共營爲ト共同維持ノ責任ヲ負ヒ毎朔獻誠金三十錢宛ヲ納入シ若シ三個月

分ヲ納入セザルトキハ教人タルノ資格ヲ失フ

第十條 教人ハ左記五款ヲ恪守ス

一、呪文

一、祈禱

一、獻誠

一、誠日

一、戒命

第六章 法 會

第十一條 世尊ノ心法ヲ繼承シ講論ノ機關トシテ法會ヲ置ク

第七章 宗 位

第十二條 宗位ハ大法師・法師・訓師・布教師・傳教師・宣教員トシ夫人ハ正夫人・宗夫人・法夫人・正義史・宗教

訓・法訓導トス 但宗位ハ原職トス

第十三條 法師ノ所管教人數ガ倍トナルトキニハ淵源ノ席次ニ依リ法師トシ同淵源ノ法師ガ五人

被任セル時ハ該淵源ノ首席トシテ大法師位ニ陞任ス

第八章 稱 號

第十四條 稱號ハ教主ヲ大先生・正教領ヲ先生・大法師・法師ハ該宗位ニ先生ノ名ヲ付シテ稱シ其以下

ハ宗位ノ名ヲ淵源ハ第一位淵源主ニ限リ師首ト稱シ其以下ハ年齒ニ從ヒ兄弟ト稱スル

モ親族ニ限リテハ行列ニ依ル

第十五條 教主傳鉢セラレン時ハ聖師・涅槃セラレシ時ハ祖師・正教領涅槃セシ時ハ尊師・大法師涅槃

セシ時ハ禪師・法師涅槃セシ時ハ雲師ト稱ス

第二編 教 約

第一章 位 置

第一條 中央總部ハ京城ニ置キ支教堂・布教堂・傳教室・宣教所ハ道郡面里ノ布教上便宜ノ所ニ置ク

第二章 機 關

第二章 東學系類似宗教團體 (附) 大華教宗憲

第二條 本教ノ機關トシテ教領室・宗務院・法務院ヲ置ク
本教ノ教務ヲ執行スル爲メ宗務院内ニ正義觀・宗義觀・法務觀・經理觀・司交觀・宣化觀ヲ置キ地

方ニハ支教堂・布教堂・傳教室・宣教室ヲ置ク

第三章 位 職

第四條 丈席ノ位職ハ左ノ如シ(丈席トハ學徳高キ人ノ意)

一、教主 一人

第五條 教領ノ位職ハ左ノ如シ

一、正教領 一人

第六條 宗務院ノ位職ハ左ノ如シ

一、院長 一人

一、觀長 六人

一、部長 六人

一、部員 若干人

第七條 法務院ノ位職ハ左ノ如シ

一、院長 一人

一、大法師 若干人

一、法師 若干人

一、訓師 若干人

一、布教師 若干人

一、傳教師 若干人

一、宣教員 若干人

一、正夫人 若干人

一、宗夫人 若干人

一、法夫人 若干人

一、正義史 若干人

一、宗教訓 若干人

一、法訓導 若干人

第八條 丈席ニ侍師若干人ヲ置ク

第四章 選任及任命ノ方法

第九條 宗位及院長ハ法師會ニ於テ推薦シ教主此ヲ選任ス

第十條 觀長ハ正教領ガ薦舉シ教主此ヲ任命ス

第十一條 部長・支教長及部員ハ宗務院ニ於テ選舉シ正教領此ヲ任命ス

第十二條 侍師ハ教主自ラ選任ス

第十三條 大法師ハ四人ノ法師ヲ有スル人又ハ本教ニ特殊ノ功績及徳望有ル人ヲ以テス

第十四條 法師ハ三人ノ訓師・訓師ハ四人ノ布教師・布教師ハ四人ノ傳教師・傳教師ハ三百人ノ教人有

第十五條 正夫人ハ四人ノ宗夫人ヲ有スル人又ハ本教ニ特殊ノ功績及徳望有ル人ヲ以テス
 第十六條 宗夫人ハ三人ノ法夫人、法夫人ハ四人ノ正義史、正義史ハ四人ノ宗教訓、宗教訓ハ二百人ノ
 布教(教)人、有ル人ヲ以テス。但法訓導ニシテ二百人ノ布教有ル時ニハ宗教訓ニ陞任ス
 第十七條 院長ハ大法師、觀長ハ法師、部長及支教長ハ訓師、部員ハ布教師ヲ以テ此ニ任ズ
 但位職無キ人ト雖モ資格ニ從ヒ陞職セシ後院長、觀長、部長、支教長ニ選任セラル、コトヲ
 得

第五章 任 務

第十八條 正教領ハ教主統理下ニ各院ノ一切教務ヲ總轄ス
 第十九條 宗務院長ハ正教領ノ指揮ヲ承ケテ一切教務ヲ管理監督シ正教領事故アルトキハ其職ヲ
 代理ス
 第二十條 正義觀ハ宗務院長ノ指揮ヲ承ケテ教中一般備品、重要書類及印章ヲ保管シ文書受發等ノ
 教務ヲ掌理シ宗務院長事故アルトキハ其職ヲ代理ス
 第二十一條 宗義觀ハ宗務院長ノ指揮ヲ承ケテ教務發展ヲ講究シ教ニ關スル圖書編纂等ノ教務ヲ
 掌理ス
 第二十二條 法務觀ハ宗務院長及法務院長ノ指揮ヲ承ケテ教律、褒賞儀禮、慈善等ノ教務ヲ掌理ス
 第二十三條 經理觀ハ宗務院長ノ指揮ヲ承ケテ金錢收支、豫算、決算、動産、不動産、證券保管等ノ教務
 ヲ掌理ス
 第二十四條 司交觀ハ宗務院長ノ指揮ヲ承ケテ一般司交ヲ掌理ス

第二十五條 宣化觀ハ宗務院長ノ指揮ヲ承ケテ布教機關ト教育ヲ掌理ス
 第二十六條 部長ハ該觀長ノ指揮ヲ承ケテ部務ニ従事シ部長有故ノトキハ其職ヲ代理ス
 第二十七條 部員ハ部長ノ指揮ヲ承ケテ分擔教務ニ従事ス
 第二十八條 法務院ハ正教領ノ指揮ヲ承ケテ教理ヲ宣布シ教主ノ諮問ニ應ジ教内ニ重大事件ノ有
 ル時ハ法師會ヲ開キテ詮議後正教領ヲ經由シテ教主ノ決裁ヲ要ス
 第二十九條 法務院ハ毎朔二回宛法師會ヲ開キテ布教方法ヲ講究シ教書編纂ノ起案ヲ正教領ニ提
 出ス
 第三十條 法務院ハ誠日毎ニ宗旨又ハ教理ヲ講究說法ス
 第三十一條 侍師ハ丈席ニ侍奉シテ離ル可カラズ
 第六章 任 期
 第三十二條 一般職員ノ任期ハ滿二箇年トスルモ再選スルヲ得
 第七章 會 計
 第三十三條 本教ノ經費ハ經常臨時ノ二種トス
 第三十四條 經常臨時費ハ各觀長ガ豫算決算書ヲ作成シ宗務院ヲ經由シテ正教領ノ詮議ヲ經タル
 後教主ノ決裁ヲ要ス
 第三十五條 會計決算期ハ毎年二期トシ三月末日九月末日トス
 第八章 功 給 及 加 俸
 第三十六條 教主及正教領私宅費ハ法師會ニ於テ定ム。但教主及正教領歿後ノ家族生活費モ法師

會ニ於テ定ム

第三十七條 原職ヲ有スル人ニハ年俸ヲ給シ終身給トス 但宣教員法訓導ハ此限ニ非ス

第三十八條 原職ヲ有スル人ニシテ任職ニ就クトキハ手當金ヲ給ス

第三十九條 年俸及手當金額ハ法師會ニ於テ定メ正教領ヲ經由シテ教主ノ裁決ヲ要ス

但宗職ノ無キ人ニシテ幹部ニ選任サレタル人ト侍師ノ俸給ハ正教領ガ教主ノ決裁ヲ得テ定ム

第九章 地方布教機關及職員ノ任期

第四十條 支教長ハ宗務院ニ於テ選舉シ正教領ノ詮議後教主此ヲ任命ス

第四十一條 支教堂ノ正義・法教・經化三司員ハ支教長推薦シ宗務院ヲ經由シテ正教領此ヲ任命ス

第四十二條 支教堂ノ書記ハ該支教長自ラ選任ス

第四十三條 布教堂傳教室宣教所ノ職員ハ該支教長推薦シ宗務院ヲ經由シテ正教領此ヲ任命ス

第四十四條 地方布教機關職員ノ任期ハ滿二箇年トスルモ再選スルコトヲ得

第十章 地方布教機關ノ任職

第四十五條 支教堂ハ該道各布教堂布教堂ハ該郡各傳教室傳教室ハ該面各宣教所ノ一切教務ヲ管理ス

第四十六條 教務ヲ執行スル爲ニ左ノ職員ヲ置ク

支教堂職員

一、支教長 一人

一、正義社員 一人

一、法務司員 一人

一、經化司員 一人

一、書記 一人

布教堂職員

一、布教師 一人

一、正義部員 一人

一、經化部員 一人

一、書記 一人

傳教室職員

一、傳教師 一人

一、正義史 一人

一、書記 一人

宣教所職員

一、宣教師 一人

第四十七條 支教長ハ本部ノ指揮ヲ承ケ所管區域内一切ノ教務ヲ處理ス

第四十八條 正義司員ハ支教長ノ指揮ヲ受ケ一般備品書類及印章ヲ保管シ文書受發等ノ教務ヲ掌理シ支教長有故ノトキハ其職ヲ代理ス

- 第四十九條 法教司員ハ支教長ノ指揮ヲ承ケ教律・褒賞・儀禮・司交等ノ教務ヲ掌理ス
- 第五十條 經化司員ハ支教長ノ指揮ヲ承ケ金錢收支・豫算決算・布教堂・傳教室ノ設置及ヒ教育等ノ教務ヲ掌理ス
- 第五十一條 書記ハ各司員ノ指揮ヲ承ケ一般教務ニ從事ス
- 第五十二條 布教師ハ支教長ノ指揮ヲ承ケ所管區域内一切ノ教務ヲ掌理ス
- 第五十三條 正義部員ハ布教師ノ指揮ヲ承ケ一般備品書類印章ヲ保管シ文書受發・教務發展ヲ講究シ教律褒賞・慈善等ノ教務ヲ掌理シ布教師有故ノトキハ其職ヲ代理ス
- 第五十四條 經化部員ハ布教師ノ指揮ヲ承ケ金錢收支・豫算決算・傳教室設立及ヒ教育・司交等ノ教務ヲ掌理ス
- 第五十五條 書記ハ各部員ノ指揮ヲ承ケ一般ノ教務ニ從事ス
- 第五十六條 傳教師ハ傳教室事務ニ從事シ該區域内一切ノ教務ヲ掌理ス
- 第五十七條 正義員ハ傳教師ノ指揮ヲ承ケ一般教務ヲ掌理シ傳教師有故ノトキハ其職ヲ代理ス
- 第五十八條 書記ハ正義員ノ指揮ヲ承ケ一般教務ニ從事ス
- 第五十九條 宣教所ハ傳教師ノ指揮ヲ承ケ一切ノ教務ニ從事ス
- 第六十條 地方布教機關ハ該管轄教人ノ教籍ヲ修正シテ一部ハ保管シ一部ハ中央總部ニ送付ス
- 第十一章 淵源ノ關係ト教人ノ喪制
- 第六十一條 受主死亡シ又ハ除籍サル、場合ニハ淵源ノ次第ニヨリ受主ヲ定ム
- 第六十二條 中間淵源主死亡又ハ除籍サル、場合ハ其上淵源ニ繼承ス

- 第六十三條 淵源ヲ喪失セシ者復籍ニ因リ教人ノ權利ヲ回復セルトキハ其淵源モ亦回復ス
- 第六十四條 教主ノ喪ハ壹百五拾日正教領ハ壹百日淵源主ハ四拾九日トス
- 第六十五條 教主夫人・正教領夫人・淵源主夫人ノ喪ハ前條例ニ依ル
- 第六十六條 教主・教主夫人・正教領・正教領夫人ノ喪服ハ一般教人此ヲ着シ淵源主ノ喪服ハ該淵源ニ關係セル教人ノミ着服ス
- 第六十七條 教主ノ父母喪ニ際會セルトキハ一般教人ハ七日謹慎シ正教領ノ父母喪ニ際會セルトキハ一般教人ハ五日謹慎シ淵源主ノ父母喪ニ際會セルトキハ該淵源ニ關係セル人ノミ三日謹慎ス
- 第六十八條 喪服ノ制度ハ黑色徽章ヲ左方胸部ニ表付ス
- 第十二章 哀 慶
- 第六十九條 教人中死亡者有ルトキハ所管傳教室布教堂又ハ支教堂ニ死亡告書ヲ提出シ此ヲ接受シタルトキハ直ニ中央總部ニ報知ス 但中央總部所在地教人ノ死亡ハ中央總部ニ報知ス
- 第七十條 教人中死亡者有ルトキハソノ近隣ニ居住スル一般教人ハ各香典金貳拾錢宛ヲ持參シ往生演道文ヲ一齊ニ讀誦シテ墓所マテ護喪ス
- 第七十一條 教人中婚禮又ハ父母己身回甲ノ慶事有ルトキハ近隣ニ居住スル一般教人ハ各慶助金貳拾錢宛ヲ持參ス
- 第七十二條 教人中婚禮ヲ行フトキハ教堂ニテ舉行ス 但便宜自家ニテ行フモ之ヲ妨ケス

第十三章 教 律

第七十三條

教人中犯科有ルトキハ法務觀長之ヲ審査シ宗務院長ノ處辨ニ從フ

第七十四條

院長・大法師・法師・正夫人・宗夫人・法夫人犯科有ルトキハ法務觀長之ヲ審査シ正教領ヲ經由シテ教主ノ決裁ヲ要シ、訓師以下原職ト觀長以下任職ニ犯科有ルトキハ法務觀長之ヲ審査シ各該院長ノ處辨ヲ正教領ニ報知ス 但法務觀長犯科有ルトキハ其部長之ヲ審査シ法務觀長部長俱ニ犯セルトキハ正義觀長之ヲ審査ス

第七十五條

地方教人ニ犯科有ルトキハ該管轄支教長又ハ布教師之ヲ審査後本部ニ報知シテ宗務院長ノ處辨ニ從フ

第七十六條

教律ノ種類ハ左ノ如シ

- 一、教籍除名
- 一、任職免除
- 一、褒賞繳消
- 一、謹 愼
- 一、譴 責

第十四章 褒 賞

第七十七條

本教憲第一編第十條所定ノ五款ヲ恪守シ本教宗憲ニ違反スルトコロ無ク功績特著タル教人ハ法務觀長ノ審査後宗務院ヲ經由シテ此ヲ褒賞ス

第七十八條

褒賞ノ種類ハ左ノ如シ

- 一、品 章
- 一、書 狀
- 一、教律減免
- 一、復 籍

第十五章 附 屬 事 業

第七十九條

本教發展ノ爲ニ左ノ如キ機關ヲ置ク

- 一、三省社
- 一、教育會
- 一、青年會
- 一、婦人親睦會

第八十條

前條各機關ノ規則制定ハ必ス各院ノ同意ヲ得タル後正教領ヲ經由シテ丈席ノ承認ヲ要ス

第八十一條

第七十九條ノ各機關ハ宗憲ノ範圍内ニテ行動スヘク若シ本教ノ體面ヲ汚損スルカ教務ヲ障碍スル場合ニハ丈席ヨリ解散ヲ命ス

附 則

第一條

各觀ノ教務ハ該觀員此ヲ起草シ觀長捺印後宗務院長ヲ經由シテ正教領ノ處辨ヲ要ス其樣式ハ別紙第一號ノ如シ

第二條

教憑ハ宗務院ヨリ發行シ教主ノ印ヲ捺シテ一般教人ニ頒給スルモノトス其樣式ハ別紙第一號ノ如シ

第三條

宗位宗職ノ牒紙裁給ハ左ノ如シ
 一、院長・大法師・法師ハ選任トシ其様式ハ別紙第三號ノ如シ
 一、訓師・布教師・傳教師・宣教員各觀長・部長・正・宗法夫人・正義史・宗教訓・法訓導ト地方布教機關ノ職員ハ任命トス其様式ハ別紙第四號ノ如シ

第四條

教籍ノ様式ハ別紙第五號ノ如シ

第五條

褒賞ハ修道成績ニ依リ之ヲ授與ス其様式ハ別紙第六號ノ如シ

第六條

公文式ハ左ノ如ク區分ス
 一、丈席ヨリ教人ニ頒布スル文書ヲ宗訓・正教領ヨリ教人ニ頒布スル文書ヲ宗示ト稱ス
 一、院長及觀長カ地方布教機關又ハ教人ニ頒布スル文書ヲ公示ト稱ス
 一、支教長カ布教堂傳教室宣教所及教人ニ頒布スル文書ヲ宣示・布教師・傳教師ノ發スル文書ヲ宣示ト稱ス

一、教人カ地方布教機關又ハ總部ニ報スル文書ヲ敬告ト稱ス

一、宣教所ヨリ順次上部ニ報スル文書ヲ報明ト稱ス

一、觀長・院長・法師會ヨリ正教領又ハ丈席ニ報スル文書ヲ稟告ト稱ス

一、正教領カ丈席ニ報スル文書ヲ稟申ト稱ス

一、正教領カ丈席ニ具申シテ裁決サレタル文書ヲ認準狀・棄却サレタル文書ヲ否認狀ト稱ス

一、法師會院長及觀長ガ正教領又ハ丈席ニ具申シテ裁決サレタル文書ヲ許認狀・棄却サレタル

ル文書ヲ否認狀ト稱ス

一、支教長以下宣教所ヨリ上部ニ報告シテ裁決サレタル文書ヲ許準狀・棄却サレタル文書ヲ不許狀ト稱ス

戒命

貪慾ナラザルコト 驕慢ナラザルコト

悖行セザルコト 謀害セザルコト

欺人セザルコト 奢侈セザルコト

第一號 様式 (處辨紙)

要 摘	件 名	受 發		正 教 領 印	宗 務 院 長 印	法 務 院 長 印	觀 長 印	部 長 印
		年 月 日 校	年 月 日 處					
		年 月 日 校	年 月 日 處					
		年 月 日 合	年 月 日 執 行					
		書	淨					

第二章 東學系類似宗教團體 (附) 大華教宗憲

第二號 樣式 (教憑)

大	第	號	原籍	道	道	郡	郡	面	面	里	里
華	住	所	道	道	郡	郡	面	面	里	里	
	氏	名	年	齡							
	年	月	日								
大華教主	年	月	日								
憑	大華教主	憑									教

第三號 樣式 (宗牒)

氏名

本教某院長(又ハ何位)ニ選任ス

年 月 日

(開教 年 月 日)

大華教主 憑

第四號 樣式

氏名

本教某觀長(又ハ何職)ニ任命ス

年 月 日

(開教 年 月 日)

大華教主 憑

第五號 樣式 (教籍)

世 籍			受 主		
位 身			宗 位		
月 生		宗 位	月 生		宗 位
日 年			日 年		
月 受 道	聯 臂	法 號	月 受 道	聯 臂	法 號
日 年			日 年		
年			年		
月			月		
日			日		

第六號 樣式 (褒賞狀)

第二章 東學系類似宗教團體 (附) 大華教宗憲

第二章 東學系類似宗教團體 (附) 大華教宗憲

修道ノ成績何々ニ合格シタルヲ以テ茲ニ證狀ヲ授與ス

年 月 日

氏 名

(開教 年 月 日)

大華教主 ㊦

第七號 様式 (報告第 號)

事實云々茲ニ報告ス因テ準此許施セラレンコトヲ望ム

年 月 日

(開教 年 月 日)

何職 某 ㊦

大華教主 丈席

第八號 (認準狀第 號)

事實云々茲ニ認準ス

年 月 日

(開教 年 月 日)

大華教主 ㊦

入教時告文

何年何月何日何辰何某敢告于

無上大覺之下今茲受戒解脫塵埃歸眞之靈界謹以甘露果奉請

以上大華教宗憲(大正十二年十月二十八日發行 發行所 京城府通洞一五七六華教中央總部)

八、東 學 教 (慶尙北道尙州郡銀尺面子基里)

本教は東學の鼻祖崔濟愚に師事した金時宗なるものが北接道主たる崔時亨に對し南接道主と號して明治四十二年頃より慶北安東地方に布教せしに創まり、その弟子金洛春を経て孫弟子金周熙に及ぶや、大正四年慶北尙州郡銀尺面に本據を設け、同門金洛世と協力して同教の復興と布教に努め、大正十一年同面子基里に教堂を建築し傳道士を各地に派して教勢の擴張を計りし結果昭和四年頃には慶北を主とし忠北、江原等に約一千五百餘名の教徒を獲得したが、その後漸次衰頹し現今では教徒四五百名を數ふる有様である。

本教の教義信條は、本來東學に出發したものであるから、東學正系のものとは大差なく、東學は崔濟愚が儒佛仙三道の粹を取り之を折衷したものであるから、これを信仰する時はその徳に依つて無限の靈感を得又神變不可思議の靈力を得べしと信じ、而してその修道法等は概して天道教に同じと云はれて居る。

東學教	教名	布教所	地 區	教 徒		計
				男	女	
一			九	六四一	一三四	七七四

九、人天教と白々教

(京城府桃花洞一五六)
(京畿道加平郡北面赤木里)

(昭和九年八月)

本教は白道教の分派として獨立したものであるが、白道教は明治三十二三年の頃、東學の徒全廷芸當時三十歳なる者が、寧邊の農出身にて無識であるから修道に依つて道を得んと志し、三年間金剛山に入りて祈禱三昧に精進するや、天地神靈の心理を悟得するところあり、山を出で、先づ亡父の死亡地である咸南文川郡雲林面に趣き、附近の人々に道を傳へしに創まつたもので、その後入教する者漸次増加するに及び、明治四十五年江原道金化郡近東面水泰里五聖山中に本據を卜して教名を白道教と名づけ、已れ教主となり、各地に支部を設けて布教に従事した。その説くところ、一定の呪文を誦して天地を禮拜すれば無病息災、不老長壽、遂には神仙となることが出来ると云ふので、當時入教する者尠からず、大正四五年頃にはその教徒一萬餘に達したと云はれる。

然るに従來の布教は全く隱道に依つて營まれ、その教團も亦秘密結社の姿であつたが、大正八年教主の死亡するに及び、幹部の間に教理變革及び公然布教派を生じ、遂に分裂して、一は京城に本部を置く李禧龍派と一は京畿道加平郡に本部を置く車乘幹派となり、かくて前者は大正十二年五月人天教を創立し、後者は同年七月白自教と稱して分立したのである。

人天教の宗旨はその教名に依つて表現せられて居るが如く、人天大主に依つて營まるゝ人天の大道であつて、その教理は、天の外に人なく、人の外に天なし、天と人とは一體にして人は小さき天である。即ち人は靈肉の二者を合したものであるが、その靈は天より授けられ肉體は地の賜へしものである。従つて人は天地を敬しなればならない、天を天父、地を坤母と云ひ、この天地父母を禮拜の主體としなければならぬと云ふにある。

白自教の宗旨は儒佛仙三道を綜合し、教祖の潔白なる心靈に依り頽廢せる世道人心を潔白ならしめ、以て現在社會を教化善導すると共に光明の世界を實現せむとするにありと云ふ。

人天教は咸南大川郡雲林面馬汗里に第一世教主の遺志を繼いで紀念閣を建て、各地の教徒を移居せしめて仙境の建設を計劃し、昭和二年九月紀念閣の落成あり、その間各地より男女三百餘名の移住者あり、文川支部會長、大道師黃雄の教徒に告げし如く、『年々小農は生計の安定を失ひ悲惨な運命に弄されて居るが、我が人天教は相互共助の目的で俗人なき仙境に移住し教徒をして生活苦より離脱せしむるにある。』故に自分は平安南道江原道咸鏡南道の希望者を年二回に

此の仙境に移住し來るべく計劃して居るが、これが實現せる際には、我教徒を集團せしめて他教に對抗し、教徒の結束を益々鞏固ならしむる筈である云云』であつたが、その後生活困難の現實暴露及び昭和五年第一世教主たる全廷芸のその妾殺害事件が暴露して關係者多數の檢舉を見るに及び、その教勢頗る衰微するに至つた。白白教も亦大正十三年幹部の間に詐偽事件を生じ爲に教勢振はざる矢先、この白道教主妾殺害事件が新聞紙上に發表せられたので、世人の非難を受くるに至り、全くその信用を失墜して今や殆んど有名無實の状態に陥つて居る。

教名	布教所	地	區	教徒		計
				男	女	
人天教	九		一三	七二九	六三七	一、三六六
白白教	三		四	四〇	二三	六三

次に参考として人天教趣旨書を掲げ、猶ほその會則を附することとした。(昭和九年八月)

(附) 人天教 趣旨書

天の神様(神)は如何なる方で何をなされる方であらうか、我々が眞心こめて恭敬するに足るべき方であらうか。又吾々人間とは何であるか、食ひ衣てものを云ひ唯歩けばそれでよからうか。そうではない、天の神様は靈がお有りになるを以て我々を愛し給ひ人間も亦靈があるから天の神様を恭敬するのである。

太陽の光線が赫々として萬象が明るいのはあるが、盲人には夜であり、兩眼が明るくて能く秋毫之末をも見得人でも土窟の中では闇を感じるもので、これよりすれば此方の靈光があつてこそ彼の靈光を享くるといふ事が明らかである。そこで一の靈で億兆の靈を總轄される方が即ち天の神様であり、億兆の靈で一の靈を崇拜する者即ち人間なる者であるから、人間といふものは實に貴いものであり愛でたいものである。然るに悲しい事には、全世界を誤らせた悪魔の爲に人人は金錢と酒色と血と肉とに惑溺され弱者は強者に屈服され、貧者は富者に奴隸とされ、茫々たる泥海に踏み込んだ足の如く之を抜く事の出来ない深淵に陥つてしまつた。こういう昏濁病に何の藥が求められようか。

法律がたとひ人民を治むるになくはならぬものであつても、豫め法律に觸れないようにするのが至道であり、戦争がたとひ敵を防禦するになくはならぬものであつても、豫め戦争の起きないように努めるのが大徳である。見よ！天國には攻城砲や爆發彈はなかるべく極樂には飛行機や潜航艇も無いであらう。吾々が人界にあつて次ぎくに来る上界の事を不可能と云へばそれまでであるけれど、もしも可能だとすれば吾々の精誠(眞心)を盡して天の神様を擁し天

國を人界に建設することが出来るに違ひない。

かるが故に我が人天大主にあらせられては此世にお出でになり、活命水を我々一片の靈胎に注ぎ給はつた。おゝ——人天大主の出現は洪水の出た時の舟であり、雪降り風冷い時の笠や衣である。深く深く信すべきである。

天の法は善を捨てず、神明は精誠に感應するものであるから、他人の飢を自分の飢とし、他人の苦を自分の苦と等しいものになさい。たとへ仇敵同志でも互に握れば斯土は暖かたのしい地であり、父母兄弟でも殺氣をもつて對すれば冷い地獄である。されば吾々はどうすれば眞人間になれるだらうか、全世界が金錢でやつて居れば吾々は義理を以て、全世界が法律でやつて居れば吾々は道徳を以て、全世界が強力でやつて行けば吾々は柔順を以て、全世界が競争でやつて行けば吾々は平和を以てして此世に勝つ最後の人となり、天の神様の前に出よ、かくすれば天の神様も吾々を助けて下さるにちがひなく、他の人達も吾々を後援してくれるにちがひないから、何をか恐れ、何事か成就しないだらうか。我々人天の使命はかく深く大きい。唯ひとり窮山峽谷に獨善するは天の神様よりの使命を没却するものである。どうして惶悚恐縮なことなからうか。貴いあなた方は、貴相數十年磨き磨いた金と玉を世界活命院に一度提出し眞價を發揮してこの世の寶となられむことを望みます。

人天教主 李 禧 龍

人天教々會規則

- 第一條 本教ハ人天教ト稱ス
- 第二條 本教ハ人天大主ノ遺訓ニ依リ敬天主ニ存シ人性ニシテ世界ノ道德化ヲ目的トス
- 第三條 本教會ハ人天教人ヲ以テ組織ス
- 第四條 本教大本院ハ京城ニ置キ教堂ヲ各樞要地ニ置ク
- 第五條 大本院ニ左ノ職員ヲ置ク
 - 一、教主 一人
 - 二、大導師 一人
 - 三、布教師 若干人
 - 四、奉道 二人
- 第六條 教主ハ教統ヲ承繼シテ教人全體ヲ監督ス
- 第七條 大導師ハ教主ヲ輔佐シテ教化ヲ宣布シ本院事務ヲ統管掌理ス
- 第八條 布教師ハ地方ノ布教ニ盡力ス
- 第九條 奉道ハ教主及大導師ニ近侍シテ命令傳達及儀式舉行ニ従事ス 但入教セントスル者ハ教人ノ推薦申請ニ依リ入教ス
- 第十條 左ノ四課ヲ置キ事務ヲ分擔ス

第二章 東學系類似宗教團體 人天教々會規則

一、庶務課(課長一人) 掌書若干人

一、布教課() 同

一、經理課() 同

一、編纂課() 同

第十一條 庶務課長ハ人事進退・文書接受發送ト圖書保管・教人賞罰ト社會交際ト各課ニ屬セザル庶務ヲ掌理ス

第十二條 布教課長ハ宣教及傳道ト地方教人聯絡ニ關スル事ヲ掌理ス

第十三條 經理課長ハ金錢出納貯蓄ニ關スル事ヲ掌理ス

第十四條 編纂課長ハ各項書籍著述ニ關スル事ヲ掌理ス

第十五條 各掌書ハ該課長ノ指揮ヲ承ケテ課務ニ従事ス

第十六條 顧問相談役ハ地位名望ノ有ル紳士中ヨリ教主此ヲ囑託ス

第十七條 各樞要地ニ在ル教堂ニハ左記任員ヲ置ク

一、道師 一人

二、布教師 若干人

三、掌書 同

第十八條 道師ハ大本院指揮下ニ教堂事務ヲ掌理ス

第十九條 布教師ハ道師ヲ輔佐シ地方布教事務ニ従事ス

第二十條 掌書ハ道師ノ命令ニ從ヒ諸般事務ニ従事ス

第二十一條 本教會年度ハ毎年二月一日ヨリ始メテ翌年一月末日ニ終ルモノトス

第二十二條 本教經費豫算ハ大本院ニテ編成スルモ幹部會ヲ通過シタル後教主ノ承認ヲ受ク

第二十三條 本教ノ紀念日ハ左ノ如シ

一、十月四日 教祖誕辰

一、六月二十四日 得道紀念

一、五月二日 布教紀念

一、十一月二十一日 教祖還元日

一、十一月三十日 大祈禱日

一、四月一日 本部創立紀念

第二十四條 本教人ハ左記十五戒ヲ恪守シテ天性ヲ修養ス

一、敬天主

二、尊地靈

三、忠於君

四、敬師父

五、孝於親

六、和兄弟

七、愛人族

八、保妻子

第二章 東學系類似宗教團體 人天教々會規則

九、勿爲盜

十、勿姦淫

十一、勿陰害

十二、勿殺人

十三、男女相敬

十四、勿暴惡

十五、勿背恩

第二十五條 本教祈禱日ハ人天大主ノ傳禮ニ依リ毎月水曜日ニ定ム

第二十六條 本教人ハ教標ヲ携帶シテ教人ノ資格ヲ標ス

第二十七條 本教總會ハ毎年四月二日トスルモ必要事項ノ有ル時ハ教主ノ承諾ヲ承ケテ臨時總會ヲ開催スルコトアリ

第二十八條 本教ノ維持費ハ左ノ如ク充用ス

一、基本財産收入

二、入教禮錢(但一人ニ就キ一圓)

三、獻誠錢(但拾錢以上)

第二十九條 大本院事務及其他事項ト任員俸給及旅費等ハ總テ幹部會ヲ開催シテ教主ノ承認ヲ得タル後施行スルモノトス

第三十條 任員選舉方法ハ總會及臨時總會ニテ選定スルモ任期ハ滿二個年トシ補缺任員ニ對シ

テハ前任者殘期ヲ充ス

第三十一條 本教人ハ規則ヲ恪守シ布教及事務ニ功勞ノ有リシ時之ヲ褒賞シ規則ニ違反スルカ國憲ニ抵觸シタル時ハ相當之ヲ處罰ス

第三十二條 本教會規則ハ必要ナル時ニ臨時總會ヲ開催シテ加除スルヲ得

人天教大本院

一〇、水 雲 教

(忠清南道大田郡炭洞面秋木里)

イ、教主及び沿革

本教の教主李象龍現在九十二歳と云ふは慶尙北道慶州の出生、十一歳の時父母に死別して頼る所なく、且つ身體の健康勝れなかつたので慶州佛國寺に入りて僧となり、此處に居ること三年、後梁山通度寺に入りて四年間經文を習ひ、その後智異山大圓菴及び金剛山楡帖寺に於て修業し、健康を増進すると共に、生前萬事亨通、死後極樂往生を本願として居たが、金剛山楡帖寺に於て修業中、一心に觀世音菩薩を念じて精進をつゞけて居ると、或時夢うつゝの間に、袈裟を着けた僧形が見はれ、我こそ觀世音なり、汝精進して菩提を大覺せよ」と激勵された。彼は夢かとはかりに驚喜し一層精進堅固に信念をこらして居た。それから屢々夢現の間に現相を見たが、それらは或は猛虎であつたり、癩病患者であつたり、或は蛇であつたりして、喫驚する事一

再でなかつた。しかし之等は觀世音がその身を變へて我が信念を試みんとして脅かされるのであると覺るや、却つてその有難き思し召に感謝し、端然堅固の信念を持ちつけ、遂に胸を突刺すが如きインスピレーションに打たれた。その瞬間に明朗旭日の如く心門開け、遂に大いに悟通したのであつた。かく悟通してからは何等の煩悶も欲求もなく、その後は雲水の如く名山名利行脚にその身をまかせ、或は木實を食として山中に暮し、或は洞窟に獸と共に宿ると云ふ無爲自然の生活をつゞけて居た。

かくて忠清南道青陽郡道成菴に巡錫し、足を止むること約十年、某兩班が施主となつて寺を建てるから教を立てよとの勧めがあつた。そこで彼は同道禮山郡朴性吳外數名と相圖り、日本に佛教の隆盛なるを聞き、佛教を基として儒教仙道を加味した宗教を創立せむとし、東學教祖崔濟愚先生は佛の後身なるを以て崔濟愚を教祖となすことと定め、崔濟愚を教祖と仰ぐ侍天教、天道教と區別するが爲め、教名を水雲教、水雲は崔濟愚の別號である」と名づけて開教した。かくて入教々徒の増加するに従ひ、大正十二年水雲教本館を京城に勅立し、専心布教に努めることとなつた。處が時恰も天道教は新舊兩派の紛争中であつたので、天道教徒乃至侍天教徒の轉入し來る者續出し、遂に本館を擴張し、各地に分館を設置するの盛況を呈するに至つた。然るに『李象龍は水雲の再生なり』との噂に端を發して天道教との間に確執を生じ、遂に大正十

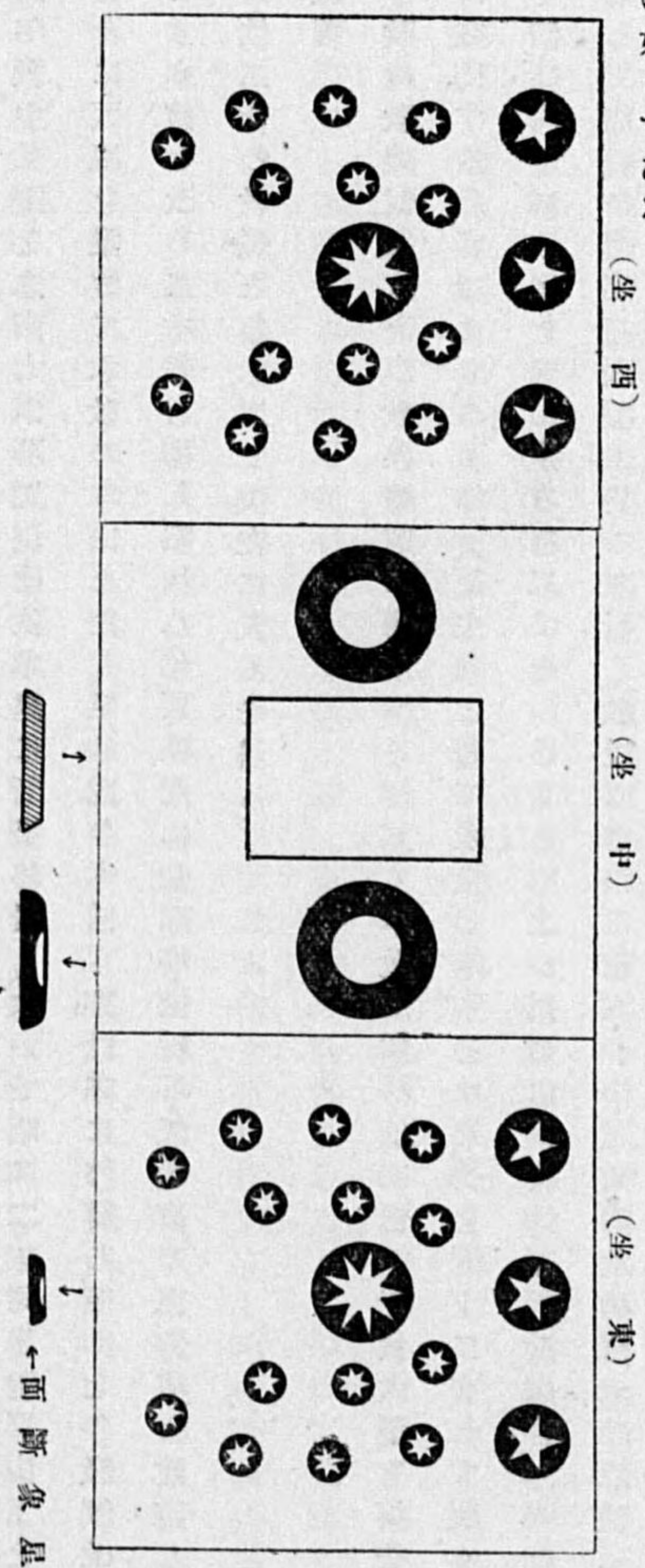
四年教主私宅を忠南大田郡炭洞面秋木里に新築移居し、次いで昭和二年同里錦屏山下を卜し、こゝに天壇を築きて本教の本山となし、昭和四年本館も亦、此處に移轉し、昭和七年教制改正により本館を改めて本部と稱し、昭和八年天壇内に金剛塔、彌陀塔、無量壽の三佛塔を建設して儒佛仙三合の教體となし、以て現在に及んで居る。

□、教義

本教の教義信條はその教典總則に明示するが如く、本教は儒佛仙三合の无量大道を娑婆世界に宣佈する教宗であり、事、人如、天を主義として、永世の幸樂を求め、徳を天下に布きて、廣く蒼生を濟ひ、國を輔け、民を安んずるを以てその目的とし、之が爲めには諸佛諸天を崇拜し、先聖を慕仰して、諸般の禮節を天壇に於て奉行し、教規に定むる敬天、拜佛、呪文、清水、功德米の致誠を恪守すべしと云ふにある。

然らば敬天、拜佛の對象如何、それには先づ天壇から述べなければならぬ。この天壇は風水上好適の地たる錦屏山下の明堂に、无量の大道を娑婆世界に宣佈する根本道場として立てられた建物で、内外丹青の美粧を凝らし、南正面の上部には、兜率天の金文横額を掲げ、内部には北壁一面に兜率天を象形し、堂中に三基の六層佛塔を安置し、以て尊仰すべき宇宙を縮圖表現したものである。即ち兜率天は星座を以て天界、自然界を代表し、佛塔は六階を以て人界を代表し、

以て天人の冥合を具體的に表現したものである。
 兜率天は北壁全面を中東西の三坐に分ち、中坐に玉皇上帝玉坐(金色、長方形盤)を中心としてその右に日像、中央金色の朱色圓盤、その左に月像、中央金色の粉紅色圓盤を安置し、東坐には上部に三大星、金色の五芒ある朱圓盤、主星より小形、中央に主星(金色の九芒ある朱圓盤)、その右下に東斗七星、金色の七芒ある朱圓盤、三大星より小形、その左下に南斗七星(同上)を安置し、西坐には上部に三大星、中央に主星、何れもその様式形状、東坐のものと同じ、その右下に西斗七星、その左下に北斗七星、何れも東坐の七星と同じを安置したものであつて、これを平面に圖示すれば次の如くである。



佛塔は中央を彌陀塔、右東を金剛塔、左西を無量塔と名づけ、各塔とも同一型の四面六層であり、その各層の四面に浮彫せるものも同じであるが、その彫像は次の如し。

- 第一層 四天王(持國、毘沙門、廣目、增長) (四面に一人づゝ將軍姿)
- 第二層 三星君(七星君、六星君、三星君) (四面に一組づゝ仙人姿)
- 第三層 五仙官
北斗九皇解厄星君
 南斗六司延壽星君
 東斗三台斗星君
 西斗華蓋星君
 雲中二十八宿星君 (四面に一組づゝ仙人姿)
- 第四層 天界
日光菩薩
 月光菩薩
 帝釋菩薩
 月光菩薩 (四面に一組づゝ菩薩姿)
- 第五層 菩薩界
南巡童子
 觀世音菩薩
 海上龍王 (四面に一組づゝ菩薩姿)
- 第六層 佛界
觀世音菩薩
 釋迦牟尼佛
 大慈至善菩薩 (四面に一組づゝ佛姿)

かく天神を星坐に依つて表現し、人靈を立塔に依つて表現したのは、蓋し敬天・拜佛の信者をして、星晨の光輝に照らされながら即ち自然の恩恵に浴しながら、次第に向上の道程を踏み終に理想的人格たる將軍仙官乃至菩薩佛の境界に入らむことを念願し、それに一如するを期せしむる宗教的意圖に出でたものである。故に本教では敬天禮拜をなす場合には必ず「南無天尊……」と唱名するがこの天尊は天神の天と世尊の尊とを要約したものであり、この一句の内に

宇宙の尊仰すべき一切を含めて、それに歸依するとなすのである。

本教は原則として天壇に參集して禮式を奉行することになつて居るが、地方の教徒は支部又は宣教所の天壇に於て、又事故ありて支部又は宣教所にも參集し得ない場合には、家庭に於て奉行するやう各家庭に紙刷の佛像を配布してこれを家庭の天壇となさしめて居る。

ハ、修行及び事業

教典には呪文、清水、祈禱法、日曜參集、功德米の致誠五款を恪守すべき旨規定してゐるが、信者日常の行法としては、毎日早朝起床して身體を清め天壇に禮拜して小禮參を勤行し、禮拜終つてしばし伏して黙告祈願を行ふ。この黙告祈願はその目的とする内容凡そ次の如くである。即ち

上求菩提 菩提とは道通であり悟りである。道通すれば佛と同化する、佛と同化すれば、己の前生及び後生を達識し得べく、又死後極樂に往生し、輪廻轉生して生れ來る時には立派な者になれるのである。

下化衆生 衆生とは信者以外の者、即ち未だ本教に入らずして濟はれない者を善導して天壇に歸依せしめることである。

解厄祈願 己の健康保持、病氣の恢復等を祈るのである。教徒は天尊に歸依して心に邪なき

が故に藥を用ゐずしてよく治病すると信じて居る。

朝夕の炊飯に際して禮佛敬天の誠意を表する爲に一匙宛の功德米を除き、之を教本部に納めて教團の維持活動に奉養すること、衣服を整齊し、教則第九十條以下に規定せる戒銘を遵守し、夜九時に至れば佛前に焚香清水を奉ずることが修行の常法である。祭祀の儀節は教主誕生獻壽禮式、開教紀念禮式、慰靈祭等を重要儀式となし、毎法日(日曜)又は毎月七日、十七日、二十七日には天壇に於て致誠祈禱を奉行する。そのやり方は先づ壇前に香燭、火飯、餅、清水、精米、果物等を供へ、着席焚香、拜禮、參奉告或は適當なる經文、呪文を讀誦する(拜禮、說法、拜禮、心告、默告祈願)閉式の順序で行ふを例とする。

猶ほ本教では、教徒の信念増進、身心保安の爲に各種の呪符を用ふるが、就中

受氣符 これを拜持すれば敬天拜佛の信心を強くし、且つ所願成就し、一切の災厄を除きて一身の安泰なるを得る。

元身佛符 これは釋迦牟尼佛の畫像であり、これは一刻も諸佛を忘れざるが爲めであつて、この二符は教徒たる者悉く常に奉持しなければならないものである。

本教は教の事業として、昨今當局の自力更生運動に順應し、色衣普及の實行、自製草鞋の使用、勤儉貯蓄の實行等、教徒の生活改善にその徹底を期し、猶ほ昭和六年以來本部に學園を設立して

學齡期超過及遠距離通學不能の兒童を收容して普通學校程度の簡易教習をなし、教の教化事務員無報酬にて之が教導に當つて居る。

敬天・拜佛に用ふる「禮參」には大・中・小の三種があり、各一節を誦する毎に三拜するのであるが、大・中二種は重要儀節に用ゐ、小禮參は朝夕用ふるものである。今左に「小禮參」だけを例示するであらう。

小禮參

一心〇三〇三十六拜禮呪

南無大悲大悲大悲大悲大悲大悲

南無天尊大悲南無我今清淨水變爲甘露茶奉獻

三寶三佛前願垂哀納受願垂哀納受願垂慈悲哀納受

一、南無天尊大悲

南無清淨法身毘盧遮羅佛靈山會上香水海花藏界金剛千手毘盧海會諸佛諸菩薩

靈山會上如是海回諸佛諸善君

二、南無天尊大悲

文殊會上清淨法身毘盧遮羅佛南無千花臺蓮藏界仙境四羅道場清淨無量海回諸佛諸菩薩

靈山會上如是海回諸佛諸善君

三、南無天尊大悲

普賢會上清淨法身毘盧遮羅佛千花上百億界

釋迦世尊阿彌陀美用海回諸佛諸菩薩

靈山會上如是海回諸佛諸善君

四、南無天尊大悲

觀音會上日月光琉璃世界藥師清淨海回諸佛諸菩薩四大千手

靈山會上如是海回諸佛諸善君

五、南無天尊大悲

大勢會上安養國極樂世界普光功德清淨法身毘盧遮羅佛彌陀海回諸佛諸菩薩地藏聖柔

靈山會上如是海回諸佛諸善君

六、南無天尊大悲

金剛會上兜率天內院經善道善君慈氏天緣海回諸佛諸菩薩準提功德摩羅多尼

靈山會上如是海回諸佛諸善君

七、南無天尊大悲

阿彌陀會上大威德金輪世界消災吉祥千金自盈海回四大諸佛諸菩薩金道佛成

靈山會上如是海回諸佛諸善君

八、南無天尊大慈大悲

地藏會上清涼山金道金色界文殊道師清緣白文道師海回諸佛諸菩薩

靈山會上如是海回諸佛諸善君

九、南無天尊大慈大悲

迦葉阿難漢千一百大會上峨嵋山銀色界文殊普賢觀音大勢海回諸佛諸菩薩諸多難尼

靈山會上如是海回諸佛諸善君

十、南無天尊大慈大悲

金剛彌拏羅四龍金剛山一萬二千諸佛諸菩薩善君四明衆香界法起海回諸佛諸菩薩

靈山會上如是海回諸佛諸善君

十一、南無天尊大慈大悲

七大佛菩薩洛駕山七寶界文殊普賢觀音大勢四大海回諸佛諸菩薩

靈山會上如是海回諸佛諸善君

十二、南無天尊大慈大悲

善道天佛七珍山八寶界瓊光蓮水極樂當前萬要用世界海回諸佛諸菩薩

靈山會上如是海回諸佛諸善君

十三、南無天尊大慈大悲

廣德天佛閻摩羅幽冥世界濟渡諸將諸佛海回天光道令諸佛諸菩薩

靈山會上如是海回諸佛諸善君

十四、南無天尊大慈大悲

蔓拏羅天佛高光廣德盡虛空遍法界塵沙千手萬佛海回諸佛諸菩薩

靈山會上如是海回諸佛諸善君

十五、南無天尊大慈大悲

諸天諸佛諸菩薩西乾四七唐土二三五派分流歷代諸弘諸大導師諸大祖師一切現我尊師萬和

一切迷塵數諸大善師

靈山會上如是海回諸佛諸善君

十六、南無天尊大慈大悲

惟願三寶大道清淨大導師大慈大悲受我頂禮願共法界濟導衆生同入彌陀大願解

靈山會上如是海回諸佛諸善君

十七、南無天尊大慈大悲

一切清淨諸佛諸菩薩戒香定香慧香解脫香解脫之見香光明菩薩光明雲垵周遍法界供養十方無量善道佛法僧

靈山會上如是海回諸佛諸善君

十八、南無天尊大慈大悲

百煉至心歸命頂禮暗鑿嚙哈坎大教主清淨法身毘盧遮羅佛

靈山會上如是海回諸佛諸善君

十九、南無天尊大慈大悲

百匡至心歸命頂禮阿波羅訶法界主圓滿菩薩衆寶身盧舍羅佛

靈山會上如是海回諸佛諸善君

廿、南無天尊大慈大悲

至心歸命頂禮阿羅波遮羅千百億華龍娑婆世界一切清淨大教主千百億兆身釋迦牟尼佛

靈山會上如是海回諸佛諸善君

廿一、南無天尊大慈大悲

至心歸命頂禮過去三尊現在三佛四位七星如來佛九星道位

靈山會上如是海回諸佛諸善君

廿二、南無天尊大慈大悲

東方滿月世界无量无边藥師琉璃光如來佛

靈山會上如是海回諸佛諸善君

廿三、南無天尊大慈大悲

佛勝教主南方歡喜世界寶勝國土光聖如來佛菩薩觀音道師善哉童子不願富貴往生如來佛

靈山會上如是海回諸佛諸善君

廿四、南無天尊大慈大悲

西方國土極樂世界四十八願渡衆生阿彌陀佛諸聖道師功德誠僧修成功主釋迦世尊阿彌佛如來佛

靈山會上如是海回諸佛諸善君

廿五、南無天尊大慈大悲

天府等衆地府等衆人府等衆上方無憂世界佛同尊如來四大菩薩

靈山會上如是海回諸佛諸善君

廿六、南無天尊大慈大悲

天公山中央波羅華藏世界過去三尊十身毘盧遮羅善童善佛當來龍教主慈氏彌勒尊佛
靈山會上如是海回諸佛諸善君

廿七、南無天尊大慈大悲

金輪寶界熾盛光廣君善主如來佛大聖北斗七星光如來佛

靈山會上如是海回諸佛諸善君

廿八、南無天尊大慈大悲

天佛莊嚴懺罪業障一十二尊懺悔會上諸佛諸善君如來佛地藏圓讚二十三尊諸位如來善君道
佛

靈山會上如是海回諸佛諸善君

廿九、南無天尊大慈大悲

一切清淨誓滅重罪三十五佛三千佛祖五十三佛善君過現未來三萬三千濟導諸佛

靈山會上如是海回諸佛諸善君

三十、南無天尊大慈大悲

廣德千手十方三世一切帝網重々无盡海回大聖常住一切清淨達若衆

靈山會上如是海回諸佛諸善君

卅一、南無天尊大慈大悲

大方光佛華嚴經若人欲了知三世一切悉想妙法蓮華經

靈山會上如是海回諸佛諸善君

卅二、南無天尊大慈大悲

清淨無阿大悲心大多難尼三藏法師十二海龍佛一切殊多難尼圓滿教海

靈山會上如是海回諸佛諸善君

卅三、南無天尊大慈大悲

一切十方三世帝網重々无盡海回常住廣德修摩若衆一切常在後

靈山會上如是海回諸佛諸善君

卅四、南無天尊大慈大悲

大聖文殊舍利萬行普賢無窮無窮日用千手高高明々訶聖君摩訶聖君

靈山會上如是海回諸佛諸善君

卅五、南無天尊大慈大悲

南無普門示現願力弘深自願究量大喜大捨大成功主大道々師元曜道師三皇五帝

靈山會上如是海回諸佛諸善君

卅六南無天尊大慈大悲

清淨大喜法界解脫八輪四天濟渡佛善聖君廣濟善道善知識善哉童子然不通靈佛緣道師靈山

堂室受佛付囑十大弟子十六聖五百聖獨尊聖乃至千二百大阿羅漢諸大聖衆

靈山會上如是海回諸佛諸善君

惟願

三寶大慈大悲受我正禮願共法界濟衆生同入彌陀大願解皆俱成佛道

上段祝願文

天佛菩薩聖公前 上來所受功德海會向三處悉圓滿

奉爲

天皇陛下 聖壽萬歲

皇后陛下 壽齊年

皇太后陛下 聖德歲

皇太子殿下 壽千秋

眷下忠臣諸位 各道各邑守令諸位 千秋萬年高太平壽高年壽明々 天地四海中一切清淨

濟渡衆生道明千秋無量功德四海明月世明到今聖德一切三大道降シ給ハシコトヲ音ト外ヲ

(以上小禮參)

本教の祭祀祈禱に用ふる呪文は少なからずあるが、今その中最も屢使用せられるものを參考

として次に掲げることとする。

天 皇 呪

- 天皇君王大道先生大道大將軍神
- 地皇君王大道先生大道大將軍神
- 人皇君王大道先生大道大將軍神
- 四皇君王大道先生大道大將軍神
- 五皇君王大道先生大道大將軍神
- 六皇君王大道先生大道大將軍神
- 七皇君王大道先生大道大將軍神
- 八皇君王大道先生大道大將軍神
- 九皇君王大道先生大道大將軍神
- 十皇君王大道先生大道大將軍神
- 玉度君聖大道仙君大道大將軍神
- 縮天君聖大道仙將大道大將軍神

縮地君聖大道仙將大道大將軍神

天命玉命地命九宮八卦六甲六度六丁六門出入大將唵如律令

八 天 通 呪

天尊十將六甲將神天府大將地府大將人府大將水府大將天臺山公大將四海天王大將五方八府大將六方金度金剛大將諸道諸佛菩薩

三十六兜率天玉皇上帝曰正君正一弟子聖德君先生曰順德君先生曰兩位先生曰主十子弟子十將天上下大司馬大將軍大都督大元師天罡地陰素車白馬大元大將諸大先生諸大仙君諸大將軍諸大神將諸大官君諸大童君諸大夫人諸大仙女諸大屋主諸神靈前身曰 몸의 無窮無窮造化造化永世不忘萬事無量大數通靈後降臨

七 通 呪

三千大天世界三十六兜率天尊十將玉皇上帝曰正切正一弟子切德君先生曰聖德君先生曰順德君先生曰三道道士先生曰主八王大道士九王先生曰主十子弟子十將大道天主金剛會上佛菩薩功德天數天命童眞天王兩大諸天神王身曰 몸의 無窮無窮造化造化接應接氣通靈降臨

三千大天世界三十六兜率天尊十將玉皇上帝曰切利會上仙君天王仙道天光天命仙切利天王大道仙君身曰 몸의 無窮無窮造化造化接應接氣通靈降臨

三千大天世界三十六兜率天尊十將擁護天主玉皇上帝曰擁護會上靈氣等衆等化天主命今天師將都將神主身曰 몸의 無窮無窮造化造化接應接氣通靈降臨

三千大天世界三十六兜率天尊十將玉皇上帝曰八大金剛佛四大天命菩薩平和等衆七王天師身曰 몸의 物窮無窮造化造化接應接氣通靈降臨

三千大天世界三十六兜率天尊十將玉皇上帝曰大梵天王四王兩大天師擁護天命大將天師副王佛命天師道龍天師大道天龍天師四王身曰 몸의 無窮無窮造化造化接應接氣通靈降臨

三千大天世界三十六兜率天尊十將玉皇上帝曰護界福德大道大將神仙道天王先生曰官君童子仙君仙女大化靈天德天功保護大將上品大將身曰 몸의 無窮無窮造化造化接應接氣通靈降臨

三千大天世界三十六兜率天尊十將天府等衆地府等衆人府等衆天皇大帝地皇大帝人皇大帝三皇五帝天子北斗仙君如來天子三命度數天王輔王天子龍王天子山王天子二十八宿土王天子諸大仙君天師諸大將軍天師諸大官君天師諸神靈天師身曰 몸의 無窮無窮造化造化永世不忘萬事無量大數通靈接應接氣通靈接應接氣通靈接應接氣通靈唵如律令降臨

天尊應佛仙通靈呪

天尊佛皇仙地尊佛王仙人尊佛廣仙天尊先生天尊仙官童仙女軍神天尊將神將道佛菩薩地有觀天之道하며執天之行하며至通하라신故로天有五賊하니見之者品이애라五賊이在心하니施行于天이애하며宇宙在乎手하며萬化生乎身니이애라天性은人也애요人心은機也애니立天之道하야以定人也애니라天道發殺氣하면移星易宿하고地發殺氣하면龍蛇起于川하고人發殺氣하면天地反覆이니天人合發하면萬化定其基인애니라性有巧拙柔燥하니可以伏藏인니이애라九竅之那在乎三要하니可以動靜인애인니라火生生氣于木하니禍發必刻인인니라姦生于國하니時動必潰知之脩煉을謂之聖人니라天生天殺은道之理也인인니라天地난萬物之盜요萬物은人之盜요人은萬物之盜也요하니三盜旣宜하면三才旣安인나라是故로食其時하면百骸利하고動其機하면萬化安이니라人이知其神之神이요不知不神之所以神也인인라日月有數하며大小有定하니聖功生焉하고神明出焉이라其盜機也을天下莫能見莫能知君子得之固躬하고小人得之亡命인나라瞽者善視聾者善聽하니니絶利一源하면用師十倍요三返晝夜하면用師萬倍라心生於物하고死於物하니機之于目하니라天地生物은以大恩生인나라迅風迅雷烈風이莫不蠢然인나라至樂은性餘요至靜은廉인나라禽之制在氣인나라生者은死之根요死者는生之根이니恩生于害하고害生于恩인나라

愚人는以天地文理로聖이여던我난以時物文理로聖호라人은以奇로其聖여던我난以不奇로其聖호라是故로曰沈水入火하면自取滅亡이라天地之道난浸故로陰陽이勝하니陰陽相推하면而變化順矣나라是故로曰聖人이知自然之道不可違하사因而制之하시니至靜之道난律曆所不能契라爰有其奇하야是生萬象하니八卦甲子와神機鬼藏陰陽相勝之術이昭昭乎進乎象矣나라佛願天通佛願天通接氣神通接氣神通身에몸의無窮神通하옵소셔

一心으로焚香呪

大慈大慈大慈大慈大慈로

天尊玉皇上帝님正君正一弟子聖德君先生님順德君先生님兩位先生님主

天尊十將六甲將神前清香一炷로虔香虔誠奉請靈光靈煌靈將靈氣誠今至降應奉請하옵소셔

一心으로食告心明呪

大慈大慈大慈大慈大慈로

天尊玉皇上帝님正君正一弟子聖德君先生님順德君先生님兩位先生님主

天尊十將六甲將神前伏惟明明天地道通智慧生我育我하사旣飽以德이莫非天極이니五行으로敬

念三皇五帝十將으로 無窮通靈하옵소쉬

大慈大慈大慈大慈大慈大慈로

天尊玉皇上帝님 正君正一弟子 聖德君先生님 順德君先生님 兩位先生님 主弟子 一般男女弟子 各各
等이 發願伏祝하옵나이가

大慈大悲大慈大悲大慈大悲로 無窮無窮造化造化 永世不忘萬事通靈

大慈大悲大慈大悲大慈大悲로 布德天下 廣濟蒼生 輔國安民之大願 三願을 成就하옵기를 發願伏
祝하옵나이다

正 心 呪

靈山會上佛菩薩濟渡仙君大將軍神

彌陀會上佛菩薩濟渡仙君大將軍神

釋迦會上佛菩薩濟渡仙君大將軍神

文殊會上佛菩薩濟渡仙君大將軍神

普賢會上佛菩薩濟渡仙君大將軍神

觀音會上佛菩薩濟渡仙君大將軍神

大勢會上佛菩薩濟渡仙君大將軍神

金剛會上佛菩薩濟渡仙君大將軍神

地藏會上佛菩薩濟渡仙君大將軍神

彌勒會上佛菩薩濟渡仙君大將軍神

迦葉阿難會上佛菩薩濟渡仙君大將軍神

十六羅漢會上佛菩薩濟渡仙君大將軍神

五百羅漢會上佛菩薩濟渡仙君大將軍神

千一百大會上佛菩薩濟渡仙君大將軍神

三十六兜率天會上佛菩薩濟渡仙君大將軍神

兜率內院經上帝會上佛菩薩濟渡仙君大將軍神

童眞金剛金道會上諸佛菩薩濟渡仙君大將軍神

忉利天竺會上山王龍王會上諸佛濟渡聖君

擁護會上同護童眞金剛會上諸佛濟渡聖君

忉利天光天命會上諸佛菩薩濟渡仙君大將軍神

八萬四千金受天命四大天王五方神將六方金道金剛至禱天數四龍先生一功仙官仙童仙女夫人唵

迦摩羅承道摩訶般若婆蜜无窮无窮造化造化永世不忘通靈天道地道人道感應接氣通靈接氣通靈

莊嚴呪

極樂世界十種莊嚴菩薩聖君大將軍神南無阿彌陀佛
法藏誓願修因莊嚴菩薩聖君大將軍神南無阿彌陀佛
四十八願願力莊嚴菩薩聖君大將軍神南無阿彌陀佛
彌陀名號壽光莊嚴菩薩聖君大將軍神南無阿彌陀佛
三大士觀寶像莊嚴菩薩聖君大將軍神南無阿彌陀佛
彌陀國土安樂莊嚴菩薩聖君大將軍神南無阿彌陀佛
寶河清淨德水莊嚴菩薩聖君大將軍神南無阿彌陀佛
寶殿如意樓閣莊嚴菩薩聖君大將軍神南無阿彌陀佛
晝夜長願時分莊嚴菩薩聖君大將軍神南無阿彌陀佛
二十四樂淨土莊嚴菩薩聖君大將軍神南無阿彌陀佛
三十種益功德莊嚴菩薩聖君大將軍神南無阿彌陀佛

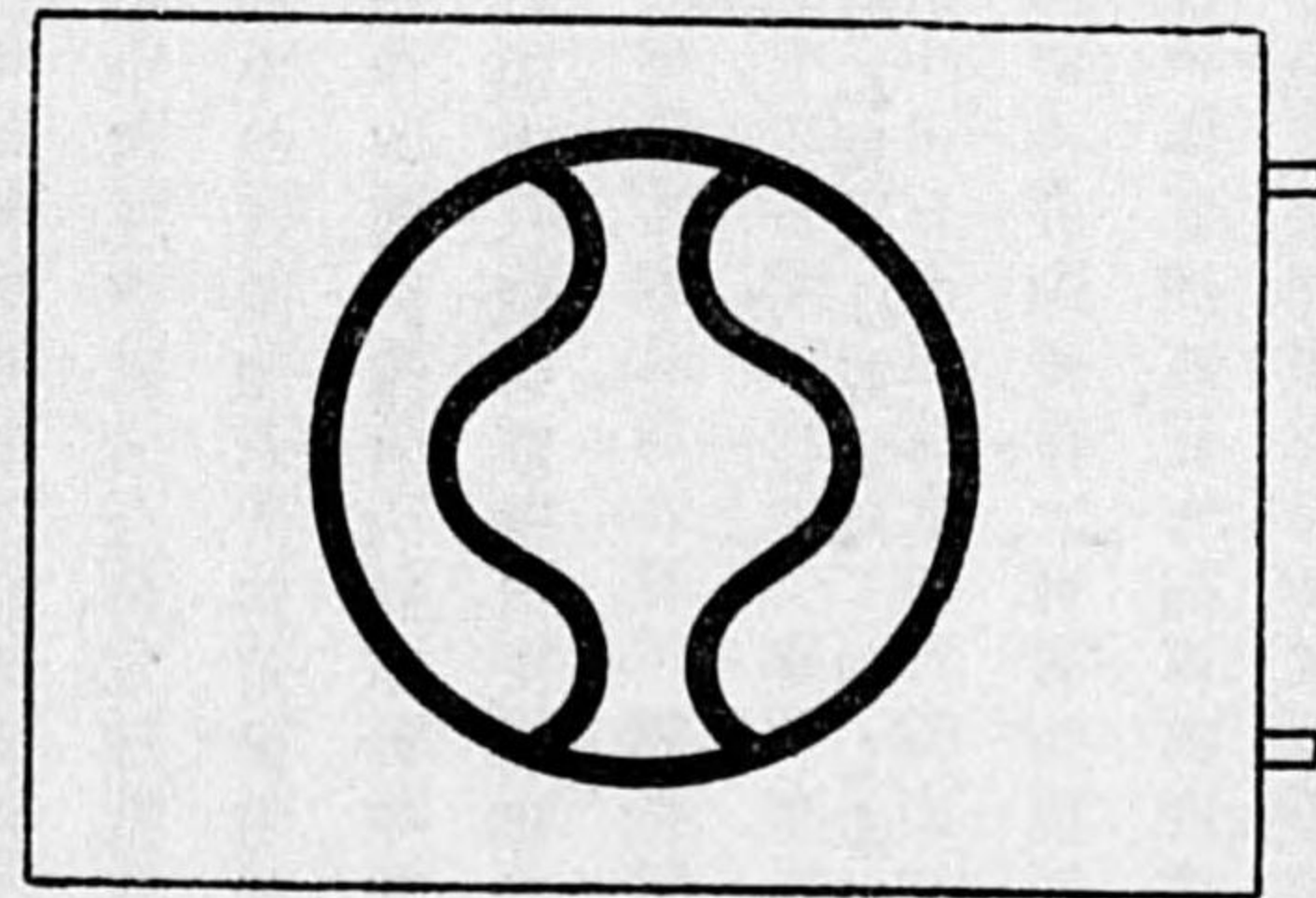
極樂堂亭滿月容菩薩聖君大將軍神南無阿彌陀佛
玉毫金色照虛空菩薩聖君大將軍神南無阿彌陀佛
彌陀虛靈修靈功菩薩聖君大將軍神南無阿彌陀佛
高光明明事天功菩薩聖君大將軍神南無阿彌陀佛
日月光明浩朗空菩薩聖君大將軍神南無阿彌陀佛
月星四海發揚功菩薩聖君大將軍神南無阿彌陀佛
成功周以普德功菩薩聖君大將軍神南無阿彌陀佛
極樂常平黃蓮供菩薩聖君大將軍神南無阿彌陀佛
感賀千祝菩薩功菩薩聖君大將軍神南無阿彌陀佛
廣德修煉王舍功菩薩聖君大將軍神南無阿彌陀佛
佛緣富貴限度中菩薩聖君大將軍神南無阿彌陀佛
文殊普賢極樂中菩薩聖君大將軍神南無阿彌陀佛
觀音大勢誕生中菩薩聖君大將軍神南無阿彌陀佛
大勢供養恨歎中菩薩聖君大將軍神南無阿彌陀佛
四海月城寶華中菩薩聖君大將軍神南無阿彌陀佛

四事功德眞賀中の菩薩聖君大將軍神南無阿彌陀佛
不退功修淨賀中の菩薩聖君大將軍神南無阿彌陀佛
兜率天宮彌陀中の菩薩聖君大將軍神南無阿彌陀佛
內雄天經道用中の菩薩聖君大將軍神南無阿彌陀佛
佛法華壽美良中の菩薩聖君大將軍神南無阿彌陀佛
法華金剛兩美中の菩薩聖君大將軍神南無阿彌陀佛
釋迦世尊雪山中の菩薩聖君大將軍神南無阿彌陀佛
四十九年說法中の菩薩聖君大將軍神南無阿彌陀佛
美龍天干好道中の菩薩聖君大將軍神南無阿彌陀佛
生命群生傳道中の菩薩聖君大將軍神南無阿彌陀佛
極樂天竺光華中の菩薩聖君大將軍神南無阿彌陀佛
空空明明發成中の菩薩聖君大將軍神南無阿彌陀佛
德功普尊感咸中の菩薩聖君大將軍神南無阿彌陀佛
華龍文殊普賢中の菩薩聖君大將軍神南無阿彌陀佛
觀音勢至龍華中の菩薩聖君大將軍神南無阿彌陀佛

萬萬世界所願中の菩薩聖君大將軍神南無阿彌陀佛
千萬功德善心中の菩薩聖君大將軍神南無阿彌陀佛
億兆蒼生濟渡中の菩薩聖君大將軍神南無阿彌陀佛
極樂堂亭所用中の菩薩聖君大將軍神南無阿彌陀佛
南無西方淨土中の菩薩聖君大將軍神南無阿彌陀佛
果光之方善道中の菩薩聖君大將軍神南無阿彌陀佛
佛法天道和相中の菩薩聖君大將軍神南無阿彌陀佛
寶華清清傳道中の菩薩聖君大將軍神南無阿彌陀佛
南無彌陀因行四十八願菩薩聖君大將軍神南無阿彌陀佛

教旗と教章

教旗 は弓乙旗又は亞字旗と稱し赤地に黒線を以て次圖の如く教章を描いてある。



教章 は天壇の東門(龍虎門)の門扉に描いたものが代表的であるが、それは青地に黒く弓乙章を描きその黒線に囲まれた部分は赤色を充して居る。この教章は天道教の教章と酷似したものであるが、その異なる點は水雲教章がその中央點なきに反し、天道教章はその中央に圓點を附するにある。

水雲教現在教勢表 (昭和九年八月末)

水雲教	教名	布教所	地	區	教徒		計
					男	女	
		四六		六一	三、二五四	一、九七六	五、二三〇

本教の教則は次の如くである。

(附) 水雲教典制 (昭和九年六月一日改正)

總則

- 一、水雲教ハ儒佛仙三合ノ无量大道ヲ娑婆世界ニ宣佈スル教宗ニシテ事人如天ヲ主ト爲シ永世ノ幸樂ヲ求ムルモノナリ
- 一、本教ハ布徳天下・廣濟蒼生・輔國安民ヲ目的トス
- 一、本教ハ諸佛諸天ヲ崇拜シ先聖ヲ慕仰シテ諸般禮節ヲ天壇ニ奉行シ呪文清水祈禱法日・功德米ノ誠款ヲ恪守ス
- 一、本教會ハ教務ヲ執行スル爲メ各事務機關ヲ設置シ此ニ伴フ經費ハ功德米・祈禱米・或ハ獻誠金ヲ充用ス
- 一、本教會ハ本部ヲ忠清南道大田郡炭洞面秋木里ニ置キ支部及宣教所ヲ各地ニ設置ス
- 一、本教ニハ賞罰ノ行典アリ

第一章 教 主

第二章 東學系類似宗教團體 一〇 水雲教

第一條 天師ハ水雲教主トシテ教會ヲ統轄ス

第二條 教主ハ无量大道ヲ教人ニ修練受覺セシメ衆生ヲ濟渡ス

第三條 教主ハ訓諭及教令ヲ宣布ス

第四條 教主ハ各部任員ヲ任免統監ス

第五條 教主ハ教人ニ道號ヲ授與シ褒賞懲戒ヲ行フ

第六條 教主ハ道位ヲ親選ス

第七條 教主ハ教務ヲ參議ニ諮問スルコトアリ

第二章 教人

第八條 教人ハ滿十歳ヨリ入參シ道號ヲ受ク

第九條 教人ハ何時何處ニテモ傳道布德スルコトヲ得

第十條 教人ハ教會典制ヲ遵行ス

第十一條 教人ハ呪文清水・祈禱・法日・功德米ノ誠款ヲ恪守スルニヨツテ其資格ヲ認メラル

第十二條 呪文奉清水ハ隨時奉行シ致誠祈禱ハ儀式例ニ準ズ

第十三條 法日ニハ天壇ニ參集シテ禮式ヲ奉行ス 但地方教人ハ支部又ハ宣教所ニテ奉行スルモ可ナリ

第十四條 教人ハ全家族人員數ニ依リテ每朝夕一匙宛ノ功德米ヲ誠敬シテ除蓄シ月末ニ所管支部又ハ宣教所ヲ經由シテ財務院ニ納入スルモノトス

第十五條 祈禱米ハ每致誠時ニ精米七合宛奉供貯蓄シテ三個月分ヲ合セテ所管支部又ハ宣教所ヲ經由シテ財務院ニ納入スルモノトス

祈禱米納入期ハ左ノ如ク定ム

一、二、三月分ハ (第一期分祈禱米) 四月上旬内

四、五、六月分ハ (第二期分祈禱米) 七月上旬内

七、八、九月分ハ (第三期分祈禱米) 十月上旬内

十、十一、十二月分ハ(第四期分祈禱米) 正月上旬内

但距離關係ニ因リテ功德米・祈禱米ヲ代金ニ換算シテ納入スルコトヲ得

第十六條 教人ハ特ニ任命ナクモ傳道布德ノ義務及教會特殊事業施設ニ贊同スルヲ可トス

第十七條 教人ハ左ノ戒命ヲ恪守ス

一、勿殺生 二、勿陰害 三、勿盜賊 四、勿奸淫 五、勿爭鬪

第三章 天壇

第十八條 天壇ハ教會全體ノ禮節ヲ奉行スル天法堂ナレバ肅敬誠ニ崇奉スベシ

第十九條 天法堂ニ左ノ任員ヲ置キ天壇守護及禮式節次ニ關スル事務ヲ掌理セシム

一、敬衛師 一人

一、左輔師 一人

一、右弼師 一人

一、司 監 一人

第二十條 敬衛師ハ參拜人案内奏樂及供養奉需ニ關スル事項ヲ掌理ス

第二十一條 左輔師・右弼師ハ天壇内備品出納整頓及用度ニ關スル事項ヲ掌理ス

第二十二條 司監ハ敬衛師・左輔師・右弼師ノ指揮ヲ承ケテ天壇淨掃事務及境内森林保護ノ任ニ當ラ

シム

第二十三條 天壇ニ關スル事務管轄ハ庶務院ニ屬セシム

第四章 丈室

第二十四條 丈室ハ天師ヲ奉侍スル邸宅ナレバ一般教人ハ參來承顔ニ際シ左記各項ヲ心得置クベ

シ

一、丈室出入ニ際シテ特ニ容儀ヲ端正スルモノトス

一、正衛師室ニ先入シテ人事往來簿ニ署名スルヲ要ス

一、正衛師案内ニテ親前ニ承顔ス

一、親前ニ稟達スル事項ハ先ツ正衛師ニ問議スルコト

一、親前ニ稟達スルコト終リシ時ハ即時退辭スルコト

一、承顔スル時ハ言語動作ヲ慎謹スルコト

一、不注意ニ因リテ醉色アル人ハ承顔スルヲ得ズ

一、丈室内庭ニ無斷ニ出入スベカラズ

丈室ニ左ノ任員ヲ置キ丈室ニ關係スル事務ヲ掌理ス

一、正衛師二人 幹察員一人

第二十六條 正衛師ハ天師ニ奉侍ス

第二十五條

第二十七條 正衛師ハ丈室圖書備品ノ出納及受號捺印ノ事務ヲ掌理ス

第二十八條 正衛師ハ丈室出入ニ對スル節次儀式ヲ教人ニ周知セシメ來賓接待ニ應ズ

第二十九條 幹察員ハ丈室用度及淨掃監督事務ヲ取扱フ

第五章 道位

第三十條 道位ハ本教ノ眞諦ヲ受覺シ勤勞久著ニシテ教人ノ資格アル人ヲ練選セシモノニテソ

ノ位號名稱ハ左ノ如シ

一、鳳靈君大人

二、鶴仙君大人

三、虎子

四、佛廣主・天廣主・法廣主・道廣主

五、佛道師・天道師・法道師・道道師

六、昌誠尊・總誠尊・濟誠尊・奉誠尊・道誠尊・公誠尊

七、昌德員・總德員・濟德員・奉德員・道德員・公德員

第三十一條 道位ハ本教ノ優遇ヲ受ケ終身トス 但犯科アル時ハ此限ニアラズ

第三十二條 道位ハ教主ノ親選ナレド頭目ハ本部ヲ經由シテ管内教人ノ信仰程度ヲ慎重ニ參酌シ

叙位ヲ稟申スルコトヲ得

第六章 頭目禮遇

第三十三條 頭目ハ教理ヲ正解シ信仰篤篤濟濟ノ功績顯著ナル人ニシテ教會ノ特殊位ニアル者ナ

レバ其優遇制度ハ左ノ如ク定ム

一、教勢發展策ニ對シテ意見陳述ノ權限ヲ附與セラレ參議院ニ選任セラル

一、直系戸數三十以上ニ達スル者ハ手當金ヲ支給セラル

一、手當支給ハ年四回ニ分チ誠款實行戸數ヲ參調シテソノ額ヲ定ム

一、頭目ノ地位ハ修身トシ、之ヲ直系子孫ニ讓與シテ繼承スルコトヲ得 但承繼者ナキ

場合ニハ管内教人ノ希望ヲ綜合シテ他人ヲ指名選定スルコトヲ得

一、頭目ハ所定ノ功勞牌章ヲ佩用スルコトヲ得

第七章 參議院及會議

第三十四條 教會ニ參議院ヲ特設シ左ノ任員ヲ選任ス

一、顧問 若干人

一、監査 若干人

一、法師 若干人

第三十五條 顧問ハ教會ニ優遇セラレ教主ノ諮問ニ應ジ重要教務ヲ協贊ス

第三十六條 顧問ハ法師會議ニ議長タルコトヲ得 但故アル時ハ法師中ヨリ選任ス

第三十七條 監査ハ本部・支部・宣教所ノ財政事務ヲ檢閲シテ其狀況ヲ教主ニ報告シ教會ニ頒布セシム

第三十八條 監査ハ財政收支計算ニ對シテ公布スル文書ニ其正確ナルヲ認メ署名捺印ス

第三十九條 法師ハ會議員タル職員ヲ以テ會議ニ參ス

第四十條 法師ハ教人ノ衆議ヲ代表スルモノナレバ至公無私ノ見地ヨリ教務ニ當ルモノトス

第四十一條 法師會議ハ教主此ヲ召集ス

第四十二條 法師會議ハ半數以上人員出席ニヨリ成立ス

第四十三條 法師會議ノ提案ハ本部各院ニテ裁定シ議決ノ結果ハ教主ノ認準ヲ承ケテ此ヲ施行ス

選案理由ハ各院長之ヲ説明ス

第四十四條 法師會議ハ毎年四月十月記念時機ヲ期シテ開催ス 但緊急ナル場合ニハ臨時開催ス

ルコトヲ得

第四十五條 議題ハ多數贊同ニヨリ採決シ可否同數ナル時ハ議長此ヲ決ス

第四十六條 會議ニ附議スル事項ハ教務進展ニ應ズベキモ通常議案ハ左ノ如ク定ム

一、教會豫算決算ニ關スル事項

一、任員選任ニ對スル事項

一、教會發展策講究ニ關スル事項

一、教會法規ニ關スル事項

一、教會特殊事業ニ關スル事項

第八章 本部及處務分限

第四十七條 本部ハ教主ノ命ヲ承ケテ教務ヲ統理スルニ唯心院・庶務院・財務院ノ三院ヲ設置シ職員ヲ左ノ如ク定ム

一、唯心院 院長一人、次長一人、幹事若干人、書記若干人

一、庶務院 院長一人、次長一人、幹事若干人、書記若干人
一、財務院 院長一人、次長一人、出納員、書記若干人

第四十八條 院長ハ教主ヲ輔佐シテ所管教務ヲ統理シ職員ヲ指揮監督ス

第四十九條 院長ハ教務ニ對シテ三院長ノ合議ニヨリ裁決ス

第五十條 院長ハ教主ノ命ヲ承ケ訓諭ト教令ヲ傳布シ教人ニ敬示ヲ發布ス

第五十一條 院長ハ教務發展ニ對シテ教主ニ進言スルコトヲ得

第五十二條 院長ハ親選以外ノ任員ヲ選選ス

第五十三條 次長ハ院長ヲ輔佐シテ教務ヲ掌理シ院長事故アル時ハ教務ヲ代理ス

第五十四條 幹事ハ院長、次長ノ指揮ヲ承ケテ分掌事務ヲ掌理ス

第五十五條 書記ハ院長、次長ノ指揮ヲ承ケテ分掌事務ヲ掌理シテ庶務ニ從事ス

第五十六條 出納員ハ財務院長、次長ヲ輔佐シテ金錢出納及帳簿處理ニ從事ス

第五十七條 各院ノ分掌事務ヲ左ノ如ク定ム

一、唯心院ニ屬スル事務

一、天境、丈室、本部、人事 二、訓諭、教令、傳布 三、布德、巡回 四、教書、編纂及著述 五、說法、

講道 六、道位 七、褒賞及徵戒 八、教育事業 九、慈善事業ニ關スル事項

二、庶務院ニ屬スル事務

一、教籍 二、靈友叢譜 三、儀式 四、道號牒 五、天境 六、支部、宣教所設置及廢止 七、

文書接受發送保存 八、支部、宣教所人事 九、交渉 十、山林監視 十一、衛生及哀慶相

問 十二、統計 十三、他院ニ屬セザル事項

三、財務院ニ屬スル事務

一、金錢收入、支出 二、豫算、決算 三、動産、不動産、證券、物品保存及出納 四、物品購入、印

刷 五、營造物ノ修繕及工事 六、誠款實行調査ニ關スル事項

第五十八條 院長ハ訓諭、教令、傳佈及敬示ヲ發スル時ハ起案シテ裁決ヲ各院長ノ合議ニ求ム

第五十九條 地方其他ヨリ接受セル文書ハ各院長及次長之ヲ回覽ノ上立案シテ教主ノ認準ヲ承ケ

此ヲ裁決ス

第六十條 院長及同院次長不在時ハ幹事、出納員或ハ書記立案シテ前二條ニ依リテ處理シ謄文書

ノ後閱ヲ要ス

第九章 支部及宣教所

第六十一條 支部ハ教人三十戸以上集團セル所ニ設置シ該管内ノ教務ヲ掌理スル爲メ左ノ任員ヲ

置ク

一、支部長 一人

一、幹事 一人

一、宣教員 若干人

一、書記 一人

第六十二條 支部長ハ教主ノ命ヲ承ケ本部ノ指揮ニ從ヒ管内ノ教務ヲ統理ス

第六十三條 支部長ハ支部任員ヲ指揮監督シ任員選選ニ關シテ本部ニ薦報ス

第六十四條 支部長ハ毎月末管内教人ノ功德米及每期祈禱米代金ヲ受俸シテ本部ニ送納ス

第六十五條 支部長ハ功德米半額ノ支部經費ヲ取扱ヒ其狀況ヲ管内教人ニ通告ス

第六十六條 幹事書記ハ支部長ヲ輔佐シテ庶務ニ従事ス

第六十七條 幹事ハ支部長事故アル時ハ之ヲ代理スルコトヲ得

第六十八條 支部長ハ教況ニ依リテ該管内ニ宣教所ヲ設置スルヲ得

第六十九條 宣教所ハ支部管内ノ便宜ナル地ニ置キ該區域内ノ教務ヲ掌理シ或ハ支部ノ設立ナキ地ニ在リテハ直屬宣教所ヲ置キ左ノ任員ヲ置ク

一、宣教員 一人

一、書記 一人

第七十條 直屬宣教所ハ支部ト同様ノ教務ヲ掌理スルモノナレバ教勢發展ニ伴ヒ支部ニ昇格スルコトヲ得

第七十一條 直屬宣教所任員ノ職務ハ支部任員例ニ準ズ

第十章 布 德 師

第七十二條 布德師ハ布德傳教ニ従事スル人ヨリ擇選ス

第七十三條 布德師ハ傳教成績ニ依リテ頭目列班ニ參與シ傳教戸數三十戸以上ニ達セル時ハ頭目ノ禮遇ヲ受ク

第七十四條 布德師ハ自願又ハ聯源主ノ薦望ニ依リテ選任ス

第七十五條 布德ノ功績ハ終身享有ニシテ繼承ヲ認準ス

第七十六條 布德師ノ任務ヲ帶ビナガラ従事セザル人ハ此ヲ解任ス

第十一章 任 員 選 遞

第七十七條 任員選遞ニ關スル規程ハ左ニ依ル

一、親選遞

顧問、院長、監査、法師

二、依稟申親選遞

次長、正術師、敬術師、左輔師、右弼師、出納員、布德師、支部長

三、院長任選

本部幹事、本部書記、幹事、司監、支部幹事、支部書記、宣教員、宣教所書記

第七十八條 任員ノ任期ハ總テ二個年ト定ム 但再任スルコトヲ得

第七十九條 任員ノ職ヲ帶ビ故ナク教務ニ従事セザル時ハ解免ス

第八十條 任期末了中辭任ノ後ヲ承ケタル者ハ前任者ノ任期ヲ通算ス

第十二章 經 費

第八十一條 教會經費ハ教人ノ誠納セル功德米、祈禱米代金及獻誠金ヲ以テ充用ス

第八十二條 經費ハ經常費、臨時費二種トス

第八十三條 經費ハ豫算ヲ編成シテ法師會議ノ議決ト教主ノ認準ヲ承ケテ施行シ決算ハ法師會議ニ通告スルモノトス

第八十四條 會計年度ハ毎年四月一日ニ開始シテ翌年三月末ニ終了ス

第十三章 儀式

第八十五條 教人ハ教會儀式ヲ奉行スル爲メ各自家ニ諸佛諸天ノ壇ヲ奉設シ毎月七日十七日二十七日ニ致誠祈禱ヲ奉行ス

第八十六條 每法日(日曜)ハ本部所在地ノ居住人ハ天壇其他ノ地方人ハ最近ノ支部又ハ宣教所ニ會合シテ祈禱ス

第八十七條 教會ノ最尊儀式ハ左ノ如シ

- 一、教主誕生獻壽禮式
- 一、開教記念禮式
- 一、慰靈祭

第八十八條 儀式ニ參列スル際ハ特ニ容儀ヲ端正シ禮服ヲ着帶スヘシ

第十四章 賞罰

第八十九條 教人ニシテ誠款ノ實行修練功勞ノ實跡顯著ニシテ人道上美風アリ人ノ典型タル者ハ左ノ如ク褒賞ヲ行フ

- 一、道位授與
- 二、道位陞叙
- 三、表彰

第九十條 教人ニシテ教規ニ違反シ社會ニ害毒ヲ醸出スル者ハ左ノ如ク懲戒ヲ行フ

- 一、教籍除名
- 二、譴責
- 三、謹慎

第九十一條 教籍除名ノ懲戒ハ左ノ各號ニ該當スル者ニ此ヲ行フ

- 一、倫理上悖德ノ行動アル者
- 二、政治上ノ言動ニヨリ治安ヲ妨害スル者
- 三、天師ノ降

命又ハ教典ニ違反シ不敬ノ言動ヲ敢行シ叛逆セル者 四、故意ニ教化ノ發展ヲ阻止セル者 五、教有財産ヲ幻弄シ詐欺橫領シ又ハ行使セシメシ者 六、刑事ノ被告トナレル者 七、利己主義ニヨリ教務ノ障礙ヲ生ゼシ者

第九十二條 譴責ノ懲戒ハ左ノ各號ニ該當セル者ニ此ヲ行フ

- 一、流言妄語シテ教會ノ體面ヲ汚損セル者
- 二、過誤ニ因リテ教務ヲ障礙セシ者
- 三、酗酒暴行セシ者
- 四、教規ヲ遵守セザル者
- 五、教人互相間詬辱誹謗セル者
- 六、教務ノ懶惰者
- 七、指揮職ノ指揮ニ抵抗シテ教務ニ弊害アル者
- 八、公務ヲ帶ビテ他人ノ私情ヲ顧ミ教務ノ公平ヲ亂リシ者

第九十三條 謹慎ノ懲戒ハ左ノ各號ニ該當セル者ニ此ヲ行フ

- 一、本教會禮典ニ隨ハザル者
- 二、教人ノ義務ヲ恪守セズ又ハ不美ナル影響ヲ教會ニ波及スル者
- 三、故意又ハ過失ニ因リテ公有物品ヲ破損セル者
- 四、賭技ヲナシテ教中風紀ヲ紊亂セシ者

第九十四條 懲戒ハ其輕重ヲ參酌シテ行フコトヲ得

第九十五條 懲戒處分ヲ受ケタル人其前非ヲ懺悔シテ悔過ノ實顯著ナル者ハ此ヲ後權スルノ行典アリ

附 則

本規程ハ法師會議ニ諮問シテ此ヲ施行ス 以上

一、大 同 教 (忠清南道大田郡鎮岑面鷄山里)

本教は水雲の幹部朴性昊なる者が昭和七年水雲教の別派創立を計劃し、昭和九年に至り己れ道主となり獨立して大同教と改稱したものである。従つてこの教團は未だ三百名内外の教徒を有するにすぎない。

道主は忠南禮山郡光時面瑞草井里の人、明治十五年に生れ、幼時僧籍に入りて五個年間漢文を學び、その後農業に従事中、大正八年天道教に入教、大正十一年水雲教に轉じ同教の幹部となつて劃策する處あつたが、昭和七年十二月法師會に於て提出せる意見の容れられざるや遂に同教本部を離れて、新に水雲教の別派を設立した。然るに設立後、彼と行動を共にすべき教徒相當にあるべしとの豫想に反し、僅に三十名に過ぎず、而かも水雲教本部からの反對非難已まざりし爲め、水雲教と全く離れて獨立獨行するに決し、元總督府山林局の雇員たりし車相軾を幹部として昭和九年四月十七日大同教を創設し、彼自ら道主となつて今日に及ぶものである。

本教の教義は、人を愛すること己の如くするを趣旨となし、誠敬、信及び守心正氣を修行注意の要領とし、布徳天下をその目的、道成立徳をその希望とするにある。又

天師主	侍
萬法教主	永定
大道主	知布徳

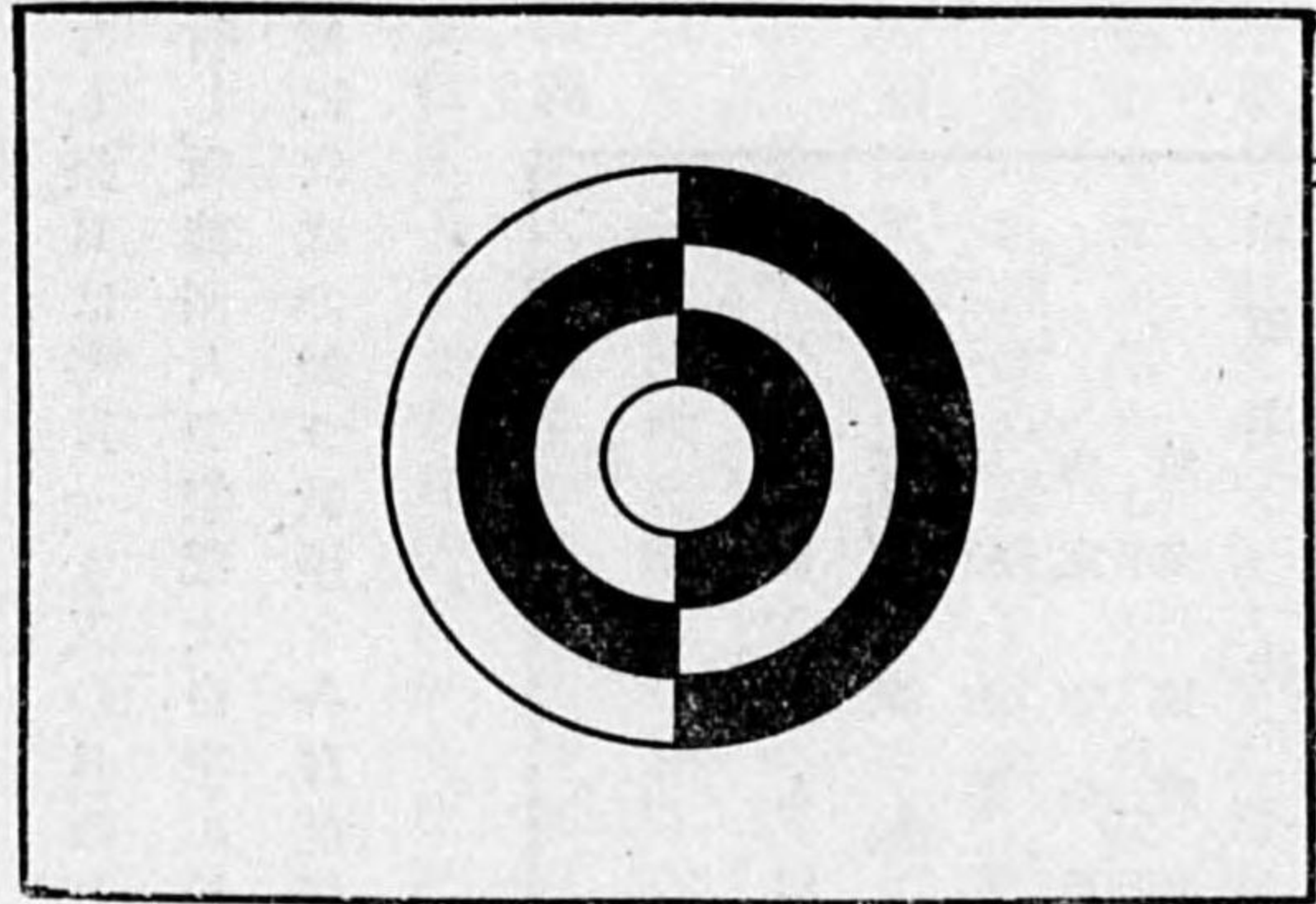
を信條となし、祭日は毎月一、十五の日、四月一日を紀念日、十月二十八日を祝賀日と定めて祭祀を本部に執行し、教徒個人の祭祀は自宅に於て行ふこととして居る。
猶ほ教徒には次の如き教憑を各自携帶せしめ、日常その教旨を忘却せざるやうに注意して居るのである。

教憑	趣旨	愛人知己
第 號	要領	誠敬信
	目的	布徳天下
	注意	守心正氣
	希望	道成立徳
天師主	侍	
萬法教主	永定	
大道主	知布徳	
	永守勿替	

大同教現在教勢表(昭和九年八月末)

大同教	教名	布教所	地	區	男	女	計	徒
	三	二	一八五	一一〇	三〇五			

教旗、大同教の教旗は黄地に太極圖を黑白にてあらはしたもので次圖の如くである。



一一、天命道 (平壤府柳町)

本教は大正十三年八月設立せられた白々教平壤教區の幹部禹宗一朴亨根が信徒と協議の上白々教を離れて大正十四年六月一日新に崔濟愚を崇拜する天命道なるものを設立したものであり、禹朴等が熱心に布教に努めたる結果一時教徒百三十名にも達したが漸次衰退し、現在は十數名にすぎない有様である。

天命道	教名	布教所	地	區	男	女	計	徒
	一	一	一	一二	六	一八		

(昭和九年八月末)

一三、平化教 (平安南道江西郡新井面龜蓮里)

本教は現教主張鳳俊が明治三十九年以來侍天教に入教して熱心に之を信奉し、後同教江西部支部長となつて自宅の一室を布教所に充て、専ら布教に努めて居た處、大正十一年二月九日(後この日を受道致誠祭日となす)教祖崔濟愚の降靈附託を受けたりと稱して、崔濟愚より十六年後には必ず朝鮮民族の自決すべき時機到來し、世界は平和と化すべしとの靈言を受けたと云ふ。全

世界を平和化する宗旨として平化教を創設し、病難凶年・凶變及國難の四難を回避するを以て民人を幸福に導くを目的とし、毎月朔望清水を奉じて祈祭し、誠敬・信を以て修行の要諦となし、君上に忠、父母に孝、文明教化に盡すべきを教義とするのである。(黃海道新溪郡村面地方の教徒は男女老少の別なく皆な剃髮して以て團結の意志表示としたりしたので、一般から狂人扱にされたことがある)

教名	布教所	地 區	教 徒	
			男	女
平化教	一	三	一〇七	七八
				計 一八五

(昭和九年八月末)

一四、无 窮 道 (黃海道新溪郡村面宮岩里)

本教は明治四十一年頃、平安南道順安郡新興面元河里居住朴正坤なる者が、天道教に入教し熱心に信仰中、一夜天人夢に現れ、水雲大師(崔濟愚)の遺訓なりとて『修心正氣无窮道』の七語を授けられたが、彼は之に依つて大に覺るところあり、爾來斯道に専念して居ると、日ならずして教を請ふもの多きを加へ來つたので、大正四年天道教を脱して新一派を創設し、之を无窮道と名づけて自ら教主となり、大正六年黃海道黃州郡永豊面に本部を置きたるに始まる。その後本部を

移すこと二回、大正十三年教主朴正坤の死するや、その高弟金炳坤その後を承けて二世教主となり、昭和二年六月現在の地に本部を移し以て現在に及ぶ。

教義は、崔濟愚の遺訓を奉じ、修心正氣、以て无窮道に通ずるを宗旨とするもので、修心正氣とは現世の大勢に覆はるゝことなく、常に自己の心を修め身を清くして无窮の教義を信奉することであり、无窮道とは、現世に充滿する生活苦と不幸の根源を追究し以て共存共榮、一般に不平なき生活をなすことであると。本教の教勢は始めより振はず現在も數十名を出でない有様である。

教名	布教所	地 區	教 徒	
			男	女
无窮道	一	一	二六	二〇
				計 四六

(昭和九年八月末)

一五、无 極 大 道 教 (平壤府西城里)

本教は天道教徒金賢範に依つて創設せられたものである。金賢範は性來宗教信仰を好むものであつたが、明治三十九年天道教に入教して熱烈に信仰し、その極東學に本づく別派の創設を企圖して大正十五年四月遂に一派を設立した。然るに之を信奉する者なく有名無實となつたので、平壤に轉居して之が再興に奔走し、昭和元年四月七十二名の教徒を獲得して无極大道教を

設立したのである。

本教の教義は天道教の教旨に準據し、布徳天下廣濟蒼生輔國安民を標語となすものであるが、教主は屢政治に關して保安法違反に問はれ、教徒は極端に基督教を排斥し、同教徒より敵視せられて居るので、教勢は益々不振に陥るの有様である。

无極大道教	名	布教所	地	教		計
				男	女	
一				一五	一	一六

(昭和九年八月末)

一六、天 法 教 (江原道伊川)

本教は昭和七年、平安北道熙川郡の人羅宗憲なる者が、侍天教伊川宗務部幹部たる鄭寅順・李顯基・全鳳來等の本部に對して不滿を抱き居るを奇貨とし、之等を勸誘して侍天教と分離、天法教なるものを創立し、侍天教伊川教堂をその教堂となし、附近の侍天教徒に布教誘引したる結果、數月にして支所二、分所六、合計八箇の細胞團體を組織し、約一千名の教徒を獲得したが、教主羅宗憲及幹部の言動が稍不穩に渡るや、教徒中に脱教するもの出で、羅宗憲は嘗て制令違反の罪に問はれ

たことがある。其の後幹部間に内訌生じ、教主の排斥運動となり、同年十月遂に教主羅宗憲の隠退するや、益々紛糾を重ね、收拾すべからざる有様になつたので、翌八年九月遂に幹部會の決議を以て解散を斷行してしまつたが、現在尙ほ十名の教徒がある。

天法教	名	布教所	地	教		計
				男	女	
一				三	七	一〇

(昭和九年八月末)

一七、大 道 教 (京城府外崇仁面敦岩里一八四)

本教は禹黜なる者が、金剛山に於て金道岩なる者から仙道の傳授を受け、仙道教と稱して、鮮内各道に亙つて布教したる結果、數千の教徒を得た處、昭和三年元普天教幹部たりし李達濠・金應斗等が發起となり、京城府樂園洞に天宮を奉安して大道教と稱し、布教に努めたので、當時は男女教徒合せて約五千を獲得したが、その後屢々事務所を轉じ、昭和八年末現在地に移轉したのであるが、教勢不振有名無實の有様である。宗旨は仙道を修めて自我の本靈を喚發して自己の天性を明にし、且つ天下に布徳するにありと謂ふ。猶ほ現在の教勢は次の如し。

大道教	敷名	布敷所	地 區	敷 徒		計
				男	女	
一			一	一、八六〇	一、〇〇〇	二、八六〇

(昭和九年八月末)

第三章 吡哆系類似宗教團體

第一節 吡哆教祖姜一淳

一、出生と修業 東學系類似宗教に對立して近世朝鮮の新興宗教界に一大勢力を張つた吡哆系類似宗教團體の教系は、湖南の一儒生姜一淳(號甌山)に依つて創められた。彼は全羅北道井邑郡徳川面新月里(元古阜郡優徳面西山里)の産明治四年九月十九日子時に孤々の聲をあぐ。父は姜興周、母は權氏、その生れるや産室異香に包まれたと云ふ。生來容貌圓滿性質寛厚聰明にして慧識人に勝ぐれ、幼時より生物を愛するの徳に富んで居た。幼少書塾に入りて漢學を修むるや常に優秀、家貧なるが故に長く學業に親しむことを得なかつたが、弱冠にして既に漢學の造詣深く儒林として徳望あり、常に世道人心の弛緩せるを慨し、且つ當時外人宣教師の天主教布教に専心なるを嫌忌し、謂らく東洋人は終に歐人の爲に亡ぼさるゝであらうと、依つて二十四歳(明治二十七年)頃より東學を研究したが、古阜の風雲兒全瑋準が東學の徒黨を糾合して一揆を起すや、その必ず敗滅すべきを察して之に參せず、東學の亂後人心愈々その安定を失ひ、半島の民心悉く危懼と不安に襲はるゝや、已れこの人心を匡救せんと決心し、爾來専心儒佛仙

陰陽織緯の書籍を耽讀し、更に世態人情を體驗すべく二十七歳明治三十年歴遊の途に上つたのである。かくて歴遊せしところ全羅忠清を主として八道に及び年を閲すること三星霜その間忠清道連山に於て當時隠れたる易學大家金一夫に遇ひ大いに啓發せらるゝところあり、且つ各地方の醫生或は民間傳承に就きて醫藥の造詣を深め、至る處よく病患を救つたので神人の稱を博し三十歳に至つて漸く歸郷したのである。

二、悟道とその後 多年の遊歴に依り幾多の經驗を積んだ姜一淳は、歸郷の翌明治三十四年(三十一歳の時)に至り、諸事を自由自在に處理する權能を獲得せざればその宿志を達し得ざるを悟り、この權能を得るが爲に全羅北道全州郡母岳山大願寺に立籠りて道を求めることゝした。かくて同寺の住持朴錦谷から多大の便宜を與へられて精進祈念すること七日、大雨至り五龍噓風(天地も崩れむとするが如き大風雨)の時豁然として天地の大道を悟得し四種の魔を降すことが出來た。そこで自宅に祈禱所を設け、神化一心仁義相生去病解怨後天仙境の四綱領を樹立し、之を達する要法として一種の呪文を誦する宗教を創設した。(この呪文に吽、哆、吽、哆とあり太乙、天上元君とあるので世人呼んで吽哆教又は太乙教と呼びしと云ふ)即ちこの呪文を行位座臥に讀誦すれば病者は癒へ、無病者は倍々強健となり、諸願意の如く成就し、總ゆる人生の幸福を享受し得べしと稱し布教に努めたので、里民は勿論近郷の人々も歸依する者多く、病

者には呪文を誦せしむる傍ら醫藥をも併せ施したので快癒する者續出し、快癒者は彼を全く神人なりと信じ、その効驗を吹聴して他を勧誘入教せしめ、且つ彼の隨時行ひたる豫言の的及び幾多の信ぜられた奇蹟は益々教勢の擴張を促すことゝなつた。そこで彼は明治四十年頃、全羅北道全州郡雨林面清道里の金亨烈、井邑郡笠岩面接芝里の車京石、全羅南道麗水郡の安乃成、順天郡の金因斗、張基東等五人の高弟を簡拔して特に教養し、崔濟愚に代つて天命を得たりと稱し、無限の神力我が意の儘なりと稱して大いになすあらむことを企てたのであるが、明治四十二年一月金亨烈方に寄寓中病を得六月三十九歳を一期として歿したのである。

三、教義 姜甌山の教義は之を要するに神化一心仁義相生去病解怨後天仙境の四綱領を達するにあり、而して之に到達するには一意呪文を誦するにありとなすものである。

さて神化、一心とは吾が一心を開顯して靈肉一致の實在神となることである。そも、神と人との關係に對する考には、神と人とは全く別箇の存在であり、人は宇宙を創造し萬物を主宰する獨一無二の神を尊敬すべしとなす空想神を立つるあり、或は佛教に於ける佛、道教に於ける仙の如く理想神を立て、これを尊崇するものもあるが、之等は何れも神と人との一致即ち現實的神化を説いて居ない。従つて究竟の解脱をこの神に求めることは出來ない。人の眞の解脱は人がそのまゝ神となることに依つて始めて完全に解脱することが出來るのである。

然るに人はその一心の普遍妥當性を得るに至れば靈肉一致の境界に達しこゝに實在神と化することが出来るのである。即ち人はその一心に依つて神化するの可能性があると言ふのである。

仁義相生とは、神化一心の内容であり神化への過程であつて、仁義とは精神的に物質的に慈愛を以て人道を行くことであり、相生とは生存競争、優勝劣敗を排し専ら相互扶助、共存共榮に依つてその生活を營むことである。去病解怨とは、一方仁義相生に依つて慈愛互助の積極的生活を營むと共に一切の災禍罪惡病と一切の不平不満(怨を除き解く)でなければ萬人の一心神化は得て望むべくもない。かくて仁義相生、去病解怨が圓滿に成就し各人神化する時、そこに後天仙境の開闢を期して待つことが出来る。この後天仙境は、佛教に云ふ極樂基督教の天國とその形態を等しきものとするが、後二者の如く死後の世界ではなく、吾人の生活する現實の大地である。世上凡ての病除かれ、凡ての怨なく、人々化して神人たるに至れば、その人の住む處即ち天國であり極樂であり仙境であると云ふのである。(こゝに云ふ後天とは將來すべきと言ふ意味である。)

一淳が彼の弟子京元に送り讀後火に焼かした書に曰く

天用雨露之薄則必有萬邦之怨。地用水土之薄則必有萬物之怨。人用德化之薄

則必有萬事之怨。天用地用人用統在於心。心也者鬼神之樞機也門戶也道路也。開閉樞機出入門戶往來道路。神或有善或有惡善者師之惡者改之。吾心之樞機門戶道路大於天地。

弟子辛元一或日一淳に向つて曰く

「先生は常に天地を開闢し世に仙境を建設すと稱し公事をなして日久しきに世相少しも變ぜず、弟子の疑惑を滋し世の嘲笑を招く速に仙境を建設して期待する吾我に榮華を與へ給へ。先生曰く、人事に機會あり天理に度數あり、之を無視して私權を振はむか、天下災あり億兆死せむ。元一曰く、方今天下無道速に殄滅するも可なり。先生曰く、災民革世は雄伯の術、濟生醫生は聖人の道、大人を學ぶ者は常に人の生活を思ふ、何ぞ億兆を死滅せしむべき。世を革むるは易し、然れども心を固持するは難し。」

などは以て一淳の創唱せる教旨を漏らしたものと見ることが出来るやう。

さて神化仙境の境地に到達する方法如何、それは呪文を唱へることである。この呪文は太乙神呪或は如意呪とも云ひ、それは

吽唵 吽唵 太乙 天上元君 吽唵 唵 囉 都來 吽唵 唵 娑婆 囉

と云ふのであつて、その大意は太乙天上元君よ願の通り我が意の如く成就せしめ給へと云ふ

のである。この呪文は忠清南道庇仁の人金京訴が五十年間研究の結果、神より授けられたものであるが、金京訴はこの呪文の如何なるものであるかを解し得ず、たゞ太乙神書と名づけて居たのである。然るに一淳これを京訴に受くるや、これこそ此の世を濟ふ呪文なることを知り、これを如意呪と名づけ、今こそこの呪文を唱へて世を救ふべき時期なりとして之を誦せしめたのである。然し一淳の呪文に對する考は、この太乙呪のみを誦することと限つたことではなく、東學の教祖崔濟愚の工夫した侍天呪至氣今至願爲犬降 侍天主造化定永世不忘萬事知を誦するも可なり、時宜に依り七星經道通の爲め六十甲子書傳序文天運を得る爲め 八卦道通の爲め、桃李園序文大學第一章道通の爲めこゝに道通とは神通力を得ることなどをも呪文として誦せしめたものである。

四、教派 姜一淳の死するや、彼を永生不死の神人と信仰せる教徒は、その信仰に大衝動を受け遂に四散する者續出した。然るにその後高弟たりし金亨烈、車京石、蔡京大、安乃成等が姜一淳を教祖として各教派を創始するや、續々之に倣ふ者出で、或は意見の不和に依つて分裂し、こゝに左の如き十數教派の併立を見るに至つたのである。即ち

普天教、無極大道教、彌勒佛教、甌山大道教、甌山教、東華教、太乙教、大世教、元君教、龍華教、仙道教等

第二節 吽哆教系類宗

一、普 天 教 (全羅北道井邑郡笠岩面接芝里)

イ、立教 普天教は吽哆教祖姜一淳の高弟にして明治四十二年一月三日教祖よりその教統を承けたりと稱する車京石が、姜一淳の死後仙道教を創立し、大正十年普化教と改め翌十一年再び之を普天教と改稱して今日に及ぶものである。

普天教主車京石(或は京錫とも云ふ)は明治十三年全羅北道井邑郡笠岩面大興里に産る。彼が姜一淳に師事したのは明治四十年六月(彼の二十八歳の時)金堤郡水流面院坪の酒幕に於て始めて遭遇してからであり、その門に入るや幾ばくもなくして高弟の一人となり、明治四十二年陰一月三日姜一淳より教統を傳へられたのである。彼は教祖を神人として信じて居た。それは家人に狂ひ者と評される位の熱心さであり、妻子を顧みる事なく只管教祖に親近してその感化に接せむとしたものであつた。然るに明治四十二年六月突然教祖の死亡するや、教祖に對する信仰は根本的に破綻を來し、教祖は全智全能の神人にして天地の權利を意の如くなすを得るものであるから、當然不死身なりと深く信じて居たのに、意外にも教祖は全く凡人と等しき終焉を現實に視せられたのであるから、従來教祖に對する信仰に深き疑問を懐くに至つたのである。教祖の生前には何物かの疑問ある時には直ちに之を教祖に問ふてその疑惑

を氷解することが出来たのであつたが、今やそれが望めない。かくて彼は問ふに人なく只自ら教祖の教を憶念しつゝ人の生死、天地の理法を究明するが爲め思案をつゞけ、愈々悟らんとすれば増々迷ひ、疑問の解決に焦心懊惱、寢食を忘るゝこと幾日、しかも何等の得る處がなく、痛哭すること一再でなかつた。

教祖の歿するや、疑惑に陥つた者は彼一人ではなかつた。不死身の神人と信ぜし者が全く凡人として死せる姿に直面せる多くの教徒は、今更の如くあきれ、今迄の信仰は自分達の迷信であり、教祖から欺かれて居たものに過ぎないとなし、今迄の熱望は冷却して教祖の埋葬に参加する者十數人と云ふ有様であつた。然しながら生前愛顧を受けた京石には教祖追憶の情禁する能はず、教祖の遺物を禮拜しつゝ、解け得ざる悶々の思案をつゞけ、靜所を求めて思案を練るべくその年の八月高弟の一人であつた金亨烈と共に金堤郡金山寺に入り、靜寂なる一室を借りて十四日の間思案に精進したが何等の得るところがなかつた。しかしながら京石はこの疑惑を如何かして解決しなければならぬの念愈々強く、歸家後も全く家事に關はるゝことなく、妻子親戚の嘲笑悲嘆に耳をかさず一心にその思案をつゞけて居た。かくて九月に入つて漸く何物かを感じるに至り、次いで疑惑を解く一縷の曙光を見出し、やがて一切の疑惑が豁然として開悟さるるに至つた。この開悟を聞くや四方より人々の集り來るあり、こゝに京石

を中心とする教團が出来たのである。之と相前後して金亨烈も亦姜一淳を教祖とする一派を建て之を太乙教と稱したので、京石は之に對して自派を仙道教と名づけ、大正五年自宅に於いて教務を分掌する二十四方位の任職を置き、内部の組織を固め、翌大正六年以降自ら各地に巡遊して秘密裡に布教する處あり、大正十年九月二十四日徳裕山麓黄石山に教名告天祭を舉行して教名を「普化」と名づけて一宗教を確立し、翌大正十一年當局の諒解を得て公然布教することとし、教名を「普天教」と改稱して今日に及ぶものである。

□ 教の沿革 これを年次順に擧ぐれば次の如くである。

- 一 明治四十二年正月三日、立教
- 一 大正六年十一月二十八日冬至教體を組織し二十四人を選び二十四方名の印章を頒給す
- 一 大正六年九月二十五日、南執理、北執理に教務を委託し冬十月教主巡遊の途に上る
- 一 大正八年十月、方主制の教團組織を制定す
- 一 大正十年正月、地方機關たる道正理郡布長を選定す
- 一 大正十年、幹部金英斗、教金拾壹萬三千七百三十圓を盜取す
- 一 大正十年九月二十四日、教名告天祭を行ひ教名を「普化」となす
- 一 大正十年十月、幹部李祥、吳京城に出で、該教公許運動をなし

Organization

翌大正十一年二月東大門外昌信洞に眞正院を設立し、「普天教眞正院」の看板を掲ぐ

一大正十二年正月三日、重要都市に眞正院を設置す

一大正十二年九月二十日、本所に總正院總領院を置き蔡善默李祥昊を院長に任命す

一同年各郡に正教部を開設す

一同年十一月二十日、婦人方位を組織す(任名男子と同じ)

一大正十三年六月、金二萬圓を支出して京城時代日報社經營を援助し、李祥昊等之に關與せしが失敗に終る

一同年八月、本所に於て李祥昊等の不法を責め重罪に附するや、李祥昊等は普天教革新運動を起して之に對抗す、李は後支那に亡命す

一同年九月他の十個團體と東洋大同主義を目標とする、時局大同團を組織して宣傳及び講演をなす(この爲の費用約六萬圓)

一大正十四年七月、幹部林敬鎬(教主の寵を受け時局大同團組織運動に與つた脱教す)教勢沈滞を見てこれに飽き足らず)

一同年九月、幹部李達濠革新運動を起す、成功せずして逃亡す

一昭和元年十月、幹部文正三反教

一昭和四年三月十五日、新築聖殿に三光影奉安祭を行はむとしたが、一般に教主登極の流言蜚語高く安寧秩序を紊す虞あるを以て禁止された

一昭和五年六月、文正三、教主討罪文を撒布し革新團を組織して本所に挑戦す

一昭和八年、教約所を設立す

而して教の沿革を、教團の組織及びその分裂趨勢から觀察すれば、それ等は次の如くである。

A、教團の組織

○二十四方 大正五年十一月二十四人を選び、二十四方名の印章を頒給し、教務を分掌す

○南北執理 大正六年九月、教主外遊を決し、南北道に執理二人を擇み、教財を信託す

○六十方主制 大正八年十月、教人中綱領たる者六十人を選びて六十方主となす、即ち

四行 水・火・金・木(教正)

四方 東・西・南・北(教領)

四季 春・夏・秋・冬(教領)

||方主十二人。方主は布教に専務す、誠金の納入を要せず

二十四方位 艮・寅・甲・卯・乙・辰・巽・巳・丙・午・丁・未・坤・申・庚・酉・辛・乾・亥・壬・子・癸・丑(胞主)二十四人

二十四節位 冬至・小寒・大寒・立春・雨水・驚蟄・春分・清明・穀雨・立夏・小滿・芒種・夏至・小暑・大暑・立秋・處暑

白露・秋分・寒露・霜降・立冬・小雪・大雪——運主二十四人

以上方主十二人、胞主二十四人、運主二十四人、合計六十人を以て幹部となすのである。

○代理と六任 每方に代理一人、六任六人を置く、教帖及び印章を有する責任者なり

代理は身言書判具備者を以て、六任は布教勤誠者を推薦により任ず

代理の任名 水・火・金・木は司、例へば水司、火司、東北は守、例へば東守、西南は交、春夏秋冬は攝、

二十四方は胞、監、例へば良胞、監、寅胞、監、二十四節は運、督、例へば冬至運、督、小寒運、督、

六任の任名 敬禮・教務・節儀・執理・察異・行信

○中央 六十方主を統括するを中央となし、印章は、戊己・日月・土を用ふ。これ戊己は二十四方の

中央にして、日月は二十四節の紀綱、而して土は五行の中央なれば、戊己日月土は即ち六

十方位の中央たるを意味す

○十二任・八任・十五任 大正九年四月各方六任の下に十二任を定め、その下に八任を、八任の下に

十五任を定めて、教團の組織となす

十二任名 興思・掃清・需淨・動業・寡舒・寬恕・推讓・懲危・稽斷・詢行・叛還・毀復

八任名 一律に保守員と云ふ（八任十五任には方主が方印を押し與ふ）

以上の教團組織は中央の下に六十方主、各方主下に六任、合せて三百六十人は一年の日數に應じ、次下の十二任は一日の時數に應じ、八任は八刻に應じ、十五任は十五分に應ずるもので、之等の任員を總計すれば五十五萬七千七百人となる。

方主	60
六任	360
十二任	4320
八任	34560
十五任	518400
+		
		557700

○教帖と任帖 代理及六任は中央より、十二任は方主より傳達して任名を記入せる教帖を授け、八任及び十五任は方主が方印を押し授けるのである。而して、六任及び十二任の任名は次の如き意味を含めたもので、これは任名に依つて教化の一助となすが爲である。その意味は次の如し。

敬禮 敬畏於天地奉事於神人而唯一無二日々新又日新也人々各知其分而行之者也

教務 修道之謂也、正己而化人者也

節義 止地不變也、萬物萬事各有所宜者也

教理 取不取與不與之中道也以吾之所餘補人之不足者也
 察異 萬方萬物萬事自內外通達也吉凶善惡異於凡常者也
 行信 一切所行師善懲惡不踰其矩也萬物萬事不可無一焉（以上六任名義）
 興思 每晨夙興雖一衣一食思莫非天地之恩德追思舊愆納得新行也
 掃清 每朝收斂身心掃灑庭戶使塵累切勿損氣也
 需降 時日所食非淨則厭於神氣也故朝夕需供雖蔬食茶羹齊如祭如也
 勤業 人之爲道逸居無爲則是謂放逸凡事業上即就勤務期於成就也
 寡舒 生財有道食之者寡用之者舒則財恒足矣
 寬恕 人有傲僻躁急之性則化不及衆凡事所行寬而恕之如海之納污鑑之照物也
 推讓 推已以及人讓物以與人則仁化普及德乃洋溢也
 懲危 鑑前懲過如塞漏源居安思危如履薄冰喜怒哀樂得其中節也
 稽斷 無稽之言勿聽有疑之事無質凡事以義斷利也
 詢行 弗詢之謀勿用有詢之事惟行舍己從人不耻下問而察邇言也
 叛還 叛者逆也還者順也既爲通情之人或有叛背則我當降之以心屈之以事期還前情也
 毀後 人有毀謗之端則反求之有則改之無則加勉使其悔悟而反復入來也（以上十二任名義）

○地方機關 大正十年一月定む

正理 一人 各道 身言書判具備者を選択して任命す
 副正理 一人
 布長 一人 各郡
 副布長 一人

昭和八年三月改正、各道に正理一、副正理一、布正若干人を選任して教理を宣布す

眞正院 大正十二年一月定む

教令を以て各重要都市に設置す、京城には大正十一年二月已に設置す

正教部 各郡に設置す

○事務機關 大正十二年一月定む

六十方は四正方に分ち、各十五方が一事務機關となり、執理一人、演直司長一人、監督一人を置き
 輪次に各三個月づゝ中央本所を分擔維持することと定む
 春三月 木・東・春・良・寅・甲・卯・乙・辰・立春・雨水・驚蟄・春分・清明・穀雨の十五方
 夏三月 火・南・夏・巽・巳・丙・午・丁・未・立夏・小滿・芒種・夏至・小暑・大暑の十五方
 秋三月 金・西・秋・坤・申・庚・酉・辛・戌・立秋・處暑・白露・秋分・寒露・霜降の十五方

冬三月 水北冬・乾亥・壬子・癸丑・立冬・小雪・大雪・冬至・小寒・大寒の十五方

(この制度は翌大正十三年革罷された)

○宣化師

大正十三年一月、各方の六任中功績優秀な者を宣化師に任じ、方主と同等に待遇、昭和二年十一月宣化師六任の任名を、崇禮士・柔新士・中正士・備整士・揚明士・謹眞士とした。

○南北布教機關

大正十五年一月、教令を以て六十方主全部を淘汰し、地方布教管轄機關を大田を中心にして南北兩會に分ち

南鮮 全羅南北忠清南北慶尙南道

北鮮 京畿江原黃海平安南北咸鏡南道

としたが事務所の維持困難なると黨争の弊とあり、三月に至り教令を以て事務所を撤廢した。

○中央機關

總領院

總正院

六司長

昭和二年九月教主總正院六司長を任命す

典文司長・布正司長・典儀司長・修好司長・司度司長・經理司長

○教約所

昭和八年一月十五日、教令を以て教約所を設立することと定め、先づ地方に四部教約所を置き、後順次地方各郡、各面、各里に之を設立するものとす。

而して教約の規約は凡そ次の如きものである。

一 教法相守

二 徳業相勸

三 過失相規

四 禮俗相交

五 患難相恤

善者表彰、過者糾斷

郷飯酒禮式の實習

B、教團の分離

金亨烈 布教五年癸酉(大正二年)京石に入教する者多きを見て已も獨立せむとし、教徒若干を率

ゐて脱退す。

金英斗 大正九年方主代表たり大正十年慶南正理となるや、教金保管人金洪圭の檢束中教金十

一萬餘圓を詐取し、教主及び六十方主を誣告して逮捕せしめ、太乙教の看板を京城に掲げて全鮮の教徒を己が掌中に統轄せむと企てた。

李祥昊

大正九年方主代表、大正十年忠南正理、大正十二年京城眞正院長、本所總領院長たりし李祥昊は、大正十三年時代日報買収、普天教公許運動等にたづさはつたが、専斷粗暴の行動ありて同年八月重罰に付されるや、是に於て彼は革新を標榜し、社會團體と握手、教主聲討文及び革新宣言書を全教徒に宣布した。本所は李祥昊の討罪文を全教徒に發し、應争したので、この革新を先通せし林敬鎬はその功により總領院に任ぜられた遂に破れて支那に亡命した。後大正十四年歸參したが思はしからず遂に脱退して金亨烈と共に彌勒教を組織した。後又こゝをも脱し金堤郡水流面龍華洞に「東華教」を組織した。大正十四年七月、亥主、大正十三年總領院長たりし林は、教勢の沈滞を見て脱退し東華教に入る。

林敬鎬

蔡奎壹

大正九年方主代表、大正十年咸鏡正理たりし蔡奎壹は、大正十四年八月背教した。庚方主、後に春方主、大正十三年京城眞正院長であつた李達濠は性來酒色癖あり、たまたま教主の長男車熙南を誘惑して酒色に耽らせたかどで罰せられるや、大正十四年九月革新運動を起さむとしたが、未然に發覺して逃走し、後昭和元年十月、林敬鎬、林致三、文正

李達濠

朴鐘河

三、蔡奎壹等と連絡し京城に「甌山教」の看板を掲げて産業株式會社を設立し、一方普天教撲滅運動を策して、昭和二年一月十日遂に本所を襲撃して亂闘を敢てした。

林致三

大正九年方主代表、大正十年全南正理たりし彼は、李奎象と昭和二年十一月背教した。昭和二年八月、異主林致三脱教す。

文正三

大正九年方主代表、大正十三年總正院長たり、時局大同團に活躍す。昭和二年十月、李達濠等と團結して京城嘉會洞普天教眞正院に「甌山教」の看板を出す。

閔泳晟

昭和四年六月、革新運動を起して本教に殺到亂闘を演ず。

李重盛

昭和四年二月背教。閔は西方主、慶北眞正院長、總領院長に任ぜられた者であるが、身持悪く、爲に借財に苦み、教主を威嚇して金錢を強要したが容れられず、又文正三の黜教後空位の水方主を望んだが、衆議之れに應じなかつたので背教したのである。

金彦洙

修好司々員たりし李は、昭和四年六月文正三の革新運動に内通せるを以て黜教せらるるや、其妻崔氏が道通して神通を得たりと稱し、飛龍村に於て、自ら教主と稱し普天教人を誘引した。

李重盛

金彦洙（昂宣化師）昭和四年十一月、蔡慶大の神説に迷ひ安東一等と連絡し普天教に背教して「三聖教」に歸依した。

姜祥伯（靜宣化師）昭和四年夏頃より三彌呪を誦し若干神説に迷ひしが、遂に十一月に至り背教、故郷濟州島に歸つて「水山教主」と自稱した。

姜應奎（乾方主）昭和五年四月背教して李祥昊に従ふ。

金環玉（水方十二任）十二任にあること數年其後神道に通ぜりとして「金剛大神」と自稱し、全州郡清道峴に居つて狂言亂歌するや普天教人の之に奔る者少くなかつた。

C、教團の嫌疑

本教はその創設以來全鮮に亙つて猛烈なる教徒獲得運動をつゞけ、一時その數百萬と號するに至つたが、この多數の教徒を獲得するが爲には、その幹部及び教徒にして屢々荒唐無稽の言辭を弄し、官憲の峻嚴なる取締及び處罰を受けたことが一再でない。今それ等の主なるものを列舉すれば、次の如くである。

○本所搜索、訊問 大正四年井邑川原憲兵に依つて行はれた。

嫌疑の件 「車京石は久しからずして朝鮮を獨立し己皇帝になると稱して農村の愚民を誘引し金錢を詐欺し陰謀を圖ると車の教徒金松煥が全州憲兵隊に訴へ出でしに依る。結果 實證なくして檢舉せず。

○教主逮捕 大正六年六月、川原憲兵分遣所に逮囚せられたが實證なく十日後釋放せらる。

嫌疑の件 教徒の息子が、己の父が教主を信仰して金錢物品を多數詐欺されたと訴へたるに依る。

○制令違反 大正十年正月以後金英斗の教金詐取事件から發覺した制令違反に依り、教幹部多數檢舉處罰せらる。

○社會の嫌疑 時局大同團を組織して主義宣傳運動をなすや、一般社會は之を親日運動と目して非難攻撃した。例へば、

時局大同團の看板を破棄し、教旗を破る。

教徒を襲撃殴打す（釜山） 女教徒に侮辱を與へ、劇に仕組んで嘲笑す（濟州島）

（因に、大正八年己未三月一日萬歲騷擾當時、普天教は上海假政府及び一般社會運動者に對して秘密に同情することをしなかつた。この事も亦普天教に對する憎みの因である）

○不穩言辭 昭和四年二月、大雪方主鄭基道が井邑署に二十九日の拘留處分を受けた。その理由は、鄭が黃海道谷山にて

「朝鮮民族としては普天教を信仰しなければ朝鮮民族たり得ない」と不穩の宣傳を

敢てしたが爲である。

○登極説

昭和四年三月八日、本所幹事李炳吉、袁若濟等が、三月十五日を期し、新築聖殿内に三光影奉安式を舉行すべき届出に對し、井邑署は次の二理由で之を許可しなかつた。

一、普天教説教者が此機會に乗じて大活動を開始し爲に大争鬭を勃發せしむる處があること。

二、普天教主が三月十五日に登極即位式を舉行すると云ふ説が各地に傳播して居るから、奉安式舉行は民心を動搖せしむる處があること。

○幹部拘留

昭和四年四月、穀雨方六任韓基燮、井邑署に於て拘留二十一日に處せらる。その理由は

韓が京畿道加平地方布教時、教徒に對して、教主登極して官爵を授與す等の不穩言動をなしたので、加平警察署の通報ありしに依る。

○教主訊問

昭和四年六月四日、井邑檢事局は教主を呼出し二十餘日に亙つて教主を訊問取調をした。それは

もと教幹部であつた蔡奎登が京畿道警察部に、教主から受取るべき金八萬圓の保管證ありとて告訴し、又同教幹部たりし朴鍾河、文正三、蔡奎象等も、教主より保管金

返還請求の告訴をなし、且つ教主は不敬罪及内亂罪を冒し、登極後には官爵を授けると稱して教徒より詐僞取財し、玉璽、袞袍、龍袍、冕旒冠、龍床等皇室用物品を備置きて毎朝朝見禮を受けつゝあり等の告訴があつたので、高等法院から井邑檢事局に依頼して訊問調査したのである。二十餘日の後不起訴となつた。

○教主訊問

昭和五年五月二十三日、井邑署長は本所に出張家宅捜査をなし、その上教主を訊問した。その理由は

前同教徒たりし李元有が、自分は教主から高官大爵を授けられると云ふので保管證を受取つて金貳萬圓を納入したが、官爵も與へられず詐欺にかゝつたこと、及び教主は玉璽、袞袍、龍床を有つて居ると告發したから、その事實の有無を調査訊問したのである。證據不充分であつた。

(因に、その保管證と云ふのは各方に分配した白紙に教印を押したもので、教帳用紙として使用するものであつた)

○教主訊問

昭和六年正月二十日、教主を井邑署に召喚して訊問した。その理由は、井邑辰山里住、姜在右なる者、大正十一年夏、夏方主曹悌承の紹介で金三千圓を教主に納入すれば官爵を授與すると云ふので、曹悌承と同行して教主にその金額を納入したが、そ

れは全く詐欺にかゝつたのであるとの告訴があつたからである。しかし證據書類が無く問題にならなかつた。

○教主留置 昭和八年五月二十七日、教主は井邑署に召喚され、一晩留置されて釋放された。それは三月に營業妨害、酒煙草非買同盟事件があつたが、それに關聯して教主が教財横領等の嫌疑があつたのでそれを訊問する爲であつた。

ハ、教義

普天教の教義は一理四綱十二箴と云ひ、仁、義、と敬、天、とをその根本教旨とする。

教理 仁義(一理)

教綱 敬天 明德 正倫 愛人(四綱)

教箴 尊上帝 崇道德 親睦同人 罔亂陰陽 理材公正 節用厚生 不有誕妄 無爲自尊 莫懷貪慾 慎勿猜妬 正直不阿 勿毀他人(十二箴)

である。

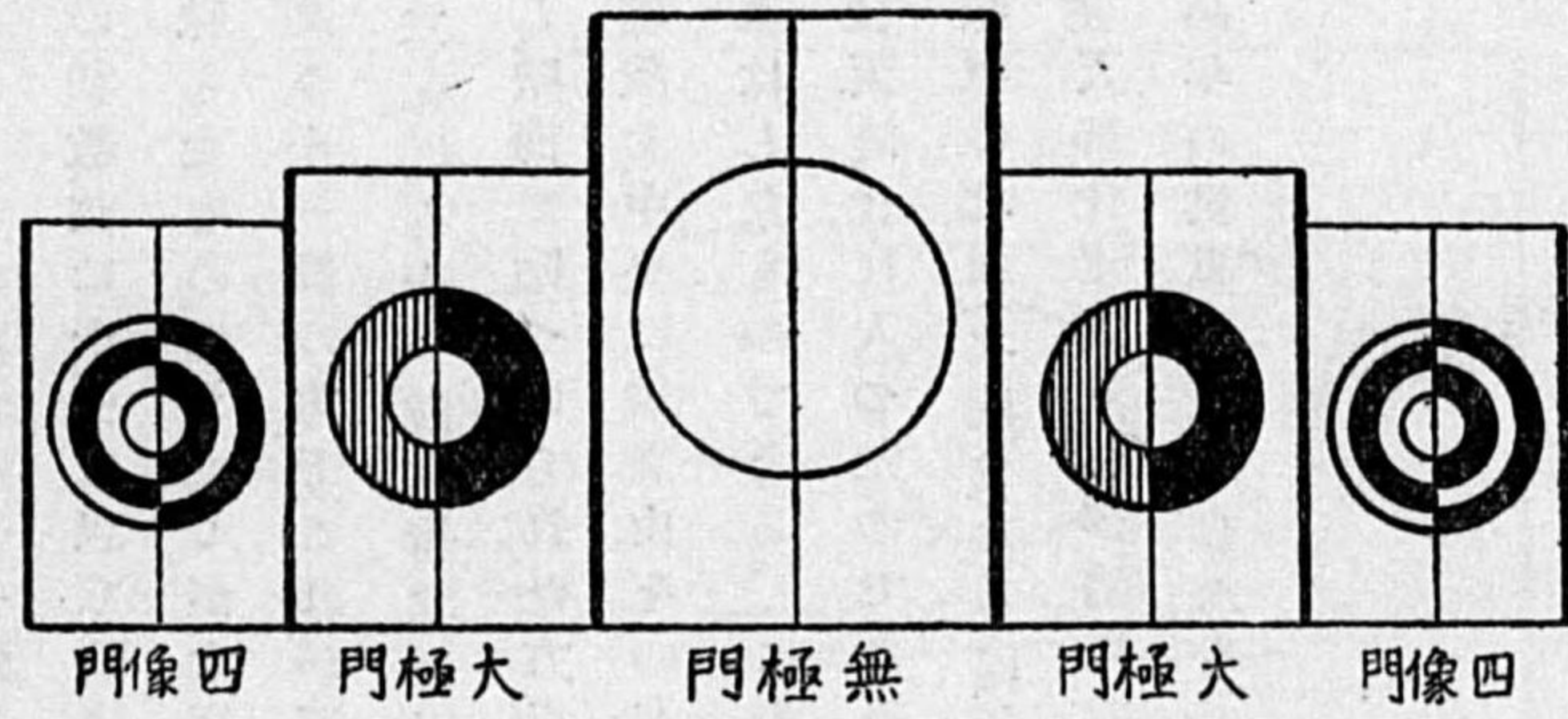
仁、義とは天地生成の道德をその現實的效用より名づけたもので、教理宣布文(昭和九年八月中央典文司にて製述したもの)に「吾教之所謂道者即出天之大原而自唐虞以來凡爲人類者日用常

行之路也」と云ひ、又「道欲求仁義之外則必無生成之功」と云ふのがそれであつて、教祖の「大仁大義なれば病無し」の遺訓に遵ふものであり、仁は生にして義は成長、生成は天地の化育にして即ち道である。人も亦この化育に出發して化育に參する者である。故に若し道を得て人生に安心立命をなさむとする者は、須らく人道の仁義が天地生成化育に他ならざる事を知り、仁義の道を遵守して生成の功を效すべきである。

敬、天とは仁義に則つて生成の功を效すの第一義諦である。天とは神明鬼神にもあらず人にあらず道の大源にして、天地の生成化育はこの大源より發動する働きである。吾人及び萬物の主宰者を上帝と云ふ。天は體にして上帝は用である、天は働かせる心にして上帝は働く力である。故に吾等は吾等の主宰神たる上帝を禮拜するが爲には上帝の本體たる天を敬すべきである。上帝は用なるが故にその本體たる天の心を心として働く者は上帝と同一なる者となり得る。(これが吽唵教の神化、一心であり、姜一淳が常に自分は玉皇上帝の再生であり、自分の所爲は天の公事をなすのであると云つたのは、この敬天即ち天の心を心として上帝の用をなすことを云つたのであらう) 従つて仁義即ち天地生成の大事をなす者は須らく敬天、即ち天心に一如しなければならぬ。

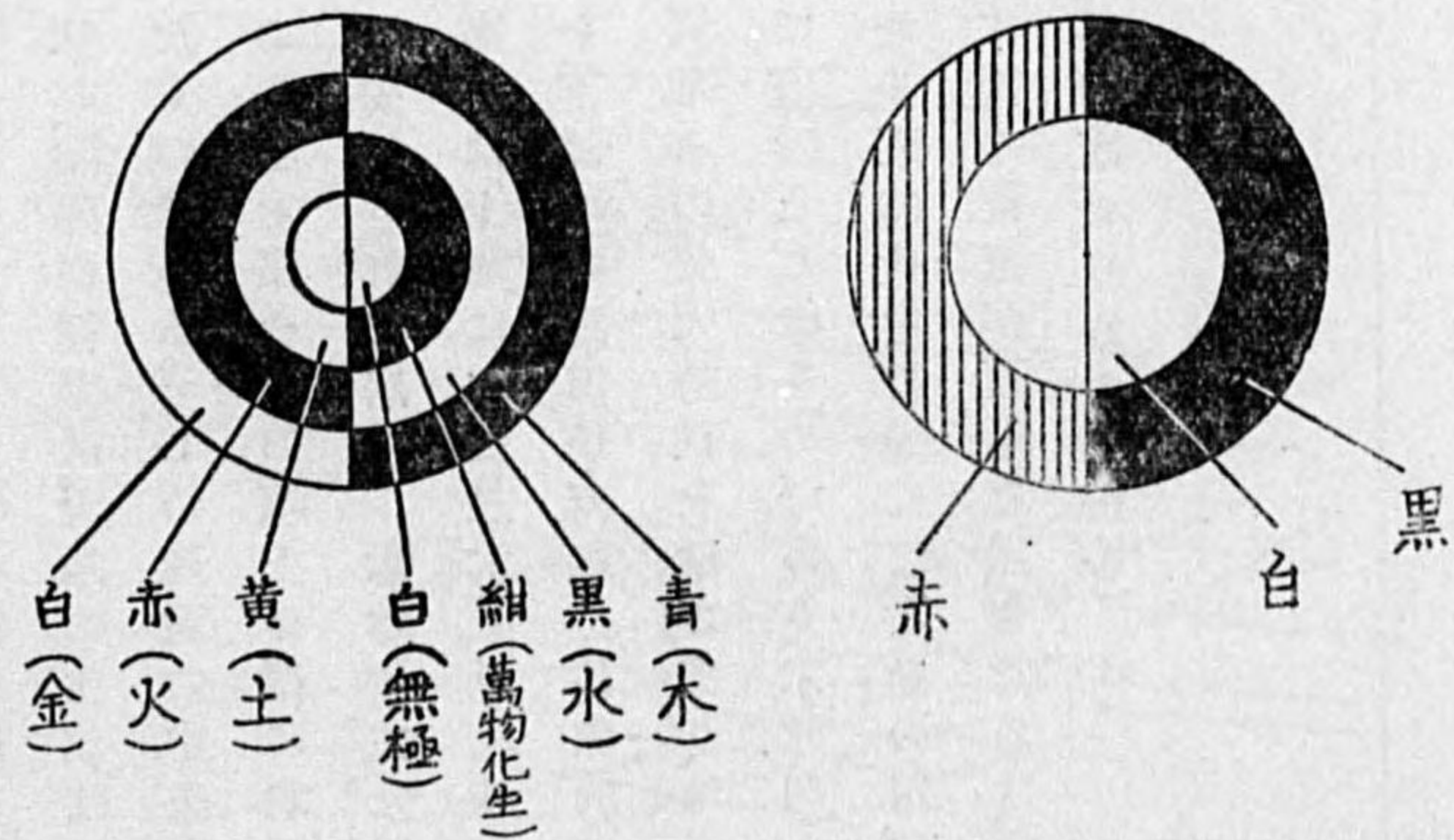
尊、上帝、十二箴(これは大正十一年正月制定せしもの)中の第一に位する尊上帝は、教祖姜一淳

を尊崇する意味である。吾等の主宰者たる上帝への尊敬は既に敬天に含まれて居るから別に上帝だけを尊む譯がない。これが京石の妻一淳死後に於いて開悟した點であつて、妻一淳は上帝の再生であつたが、天の公事を成した後上天したのであるから、教祖の恩徳を忘れざるが爲には常に上帝を尊崇すべしと云ふ意味である。即ち主宰者としての尊上帝でなく教祖としての尊上帝である。然らば本教に於ける崇拜の對象即ち敬天の對象は何であるか、それは教祖一淳が明治四十二年一月三日祭天の際、京石に命じて白紙に書き壁に貼り祭り終るやそれを火焼せしめたものであつて、同教本部聖殿の祭壇に表現されて居るものがそれである。聖殿の正門を三光門と云ふ。三光とは天地日月星宿を表彰した名であり、正門の入口は中央左右二つづゝ都合五箇所あり。中央を無極門、その左右を大極門、その外側左右を四像門と名づけて居る。この五門口は何れも門扉に依つて左右に開くことが出来、陰陽大極圖を濃彩色にて描いてある。即ち中央は白色の圓を描きて無極を表現し、その左右の兩門扉には白圓を黄弧と赤弧にて包める大極圖を描き、中央の白圓は無極、右の黒弧は陰、左の赤弧は陽、合せて無極から陰陽兩氣の動き出した大極を表示して居る、而して最外側の兩門扉には白圓を中にしてその周圍に三重の環をめぐるし、以て老陽、老陰、少陽、少陰の四象を描き、この重環を五色に彩つて五行を表示して居るのである。(その略圖を左に示すがごとし) 三光門を入れれば聖殿が

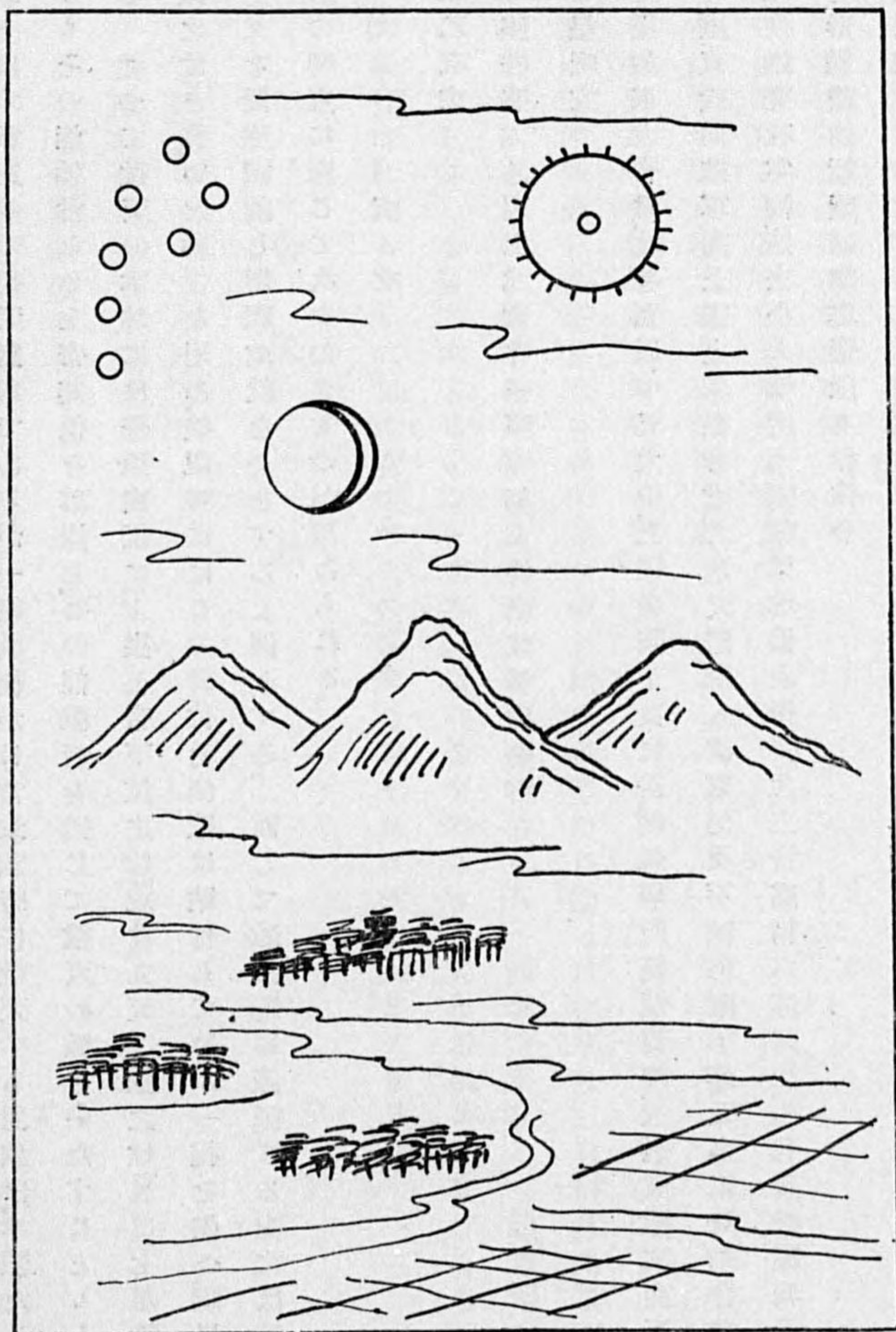


四像

大極



ある。この殿名を十一殿と云ふ(正面に十一殿の金字額を掲げて居る)十は陰の終數一は陽の初數故に十一は以て陰陽の終始即ちその循環を意味し、陰陽の循環は天地の生成造化を意味したもので、即ちこゝが大極の聖殿たることを表示したものである。この聖殿の中央南側に高さ十一級の方形(これが玉座に擬したものと)の壇がある(壇を築き、その壇上後壁に北面せる三光門も十一殿も皆北を正面として居る)敬天の本尊が安置されて居る。本尊は三光影と稱し、壁面に貼つけられた方五メートル位の繪畫であり、畫面は上部に太陽(日)太陰(月)北斗七星と雲象を、中央に笠岩山その左右に内藏山、方丈山の山々を、下部に林野、田畑、流水を具象的に描き表はしたものである。この祭壇の方形は、現代が既に天地否の先天時代を過ぎ去り、地天泰の後天時代に入つたのであるから地天泰の形象に則つて方形としたものであり、三光門十一殿祭壇の北面(北向き)なるは、これ又現代が陽數の用效はたいた先天時代を経過して陰數の用效する後天時代に入りしが爲めであり、三光影中に描かれた太陽の位置が夏至を過ぎたるは、後天五萬年の世界を表示したものであると云ふ。(三光影の略圖は次の如くである)



以上は本教正式の敬天對象であるが、一般教徒が日常致誠時に敬天する對象は、本體たる天よりもその能動者たる上帝其他を尊崇し、この能動者を通じて敬天の誠をいたすこととして居る。従つて敬天の本尊には普通白紙に「玉皇上帝下鑑之位」或は「九天下鑑之位」又は「七星聖君下鑑之位」と書いた神位を用ゐ、祭祀時にはこの神位を側壁に貼付して冷水一碗を供へ、瞑目して呪文を低聲讀誦し所願成就を心告するを例とする。而して致誠時に讀誦する呪文は致誠祈願の時宜に應じて次の如きものが用ゐられる。

呪文

(イ) 太乙呪文

吽哆吽哆太乙天上元君吽哩哆哪都來吽哩噯娑婆呵

(ロ) 七星呪文

七星如來大帝君、北斗九辰中天大神、上朝金闕下覆崑崙、調理綱紀統制乾坤、大魁貪狼文曲巨門、祿存廉貞武曲破軍、高上玉皇紫微帝君、大週天際細入微塵、何災不滅何福不臻、元皇正氣來合我身、四正所指晝夜常輪、速去小人號度九靈、願見尊儀永保長生、三台虛精六淳回生、生我養我護我形我、虛身形魁魍魎魍魎尊帝急々如律令

(ハ) 五呪文

侍天地家々長世日月日月萬事知

侍天主造化定永世不忘萬事知

福祿誠敬信壽命誠敬信至氣今至願爲大降

明德觀音八陰八陽至氣今至願爲大降

三界解魔大帝神位遠鎮天尊關聖帝君

本教の通常致祭日は正月元旦・春分・夏至・中夕・秋分・冬至の各節日及び一月三日(何れも陰曆)の教主教統紀念日等であるが、その祭儀は通例三光影前に饗爵を具へ眞夜中を期して禮服着用の上参列し呪文を誦し心告三拜するを例とするが、特別致祭時には盛大なる儀典を擧げるのであつて、今従來行はれたものゝ二三に就いてその概略を擧ぐれば次の如くである。

○告 天 大 祭

時 大正八年十月五日・七日・九日

所 咸陽郡(慶南)德庵里後、大箕山下

目的 六十方主教綱領者任命式
設備

築壇 肥料に浸漬された腐土を除き去り、淨土を以て三層壇を築く

帳 白木を連幅して帳となす

祭需 淨潔なるものを整へる

幣帛 豊備す

儀式 誠を盡して告天す

任命 三回に分ち、初日十二名の教領者(即ち方主)を擇名し、次日二十四人の胞主を任命し、第三日に二十四人の運主を任命す(都合六十人)

主祭者 車京石

○教名告天祭

時 大正十年九月二十四日庚申時

所 徳裕山來麓黃石山
〔此處は竹筒の如き深谷にて、左右は高山天に接し、中間に一路を通ずるのみのところ〕

目的 教名を天に告げる

設備

祭壇 九層、山板數百坪を平にし午坐子向に築壇す。高さ七尺二寸、廣さ最上層九尺四方、下層は十五尺四方(每層三寸づゝ縮め第六層は九寸を縮む)

帳幔 白木を連幅し、四面に帳幔を圍繞し、東西南北に出入門を開き、空中に麻繩を縦横に張つて井字を構成し

祭需 高さ一尺九寸の祭器にのせて四方九尺の祭床にきつちり並べ

祭位 壇上に日月屏を立て、その中央に

『九天下鑑之位』玉皇上帝下鑑之位』三台七星應鑑之位』と大書した三位を設く

祭燭 白蠟製の燈燭二十八を掲げて二十八宿を象り、六十方主と三百六十郡布長、各人毎に一燈をかけ、且つ巨燵を焚く、その火光が天に連つた

禮拜席 三層一面に禮拜席を設く

祭主 車京石

式次 車京石、三層壇上に登り、焚香洗酌

初獻後祝文を読み、教名を「普化」とせる事を告天す

九獻せる後、幣帛を焼き、紬緞錦屬、紙物萬餘圓無數なりき

辭神して祭禮を畢る

○聖殿落成祭

時 大正十一年五月十五日
 所 井邑大興里普天教本所、聖殿内
 目的 聖殿新築落成致誠
 奉安 聖殿内に天地・日月・星三壇を奉安す

○致誠拜禮式

時 昭和五年二月二十三日
 本部にて教幹部を集會し、致誠時祭拜禮式興拜起伏の儀を定む
 本所廣場にて拜禮式を習得せしむ
 一人は金鈴を執り、一人は木鐸を執りて東西階に分立し、この鈴鐸を振るに從つて衆人を一齊に起拜せしむ
 金鈴二打 衆鞠躬 木鐸一打 衆平身 金鈴四打 衆拜伏 木鐸三打 衆起立 金鈴無數

打鳴 衆伏地心告

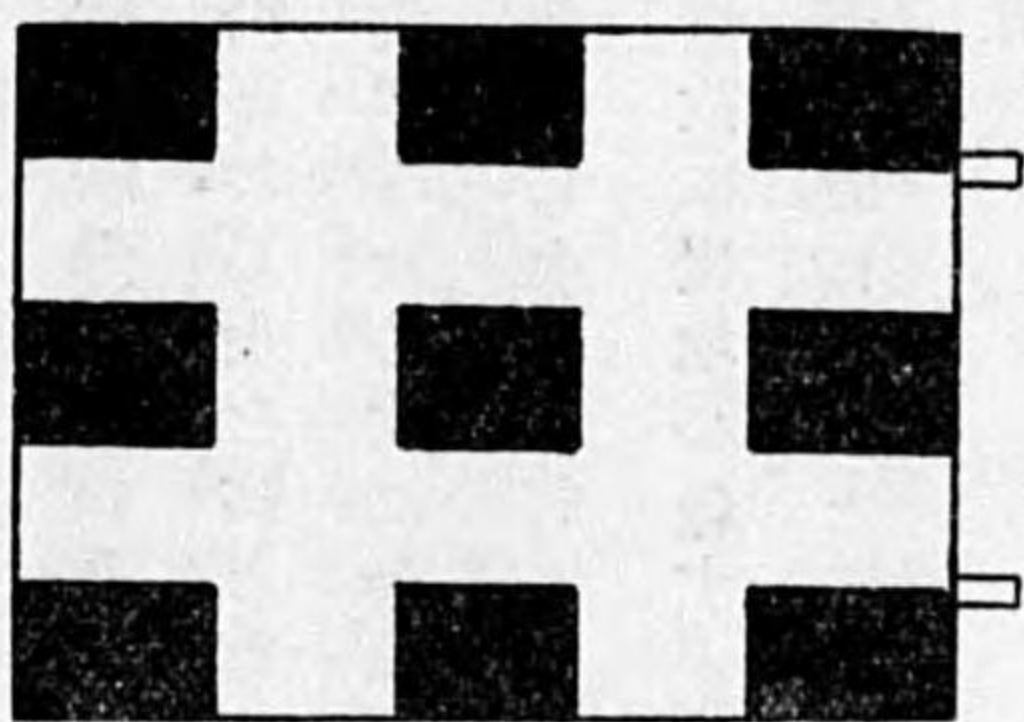
金鈴・木鐸打數の説明

天地の理數は陰陽二つのみ。一・三は陽數、二・四は陰數、水・火は實質無けれど、金・木は實質があるから、木を陽となし金を陰となす、陽は起性あり、陰は伏性あり。
 二は陰の伏する始め故に金鈴二打して鞠躬す。一は陽起の始め故に木鐸一打にて平身。四は陰伏の極故に金鈴四打して拜伏す。三は陽起の極故に木鐸三打にて起立す。金鈴無數鳴は潜伏の意故に伏地心告す。
 曆書に夏至後庚日を伏と云ふ。これ西方金氣用事の時來るを示す。初伏は金の始生、末伏は金の大旺なり。
 木鐸は兩唇中に心あり。春草木の甲坼する象をとつて製作せしものなり。金鈴は連蒂の果の如し。秋果實の成熟せるに象りて製作せしものなりと。

普天教	名	布教所	地	教		徒
				男	女	
一〇七			一五三	一三、〇七六	三、三九八	一六、四七四

(附二) 普天教々旗及び服制

普天教の教章は井字である。この井は水源を意味し、水は萬物を生成慈育するものであるから、本教の徳化が普く衆生に及ぶことを表象したものであつて、教旗は黄地にこの井字を赤く染め出したものである。致誠日及び記念日等には教徒各戸に之を掲揚することになつてゐる(左圖の如し)



普天教々旗

服制は、致祭時の禮服と通常服との定めがあり、禮服はそれ／＼の位階に依つて、黄衣(教主)黒衣(水方主)青衣(木方主)白衣(金方主)赤衣(火方主)等の制があるが、通常服は一般に玉色衣(水色)を教衣と

して着用する定めである。(この玉色衣着用は大正十三年の制定)又教徒は他の教徒と區別し普天教人たることを明かにするが爲に大冠、保髮を以てその信仰標徴としてゐる。この大冠は在來冠の大型なるものであつて昭和五年の定めにかゝり、保髮は教祖の遺訓に據るものであるとて昭和七年一般的に獎勵するところあつたが、陋習打破の時運に促され昭和八年六月、保髮を教標から除き、保髮斷髮は教徒各自の任意たるべしと云ふことになつた。従つて普天教徒の服裝標徴は青衣、大冠となつた譯である。猶ほ参考としてこゝに本教現在の教規を掲げて置く。

(附二) 普天教規節

節 目

- 一 致誠日ハ正月初一日・初三日・春分・夏至・八月十五日・秋分・冬至トス
- 一 教人中親炙ヲ請フ者ハ執費禮ヲ行ヒテ師弟ノ義ヲ定ム
- 一 中央本所(教本部ノコト)内ニ典文・布正・典儀・修好・司度・經理ノ六司ヲ置キ事務ヲ分掌ス
- 一 各道ニ正理・副正理・布正・宣正士ヲ派遣シテ教理ノ眞正ヲ承宣シ教人ノ品行ヲ鞭督ス
- 一 各郡或ハ各面各洞ニ教約所ヲ設立シテ禮儀ヲ講習シ善惡ヲ勸懲ス
- 一 教務上必要ナル事アル時ハ本所内ノ各司長及各道ノ正理・副正理ヲ會集シテソノ意見ヲ聽取シ重

第三章 吽哆系類似宗教團體 (附二) 普天教規節

- 大ナル事アル時ハ布正・宣正士ヲモ列席セシム
- 一 教人中信義篤實ナル者ハ仁義士ニ選定ス
- 一 教人中善行アル者ハ表彰ス
- 一 教人中特誠アル者ハ褒獎ス
- 一 教ノ維持ハ教人ノ義金及誠金ヲ以テシ義金ハ春秋ニ各一圓ト定ム、誠金ニハ制限ナシ
- 一 敦信録ハ奉帶志願者ニ頒給ス、教人ノ誠義金ヲ記載シ、經理司ノ檢閲ヲ受クヘシ

本所内六司規程

- 一 各司ノ職員ハ左ノ如シ
 - 典文司長一人 司員若干人
 - 布正司長一人 司員若干人
 - 典儀司長一人 司員若干人
 - 修好司長一人 司員若干人
 - 司度司長一人 司員若干人
 - 經理司長一人 司員若干人
- 二 各司職員ノ職務ハ左ノ如シ
 - 典文司長ハ文字ニ關スル一切ノ事項ヲ掌理ス
 - 布正司長ハ布教ニ關スル一切ノ事項ヲ掌理ス

- 典儀司長ハ致誠及聖殿ニ關スル一切ノ事項ヲ掌理ス
- 修好司長ハ外交ニ關スル一切ノ事項ヲ掌理ス
- 司度司長ハ査正ニ關スル一切ノ事項ヲ掌理ス
- 經理司長ハ金錢出納ニ關スル一切ノ事項ヲ掌理ス
- 各司司員ハ司長ノ指揮ヲ承ケテ司務ニ従事ス

各道正理所規程

- 一 正理所職員ハ左ノ如シ
 - 正理一人 副正理一人 布正若干人 宣正士若干人
- 二 正理所職員ノ職務ハ左ノ如シ
 - 正理ハ教令ヲ承ケテ該道内ノ教務ヲ統轄ス
 - 副正理ハ正理ヲ輔佐シテ教務ヲ協賛ス
 - 布正ハ正理ノ指揮ヲ承ケテ教務ヲ執行ス
 - 宣正士ハ布正ヲ輔佐シテ教務ヲ協賛ス

教約所規程

- 一 約所職員ハ左ノ如シ
 - 約長一人 左約正一人 右約正一人 約史一人 知約一人 約贊一人 行約若干人
- 二 約所職員ノ職務ハ左ノ如シ
 - 約長ハ該管内約員ヲ統轄ス

第三章 吽哆系類似宗教團體 (附二) 普天教規節

左右約正ハ約長ヲ輔佐シテ約務ヲ協賛ス

約史ハ約長ノ指揮ヲ承ケテ約員ノ善惡ヲ明察ス

知約ハ約長ノ指揮ヲ承ケテ約所ノ文簿及財政出納ヲ掌理ス

約贊ハ約長ノ指揮ヲ承ケテ儀禮ニ關スル事項ヲ掌理ス

行約ハ約長ノ指揮ヲ承ケテ該區内約員ノ勤慢ト哀慶トヲ報告ス

布教二十六年(昭和九年)九月改正

二、無極大道教 (全羅北道井邑郡泰仁面泰興里)

本教は姜一淳の尊崇者現道主趙哲濟が大正八年同志と共に創設したるものであり、安心安身・敬天修道を本旨として布教に努めたるに依り漸次教勢擴張し、大正十一年現在地に聖殿兜率宮及靈殿(靈臺)の二建築を完成し、爾來之を教本部となし安心安身の本旨より修道の要は先づ第一に衣食住の安定を確保するにありとなし、大正十四年教徒を以て進業團なる労働團體を組織して各地の貧困教徒を水利組合森林伐採開墾事業等に斡旋従業せしめ、又干拓事業を起工して團員を移住せしむるなど、干拓地は忠清南道安眠島二ヶ所、元山島二ヶ所、投資約二萬餘圓に上り遠からず完成するであらう、専ら農業労働に重きを置きて教徒の生活安定を主眼となし、この労働生活に即して安心を求め、生活の安定を得て通靈の域に達せしめるを期して居る。

道主趙哲濟は、本籍全羅北道井邑郡甘谷面桂龍里、明治二十八年冬、慶尙南道密陽郡下南面遇西里に生る。幼少より漢文を學び、後滿洲の各地を放浪し歸りて安眠島に遊びしが、適々姜一淳の直弟子たる扶安の人李致華より勸誘を受けて姜一淳の信者となり、大正六年(二十三歳の時居を井邑郡雨順面馬洞に移して一淳の本宅に通ひ)一淳は既に死亡した後であるから、その家族につきて一淳の信念を得べく、一淳の妹と婚するに及び(姜としたりと云ふ)愈その信仰を深め、大正七年姜一淳の高弟たる金亨烈が車京石に對抗して彌勒佛教を立てその教勢擴張に努むるや、之に入りて劃策するところあつたが、たゞ大正八年天道教徒其他の發起になる騒擾事件の生起せるに鑑み、かゝる不祥事の勃發するは畢竟安心の確立せざるに由來すると悟り、之が動機となつて自ら得悟せる姜一淳の本旨を以て世人に安心を確立せしむべく決意し、同志を語らひ大正十年「天人教」或は「無極教」を創設し、大正十四年「無極大道教」と改稱して現在に至つたものである。

無極大道教即ち趙哲濟の宗教はその教綱に示す如く

一、敬天修道

一、誠信養性

一、安心安身

の三綱であつて、之を要するに道は天の授けし無極の理であり、人また天の無極の理に由來する

ものであるから、誠信天を敬つてその道を修すれば誠は明に明は至に至は變に、變すれば化して天地の化育に贊することが出来る。至誠なれば心靈天に通じて天人徳を合するに至るが、この至誠には雜念を去つて精神を專一にすることであり、至信には安心の確立であり、安心の確立には神呪を誦し經文を読むで心常に天の加護を祈る事も必要であるが、それにも先に天の授け給ひし職務に勤勉力行、その經濟を節約し以て安身することが重要事である。そこで本教では一方先づ勤勞生活に依つて經濟生活の安定を謀り、一方日常坐臥に呪文を誦し、間暇ある時は經文を読み安んずるに努め、然る後通靈の工夫を積み、神明の域に達して天徳に合するをその修道法とする。この目的に添ふ呪文には太乙呪と祈禱呪とがあり、太乙呪は金京訴が神から授けられた吽修云々の神呪であり、この呪も「萬事無忌呪」「布徳天下呪」「所願成就呪」として重要なものであるが、普天教がこの呪を主とするに對し、本教ではこの呪よりも寧ろ祈禱呪に重きを置き安心の最適呪として誦呪することにして居る。この祈禱呪とは崔濟愚が得道して神授された東學の所謂三七呪文として天道教等に用ゐられて居るものであるが、本教では姜一淳がこれに祈禱呪なる名稱を附し最も重要な呪文とした精神に遵ひ、この祈禱呪を誦念するのである。然しながら呪文は同一なりとも東學系教團の之を誦念するは崔濟愚を目的となすに反し、本教では姜一淳を對象となすところにその相異が存する譯である。

養性に必要な讀誦經文は教祖姜一淳に依つて撰定されたものであつて、その經文には眞法呪七星呪、道通呪、曳古呪、二十四節呪、二十八宿呪等がある。道通の工夫は、姜一淳の範に倣つて虚靈、知覺神明の三段階を究むることであり、その目的は、姜一淳が「我は玉皇上帝の再生なり、自分は彌勒佛の再生なり」と教へし言に従ひ、神人の域に達する、悟りを開くことである。その方法は最も身に障なき間暇の時を選びて一週二週三週間或は百日、半年、神明の域に達せる教祖を念じて精神統一をつゞけるのである。これを取、精、回、神と云ふ。この際呪文、經文を読むを例とするが、これはその呪文、經文の靈力に依つて道通の段階に進み得るのでなく、亂れ飛ぶ心中の雜念を除去して精神を統一する爲めであるから、その呪文、經文は一定する必要がない。この取精回神をなす所も何等の制限なく如何なる所にも差支ないのであるが、概して山中を選ぶのはこれまでの精神統一を速に完全ならしむる必要からに外ならない。(道通の過程は、始め二週間位取精回神の工夫を凝せば第一段たる虚靈の域に達し——この域に達すれば疾病を治療し得るが、この期間は極めて短かく、期間を過ぐれば却つて精神の暗くなるを覺える——更に修業を繼續すれば第二段たる知覺の域に達し、猶ほ精進を累ぬる時最後に第三段たる神明の域に到達するのである。この神明の域に達し尙ほ怠らず修業を繼續せば、こゝに始めて神に接し神と語り神の徳を自由に行ひ得るに至るのであると——道主趙哲濟の談)

本教の本尊、即ち敬天修道の對象は、兜率天と教祖姜一淳とであり、兜率天には兜率天神たる三十三天と併せて七星神その他の天神地神をも祀ることがある。この本尊觀に従つて教本部では聖殿と靈殿との二殿を建て、以て前者には兜率天を、後者には姜教祖の靈を祀つて居る。聖殿は兜率宮と通稱し大正十一年成れる四階建であり、四階を兜率宮と云ひこゝにて立春・立夏・立秋・立冬の四大節に兜率天神三十三天を祀る、三階を七星殿と云ひこゝにて七時神を祀る、二階を奉靈殿と云ひこゝにて三十三天神以外の天神及び地神を祀る、一階を道主室又は中宮と云ひ道主の修道工夫する所として居る。靈殿は又靈臺とも稱する三階建であり(大正十一年落成)三階は姜一淳の靈を祀り、その生誕日(九月十九日)逝去日(六月二十四日)の二回、こゝに於て盛大な祭を行ふ。二階は祭時教幹部の參集する所、一階は教徒の參集する所に充てるものである。

猶ほ參考資料として本教の教旨及び綱領規約を添附するであらう。

(附一) 無極道趣旨

道とは天の命するものにして人の行ふものなり、天に無極の大道あり、無極の理を以て人間を化生す。人はこの無極の理を以て生ぜしものなれば、此の道と理は人皆所有せざるなし。然るに人のよく之をなし得るもの鮮きは何ぞや。蓋し道は即ち理にして、理は即ち無極、無極は即ち天なり。然れば凡そ道に志す者天を念じ、天を念ずる故に天を敬し、天を敬するが故に必

ず天に對して誠あり、誠あるが故に明明にして至り、至りて變じ、變より化して以て天地の化育に贊するを得べし。然るに蚩々たる衆生、物慾に蔽はれて天を念ぜず、萬族の細縷化育皆これ天の賜ものなるを知らず、萬類の運用動息、皆天の斯くなさしむることを覺らず、榮辱・死生一に自己の能力に歸し、窮達憂樂は輒曰く自然なり偶然なりと。適々非常の窮地に陥るもの天を呼び天に訴ふるなきにあらず、しかもその危急纒に免れんか、吾が智吾が力なりと稱し、祈天永命を惑と謂ひ、敬天事天を虚なりと謂ふ。これ自ら天を絶つものにあらずして何ぞや。惟天斯民を棄てずして吾に大道を賜ふ。曰く無極、無極は天の無極なる理なり、天は理を以て人に授け、人は道を以て天より受く、須らく天の授けしを感じ、道を受けたるを念じ、念ずるには専ら天に對し事ふることは専ら道を以てし、天より賦せられたる仁義禮智信を必ず行ひ、三綱五倫を必ず守り、耕職に勤め、經濟を節約し、商工はその力に應じてよく働くべきなり。職は皆天の授けしものなれば必ず務むべし。人を傷け、物を害せず、醜雜閉闇することなく、分外の妄事をなすべからず、是皆天の厭ふ穢德なるが故に。人に教ふる、廣布に務め、勸めて勉めしめ、信じて至誠ならしめよ、等しく是天の生みし赤子なり、必ず一身の如くせよ。經文を憶念讀誦して煩雜なる思慮を心中に芽生ざらしめよ、然らば精神專一となり、心和氣和するを得べし。天は明々として上にあり、洋々として左右に在り、造次にも戰兢し、燕獨にも必ず慎み、居坐出入、惟だ天

を是れ念じ、視聽言動道に遵ひ、敬して身を持し、習つて性を成し、以て至誠に至れば、天必ず感應し、心靈自ら通ぜむ。心靈通すれば無極の至理に明通し、以て天を知り、天を體して天とその徳を合し、天地と參するに至らむ。我が道友、皆な助め勉めて以て成すあるに就くべきなり。

(附三) 無極道綱領

- 一、敬天修道
- 一、誠信養性
- 一、安心安身

道規

- 一、本道々人ハ本道ノ趣旨綱領ヲ心崇シテ志願スル者トス
- 二、本道々人ハ本道ノ趣旨綱領ヲ實體シ心工ヲ誠虔ニシテ一切衆生ニ先覺タルベキ事
- 三、本道ノ道主ハ道理ヲ闡明シ一般道人ノ道通ト一切衆生ノ進善ニ至誠心カス
- 四、本道ノ本府ハ全羅北道井邑郡泰仁面泰興里ニ置ク

本府職員

- 一、庭衛元 一人
- 二、承正元 一人
- 三、判正 若干人
- 四、巡察 若干人

地方職員

- 一、首布監 若干人
- 二、布監 若干人
- 三、宣布長 若干人
- 四、布徳 若干人

五、本道職員ノ任務ハ左ノ如シ

- 一、庭衛元・承正元ハ本道ノ全般道務ヲ總轄ス
- 一、判正ハ承正元ヲ輔佐シテ道中業務ヲ分掌處理ス
- 一、巡察ハ本府ヨリ地方ニ派遣シテ布監及該地方ノ道務ヲ協理ス
- 一、首布監ハ布監・宣布長及布徳ヲ督勵シ本府ト地方道人トノ聯絡事務ヲ掌ル 但二個宣布以上ヲ導率セル人ヲ布監ト稱ス
- 一、宣布ハ道人一百二十人ヲ教導管理ス
- 一、布徳ハ布徳ニ従事ス
- 六、本道ノ職員ハ修道ノ實驗及布徳ノ功效ニ從ツテ任命ス
- 七、本道ノ道人ハ入道時ニ數人金(入道禮)トシテ一圓五十錢ヲ納入シ毎月五錢以上月誠金ヲ納入ス
- 八、本道々人中本道ノ綱領及規約ニ違反スル時ハ出道ス
- 九、本道ノ道人ハ心性ヲ時々修練シ致誠ヲ隨力舉行シテ誠意ヲ表ス
- 十、本道ノ致誠ハ左ノ如シ

第三章 吽哆系類似宗教團體 三 彌勒佛教

三四〇

一、紀念致誠
一、臨時致誠

- 紀念致誠ハ陰九月十九日(甌山天師誕日)陰六月二十四日(遁日)臨時致誠ハ道人隨意ニ舉行ス
- 十一、本道ノ支用ハ數人金・月誠金或ハ道人ノ自願表誠スル物貨ヲ以テ充用ス
- 十二、本規ニ未備ナル條件ハ慣例ニ依ル
- 十三、本規ハ必要ニ依リテ改定スルコトヲ得 以上

教名	布教所	地	教徒		計
			男	女	
無極大道教	四		一、四三二	七五八	二、一九〇

(昭和九年八月末)

三、彌勒佛教

(全羅北道全州郡雨林面清道里)

本教は吽哆教祖姜一淳の高弟にして最も一淳に親炙した金亨烈の創始したもので、彼が大正七年之を創始した當時は數千の教徒を集め得たが、昭和七年彼の死亡するや教主となるものなく教勢不振の現状にある。金亨烈は明治三十五年一淳の門弟となり、明治四十二年姜一淳の死亡するまで親しく一淳に師事して居たが、一淳の死後同門車京石と意見合はず、同志を率ゐて之と對立したが、姜一淳が嘗て「自分は彌勒佛の再生である」とか「我なき後に會はむと欲するものは

金山寺に來つて彌勒佛を拜せよ」など言ひ居たりしを追憶し、大正七年金堤郡水流面金山寺住持郭法境を勸めて共に「彌勒佛教」を創設した。彌勒佛の信仰は民衆の間に傳統的に普及して居るものであつたから、この教の創設當時は之に入教するもの五千餘名の多きに達した。然しながら名は彌勒佛教ではあるがその教旨の内容全く吽哆教と選ぶ所なく、迷信的言動が多かつたので官憲の取締も嚴を加へ、且つ入教者もその欺かれたるを嫌忌する者少なからず、爲に翌大正八年遂に解散の止むなきに至つた。其の後金亨烈は京城に出で、「佛教振興會」を組織して舊彌勒佛教徒を糾合し、大正十一年夫れを再び「彌勒佛教」と改稱して本部を金山寺に置き、同寺安置の彌勒佛を自教の本尊の如く吹聴して布教中、同寺住持の知る處となつて本部退去を命ぜられ已むなく昭和五年本部を現在地に移轉した。當時教徒五百餘名を數へたがその後漸く退教する者出で、昭和七年金亨烈死して教主を失ふや愈不振に陥つたのである。

本教の教義は普天教と大體に於て同様であるから之を略す。

教名	布教所	地	教徒		計
			男	女	
彌勒佛教	一		一三二	一	一三二

(昭和九年八月末)

第三章 吽哆系類似宗教團體

三 彌勒佛教

三四一

四、甌山大道教

(全羅北道全州郡雨林面漸道里)

本教は姜一淳の直弟子安乃成の創始したものである。安乃成は明治三十九年姜一淳の門弟となり明治四十二年一淳の死後車京石と共に太乙教を立て、布教に従事したが、その後京石と意思の疎通を缺きて同教を脱退、全羅南道麗水邑柯局里に太乙教を別立し、大正四年之を順天郡道山面揭票里に移し、更に大正七年務安郡海際面三峯里に轉住、教勢擴張に務め、教徒百餘名を得、大正四年全羅北道金堤郡水流面錦城里に、昭和二年現住地に本部を移轉し、昭和四年末は教徒四百餘名に達し、時恰も普天教内に内訌を生じ本教に入教するもの續出し、教徒五百餘名に及んだので翌昭和五年教組織を改革して「甌山大道教」と改稱したが、昭和六年教主安乃成と幹部との間に確執を生じて脱教する者出で、金堤郡水流面院坪里の太乙教に轉ずるもの三百餘名に達したので教勢著しく衰微するに至つた。

本教の教旨は

- 侍奉 天地人三神、天の上帝、地の后土、人の先靈
- 統率 仙佛儒三道、仙以修煉心靈、佛以養生肉體、儒以履行九節
- 一心 誠敬信三字、一於祈禱神道、一於履行人道

を三大宗旨とし、修道布德、神人合德、祛病解冤、安心安身、綱紀勿亂、救靈送死、政治不犯、産業勤務の八條目を信仰修行の目的とするのである。

教名	布教所	地	教徒		計
			男	女	
甌山大道教	一	一	一八〇	一一〇	三〇〇

(昭和九年八月末)

五、甌山教

(全羅北道井邑郡徳川面新月里)

本教は教主蔡京大が吽哆教祖たる姜一淳に私淑し、其の後普天教に歸依したが、普天教主車京石と意見衝突して普天教を脱し、一淳の出生地たる現地に甌山祠堂を建立して之を奉祀しつゝ、あつたが大正十三年元普天教幹部金彦洙外三名と提携して普天教の別派を組織し、普天教に對抗すべく教名を「甌山教」と稱し、右祠堂を本部として布教を開始したものである。本教の教徒は殆んど大部分元普天教徒であつた者であり、その教義など普天教のそれと同一である。その教勢、布教開始當初は萎微たるものであつたが、次第に増大し現在數百名の教徒ありと稱せられる。

教名	布教所	地	教徒		計
			男	女	
甌山教	二	九	七二二	二五〇	九六二

(昭和九年八月末)

六、東 華 教

(全羅北道金堤郡水流面金山里)

本教は元普天教幹部として同教の公認運動及び時代日報買収等に活躍したが教主車京石と意見合はずして脱教せる李祥昊、その實弟李成昊並に元普天教幹部林敬鎬等が吽哆教祖姜一淳の正教を顯揚して邪道に陥れる普天教に對抗すべく昭和三年之を創設したもので、昭和四年に至り幹部の活動に依り普天教徒の引拔策に成功して教徒を増し、當時約四百名尙ほ布教資金調達のため、且つ貧困教徒救済策として金鑛經營に着手し現在に及ぶものである。

本教の幹部は概して相當の有識階級であり、且つ普天教の革新を企て、成らず之を脱教したる者達である所から、姜一淳の遺教を迷信の域より脱して眞の宗教に發展せむと志して居るが、信徒の多數は姜一淳の奇蹟をありがたがり、現實的な除災招福或は個人的な通靈を目ざして居るので、姜教祖を崇拜して各自精神修養を旨とすること、及び祈禱に依つて病氣、兇年戦争の三難を免れむことを教へて居る有様である。(本教ではこの通靈即ち精神修養の結果神明の域に達することを開眼又は闔眼と云ふ、本教での開眼法は普通時よりも良好なる衣食を用ゐ俗事に心を亂されることを避けて、相當の期間呪文を唱へて精神を統一するものであり、信徒中にも斯くして開眼せる者數人ありと云ふことである)

東 華 教	教 名	布 教 所	地 區	教 徒	
				男	女
		一	六	二九	二
					計 三一

(昭和九年八月末)

七、太 乙 教

(全羅北道沃溝郡聖山面屯德里五聖山)

本教は姜一淳の妾であつた高氏が普天教主車京石と共に一淳の教統を継ぎしも、後京石と意志の疏通を缺き、一部の教徒を率ゐて大正八年京石と離れて別に設立せるものである。現教主高氏は全羅南道潭陽の産井邑郡笠岩面大興里辛某に嫁したが夫に死別して居た處、彼女の母方の従兄弟たる車京石が姜一淳の門弟となるに及び、京石の紹介に依り二十八歳にして姜と同棲した。姜の生前中は教徒より師母として尊敬されて居たが、同棲後三年明治四十二年姜一淳死し車京石二世教主となるに及び、次第に疎んぜられて意思の疏通を缺くに及んだので、高氏は豫てより一部教徒に信望ありしを奇貨となし、それ等の教徒を率ゐて遂に車京石と分離し、大正八年九月金堤郡白山面祖宗里に教堂を新築して「太乙教」と稱したのである。その後普天教内に數次革新運動があつて教徒の本教に轉教する者あり、その教勢次第に進展する傾があつたが、昭和四年教主高氏の養子姜大容なる者無断にて教本部の建物全部を賣却する等の事あつて不遇

に陥るや、之と合同して自教の擴大を計らむとした東華教の請を容れて昭和七年東華教本部に師母として迎へられた。處が東華教は期待に反して教勢逐年衰微し師母の生活費すら支給し得ざる状態となつたので、昭和八年太乙教系教徒を率ゐて東華教を離脱し、新に修養舎なる教堂を現地に新築、本部をここに置いて極力教勢の伸展を劃策して居るが、教勢一向に振はず次第に衰微しつつある現状である。

本教の教旨も他の吽哆教系類宗のものと大差なく、姜一淳の遺教を奉じ、姜一淳を尊崇して常に經呪七星經、五呪文書傳序文を誦すれば神靈的醫通を得如何なる病疫をも治し得る神秘力を得る、將來必ず來るべき病疫時代に自己を救ひ、世を救ふことが出來、従つて本教ひとり立派なる宗教として繁榮を來すに相違ないと信じて居る。祈禱法は、姜一淳の像を本尊とし之に對して經文を讀み、呪文を誦し後自己の希望するところを心告するのである。祭日は正月一日、三月二十五日、六月二十四日、八月十五日、九月十九日、冬至と定められて居る。

教名	布教所	地 區	教 徒		計
			男	女	
太乙教	二	二	四八	一二	六〇

(昭和九年八月末)

八、大 世 教

(全羅北道高敞郡星松面茂松里)

本教は太乙教の教徒姜君なる者が、同教の幹部が教旨に背き自己の私腹を肥すことのみを熱中し居るにあき足らずして之を脱退し、大正十五年同志と共に三神教を創立したが、その後昭和二年に至つてこれを「大世教」と改稱したものである。本教は儒佛仙の三教に基き、朝鮮古來の道徳を尊重し、人倫を明らかにし、良民の養成幸福を計るを教旨となし、昭和三年頃には教徒一千二百餘名の多きに達したが、昭和四年教主姜君及び幹部の死亡等にて教勢頓に衰ひ現在は全く有名無實の有様である。

九、元 君 教

(全羅北道扶安郡山内面知西里)

本教は元普天教徒であつた扶安郡山内面知西里の朴仁澤、洪淳玉等が、普天教内部の醜狀を窺知するに及んで脱教し、しかも姜一淳崇拜の念止みがたき處より同志と謀りて昭和八年四月、姜一淳を崇拜して各自の精神修養に資すべく教堂を設置しこれを「元君教」と名づけたが、その教勢はもとより不振である。

元君教	教名	布教所	地	教徒		計
				男	女	
一	龍華教	一	一	三一	一	三一

(昭和九年八月末)

一〇、龍華教

(慶尙南道咸陽郡西上面金塘里)

本教は全羅北道南原の儒生金廣贊の門人李根夏が、吽哆教祖姜一淳から傳へられた「桃李園序文」と佛經龍華經」とを研究して大正十五年創設したもので、爾來熱心に布教せる結果昭和四年頃には三、四百名の教徒を獲得したが、昭和五年教主李根夏の死亡するや、中堅幹部も離教したので次第に衰微し今や有名無實の有様である。教主李根夏は、今を距る約三十年前、金海府册房たりし金廣贊が漢文の造詣深きを聞き之を慕つてその門人となつた。處が金廣贊は嘗て姜一淳から桃李園序文の傳授を受けて居たので、李根夏と共にこの序文の研究を怠らなかつた。然るに間もなく金廣贊の死するや、李はその遺志を祖述せむと企て、大正十四年冬江原道高城郡乾鳳寺に籠居して専心その本義を研め、佛典中の龍華經を見るに及んで大いに得るところあり(桃李園序文は龍華經に由來するもので佛教と仙道との長所をとつたものだと云ふ)遂に同年五月同志を叫合して咸陽郡大和面上源里(現在安義面上源里)水望嶺山麓に於て「龍華教創始の致誠祭」を舉

行し、一時居昌郡北城面月城里に布教所を定め、昭和三年現地を本部として布教に従事したのである。

本教の教旨は一心誠敬修行言泰極研性理和順道德守戒履信親仁慈愛患難相扶忍欲大導を八綱領とし、毎月一日十五日を定例祈禱日と定めて經文呪文を讀誦するを例とするが、かく經呪文を反覆讀誦する時は、自然に經文の眞意を會得し、その靈感作用に依つて病魔自づから退散し病氣も平癒し、漸次知覺の途開けて遂に大安樂の境地に達することが出來ると云ふのである。

龍華教	教名	布教所	地	教徒		計
				男	女	
一	龍華教	一	一	三一	六	三七

(昭和九年八月末)

一一、仙道教

(黃海道新溪郡村面沙峴里)

本教は金洪園なる者が己自ら教主となり、昭和五年谷山郡雲中面柳村里に於て從來普天教幹部たりし儒生等を集めて布教を開始し、教主の授くる靈術を修得せば、遁身豫言等の靈術を自由になし得べく、従つて世の中もこの教に依つて統一することが出來るとの宗旨を以て秘密裡に入教を勧誘せしに始まる。然しその後所轄警察署の取調べを受くるや教主幹部ともにその姿

を晦まし、爾來數名の教徒存在するのみである。

第四章 佛教系類似宗教團體

朝鮮の類似宗教中、在來の朝鮮佛教とは別に、一宗團を組織し、或は新たに佛教的色彩を以て教團を成せるものも少くない。今それ等を列擧すれば次の如くである。

- 1 佛法研究會 大正十三年出現 全羅北道益山郡
- 2 金剛道 大正十五年出現 忠南燕岐郡
- 3 佛教極樂會 大正十四年出現 京畿道高陽郡
- 4 甘露法會 大正十四年出現 京城
- 5 大覺教 大正十一年出現 京城
- 6 圓融道 昭和二年出現 京畿道高陽郡
- 7 正道教 昭和二年 京城
- 8 光華聯合道觀 昭和五年 忠清南道論山郡
- 9 靈覺教 昭和八年 全羅北道全州
- 10 圓覺玄元教 昭和八年 京城

一、佛法研究會 (全羅北道益山郡北一面)

本會は現同會宗法師全羅南道靈光郡白岫面吉龍里出身朴重彬が佛法を研究せる結果同志と謀つて創始したものである。

イ、教主の閔歴 朴重彬は生れて非凡七歳僧となつて佛法を習學したが、長ずるに及び偉大なる者を求めて止まず、たま／＼十一歳の時、墓の饗祭に參列した處、饗祭に先立つて山神を祀ることに對して疑を起し、その後山神を先に祀るは、山神が墓所の主宰者として、その造化能力の測り知るべからざるものがあるが故なりと云ふを聞き、心ひそかにその山神こそ從來求めて居た者であると考へ、是非この山神に遭遇せむことを決意した。その後彼は清潔なる飲食と果物とを準備して白岫面九岫山に上り山頂の岩上にそれを陳列し、八方に向つて終日禮拜し日暮れて歸るを日課の如く、斯くて十五歳まで繼續したが遂に山神に遭遇することが出来なかつた。

斯くて失望を感じて居る時、或日隣人が古代小説を讀むに耳傾けたところ、小説中の主人公が道士に遇つて勉強したる結果、卓越せる精神を得て偉大なる事業を成就した旨を知り、爾後山神に遇はむとする希望を棄て、更に道士に遇はむことを期し晝夜意を專にして各所に行き、聞

き得る凡ての人にそれを尋ね求たが、これまた遂にその期待を滿すことが出来なかつた。かゝる煩悶する日のつゞくにつれて二十三歳より遂に病身となり全身癱氣を生じ形容衰弱し、加ふるに道士を求むることに専念した結果家は傾き、生活にも困難を感ずるに至り、かくて兩三年を経るや、時々昏醉状態に陥る事すらあり、行くも行くを知らず、話すも話すを知らず、飲食するもそれを知らず、何等の判斷力もなく、全く痴人の如く生ける屍の如く、附近の人々からは廢人と稱せられた程であつた。然るに二十五歳の頃隣村の者數名が天道教、東經大全中にある「吾有靈符、其名仙藥、其形太極、又形弓弓」と云ふ文句の意義が解し得ない旨語り合ふを聞き、何となく靈感に打たるゝが如き感あり、斯くてこの文句に専念する内自づからその意義を解し、生命の生老病死、富貴貧賤の道理、及び古書に、大人は天地と其徳を合し、日月と其明を合し、四時と其序を合し、鬼神と其吉凶を合す」とある眞意義をも悉く大悟し、こゝに、人道正義の法を整理したのである。この整理が完成した時は大正五年彼の二十六歳の三月廿六日であつた。かくて心に決定を得るや見るかげもなく憔悴した容貌は快復し、血肉も充滿し、鬱積せる病症は藥を用ゐずして次第に解消し去つたのである。斯くて現下の朝鮮を觀察するに凡てが開闢であり革新でないものはない。此の時機に際して最も必要なものは何であるか、それは先づ修身の要法であり、齊家の要法であり、團體進展の要法である。この要法を如何なるものに求

むべきか、彼は之を佛法に求めたのである。

口、佛法研究會の由來 生活開闢の要道を佛法に求めた朴重彬は、その眞理を研究せし結果、精神の修養、理論と事實との一如及び萬事に取捨すべき事を主張し、即ち信念、疑、誠を進取實行要件として之を取り、不信、貪慾、懶愚を退嬰排除要件として之を捨て、事なき時は修養と研究に意を須み、事に當つては取捨その宜を得るに努め、衣食に拘束せらるゝことなく、如何なる職業をも厭ふべからざるを信條として、大正五年同志の者八人と全羅南道靈光に於て、佛法研究期成組合を創設、干拓地百町歩を共同出資にて經營し、以てその信條の實行を企てたのである。爾來組合員は朴重彬指導下に晝は農排に従事して生活の資源となし、夜は佛法の眞理を研究して知識の源泉とした。斯くて組合員の生活は安樂となり、萬事に依頼するの念絶え、自由と自在とを會得して佛の所謂福足慧足の根源を理解し、大に成績の見るべきものあるに至つた。かくて漸次組合に加入する者が増加し來つたので大正十三年組合員三十名の決議に依り、全羅北道益山郡北一面新龍里に研究所を建設して「佛教研究會」と稱し、田畑約六町歩を小作しながら修行の研究に努めたが次第に會員の増加するに従ひ昭和三年六月之を「佛法研究會」と改稱して今日に及び、現在では財産約七萬、支部數八、大阪支部を含む會員數は、男女合計八百餘と云ふ趨勢を示して居る。

ハ、教義信條 本會の宗旨は從來の如き偶像崇拜に依らず、宇宙の實在を天地父母、同胞、法律の四者に約し、我々の生活はこの四者の恩恵に依つて立せられるものであるから、この四恩に報ゆる事が社會生活の本義なりと爲し、之が爲には自己の修養に努め、この修養は實行に依つてのみ體得せられるものであるから、人は須らく四恩報謝を目ざして働らくことである。かくすれば物心兩面に安心立命が確得せられると云ふにある。従つて本會では崇拜の對照と云ふものは無く、修養研究道場の上部に白地に青絲を以て一圓圖とその下に天地恩、父母恩、同胞恩、法律恩の四恩字を四行に刺繡により表出した一枚の縦額を掲げ、これを修養反省の對象として居るのである。いま左にこの教義信條をや、詳細に掲げるであらう。

(A) 會の趣旨

「我等の生活は、混夢の中にあり、醉中にあつた。士農工商の別があつて教育も受け得なかつた。適材を用ゐずたゞ權勢と財産とを用ゐて居た。外邦の文明と物質を受け得なかつた。發願も研究もなかつた。職業なく遊食するのみであつた。收支を知らず豫算なくその日暮しであつた。有識無識男女老少善惡貴賤に共通に信奉さるる道學がなかつた。門閥、家勢、文筆ある者のみを道學君子と云つて居た。千人は千の心、萬人は萬の心であつた。博愛心なく合資心なく感化心もなかつた。萬物の本主を知らず、萬事の始終先後を知らなかつ

た。善悪貴賤の根本を知らず、是非と利害を知らず、只艱難怨望に終始した。感覺に理性を備へながら感覺なき彼の無情物に祝願して居た。己れ一身をも濟度し得ざる者が戸主となつて家族の前途を誤つてゐた。自他融合し得ず、自他の利害互に相衝突し、義理を斷つて自慙にのみ勞し以て白髮に至つて居た。

偶然なる天地の恩恵か、生育せる父母の恩恵か、相助する同胞の恩恵か、萬民を教化する法律の恩恵か、今や秩序ある教育が施かれ相當の教育ある者をして凡ての法を維持せしめ、道學に於ては有識無識貴賤の差別なしに融通する多くの教會が各地にあつて人々を化せしに依り、見聞は開け、感化博愛合資の心も生じ、所願なき者も漸次發願し、衣食用道に收支の計を樹て、誠心の教化は漸次その氣質を變化し來つた。しかし猶ほ遺憾な事には、新鮮な思考と新しき態度未だ汎く全社會に生せず、修養の不充分か、身を持するに安全なる態度を缺き、研究力充實せざるか、事實を顧みずして虚偽に惹かるゝ事多く、應用に注意せざる爲か、實行するところ稀少である。この修養研究、應用の三大力に於て未だ完全ならざる者は、須らく道徳學に従事して精神修養の力、事理研究の力及び作業取捨の力を得、四恩四要の明法を以て凡ゆる事物に接する時、この三大力を作用して以て世人の模範になり萬事に標準たらしむることを念とすべきである」(佛法研究會の趣旨)

(B) 修行とその目的

「現下の科學文明に於ては、物質を使用する人の精神漸く衰弱し、人の使用する物質の勢力日に隆盛にして衰弱せる精神を降服せしめ、人をして物質の奴隸たる生活をさせてゐる。凡ゆる人々の生活は恰も無知な奴隸に對して治産の權利を喪失せる主人の如き有様である。如何にしてその生活が波瀾の苦海たらざるを得よう。この波瀾の苦海を脱し廣大無量なる樂園の生活を建設せむとせば、須らく工夫の要道たる三綱領、八條目を知り之が訓練に依つて物質を使用する精神力を擴昌し、日に隆盛なる物質の勢力を降服せしめ、人生の要道たる四恩四要を實行し、以て波瀾苦海の奴隸生活をなす一切の生靈を廣大無量なる樂園に引導すべきである」(寶經六大要領總論)

(C) 工夫の要道

三綱領

一、精神修養

二、事理研究

三、作業取捨

八條目

一、信	進	五、不信	捨
二、忿	行	六、貪慾	捐
三、疑	條	七、懶	條
四、誠	件	八、愚	件

三綱領の内譯

1、精神修養

a、精神修養の要旨

精神とは心明靜にして分別性と住着心なきものを云ひ、修養とは内に分別性と住着心なく、外に心を散亂する境界に遠ざかりて、明靜なる精神を養成することなり。

b、精神修養の目的

生物は自づから知らむとし爲さむとするの慾心あり、人は更に視、聽、學びて知り爲すが故にその慾も數倍す。人はこの慾心を満たさむが爲に、禮儀、廉恥、公正なる法則を顧みず、權利技能武力を盡し、終に家敗れ身亡び煩悶妄想、憤心、焦慮の極、自暴自棄の厭世症となり、或は神經衰弱に陥り、遂に自殺を敢てする者あるに至る。故に多岐に分れ行くこの慾心を除去し、健全なる精神を得て自主力を養成するが爲には、須らく修養の要あり。

2、事理研究

a、事理の要旨

事とは人間の是非利害を云ひ、理とは天造の大小有無を云ふ。大とは宇宙萬物の本體、小とは森羅の萬象にして、有無とは天地四時の循環、氣象風雲の變化、萬物の生老病死及び世の興亡盛衰を云ふ。

b、事理研究の目的

人生は大小有無の理致に依つて建設され、是非利害に依つて運轉す。苦樂の自然なるは循環する理致の致すところ、その人爲なるは六根に依りて生ずる結果なり。事の是非利害を知らざれば、なす事悉く罪苦と化して、無限苦を免れず。理致の大小有無を知らざれば、自然的苦樂の原因を知らず。想短にして心偏、生老病死、興亡盛衰を解悟し得ざるべく、實と虚の識別なく、常に虚妄と僥倖に陥り、遂に敗家亡身すべし。故に吾人は天造の測りがたき理致と人間の多端なる事を豫め研究し、生活に臨みて事物を速に分析し明に判斷せざるべからず。

3、作業取捨

a、作業取捨の要旨

作業とは事の大小を問はず、眼耳鼻舌身意の六根を作用すること。取捨とは正義なるを取り、不義なるを捨つることなり。

b、作業取捨の目的

精神を修養して修養力を得、事理を研究して研究力を得たりとするも、實際に當りて實行し得ざれば効なし。凡そ人の善惡を知りて、善を行ひ惡を絶つ能はず、平坦なる樂園を棄て、險惡なる苦海に入り行くは、たとひ是非は知るも、火の如き慾心を制禦し得ざるか、或は鐵石の如き堅き習慣に引れ、惡を棄て善を取るの實行力なきが故なり。故に吾人は正義は必ず取り、不義は必ず捨つるの實行力を得、嫌惡すべき苦海を避け、望まじき樂園を迎へざるべからず。

八條目の内譯

1、進行條件

信 信とは、信する事なり、萬事を成すに當り、心を定むる原動力なり。

忿 忿とは、勇壯なる前進心なり、萬事を成すに當り、勤勉して促進する原動力なり。

疑 疑とは、事理に就いて知らざるを發見し、知らむとするを云ふ。萬事を成すに當り、知

らざるを知り得る原動力なり。

誠 誠とは、間斷なき心を云ふ。萬事を成すに當り、其の目的を達せしむる原動力なり。

2、捨捐條件

不信 不信とは、信の反對にして、信せざるを云ふ。萬事を成すに當り、決定するを得ざらしむるものなり。

貪慾 貪慾とは、凡ての事に常道を逸して過多に取るを云ふ。

懶 懶とは、萬事を成すに當り、成すを欲せざるを云ふ。

愚 愚とは、大小有無及び是非利害を全く知らずして、自行自止するを云ふ。

學者右三綱領八條目を繼續工夫すれば、千萬境界に自主的に應用し得る鐵石の如き修養力、千萬事理を分析する無限の研究力及び千萬事理を應用するに際し、勇猛に取捨する實行力とを得。この三大力を以て人生の要道を實踐せば、自由自在なるを得む。

人生の要道は工夫の要道に非ざれば、能くその道を踏むべからず。工夫の要道は人生の要道に非れば、能く工夫の効力を發揮し得べからず。工夫の要道は治病に於ける醫術の如く、人生の要道はその藥材の如し。(實經、六大要領、第二章工夫の要道拔萃)

(D) 人生の要道